

予算決算委員会都市経済分科会会議録

招 集

令和元年9月19日(木) 午前10時 議会委員会室

出席委員(7名)

(分科会長) 稲 田 清 (副分科会長) 又 野 史 朗
伊 藤 ひろえ 遠 藤 通 戸 田 隆 次 前 原 茂
矢 倉 強

欠席委員(1名)

田 村 謙 介

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】杉村部長

[経済戦略課] 雑賀課長 坂隠企業立地推進室長

[商工課] 毛利課長 高浦商工振興担当課長補佐 森脇ふるさと振興担当課長補佐

【文化観光局】岡参事兼局長

[観光課] 鶴籠課長 大谷観光戦略担当課長補佐

[スポーツ振興課] 深田課長 成田スポーツ振興担当課長補佐

[文化振興課] 下高課長 大野原課長補佐兼文化振興担当課長補佐 原文化財室長

【農林水産振興局】中久喜局長兼農林課長

[農林課] 富澤農政担当課長補佐 深田農林振興担当課長補佐

森脇課長補佐兼土地改良担当課長補佐

[地籍調査課] 景山課長 池信係長

[水産振興室] 赤井室長

【都市整備部】錦織部長

[建設企画課] 伊達課長 角課長補佐兼総務担当課長補佐

佐藤課長補佐兼管理担当課長補佐 折戸課長補佐兼企画調整室長

[都市整備課] 福住次長兼課長 北村課長補佐兼公園街路担当課長補佐

松本課長補佐兼米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 山浦次長兼課長 遠崎道路維持担当課長補佐

遠藤排水路維持担当課長補佐

[営繕課] 前田課長

[建築相談課] 湯澤次長兼課長 大櫃開発審査担当課長補佐

[住宅政策課] 原次長兼課長 東森課長補佐兼住宅政策担当課長補佐

潮課長補佐兼市営住宅担当課長補佐

【下水道部】矢木部長

[下水道企画課] 藤岡課長 山崎下水道企画室長 金川総務担当課長補佐 横木係長

[下水道営業課] 遠藤課長 林課長補佐兼料金担当課長補佐 村上普及担当課長補佐

[整備課] 宮田次長兼課長 山中課長補佐兼管路整備担当課長補佐

[施設課] 田口次長兼課長 高濱施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐 角排水指導担当課長補佐

【農業委員会】 宅和事務局長 日浦農務担当課長補佐

【水道局】 細川局長 松田副局長兼計画課長

[計画課] 岩坂課長補佐兼企画広報担当課長補佐

[総務課] 金田次長兼課長 湯崎課長補佐兼財務担当課長補佐

吉儀課長補佐兼契約管財担当課長補佐 羽柴係長

[営業課] 伊原課長

[浄水課] 松前次長兼課長 本池主査兼水源管理担当課長補佐

[水質管理課] 船川課長

[施設課] 石田課長 住田主査兼改良担当課長補佐

[給水課] 安村次長兼課長

[境港営業所] 松田所長

出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 森井議事調査担当事務局長補佐

傍聴者

安達議員 石橋議員 今城議員 岩崎議員 岡田議員 岡村議員 奥岩議員

尾沢議員 門脇議員 土光議員 三鴨議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者 0人 一般 2人

審査事件

議案第79号 平成30年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、当分科会所管部分

議案第80号 平成30年度米子市水道事業会計の決算認定について

議案第81号 平成30年度米子市水道事業会計剰余金の処分について

議案第82号 平成30年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について

議案第83号 平成30年度米子市下水道事業会計の決算認定について

議案第84号 平成30年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○稲田分科会長 皆様、おはようございます。ただいまから予算決算委員会、都市経済分科会を開会いたします。

田村委員より欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

本日は、11日の本会議で予算決算委員会に付託された決算関係議案、議案第79号、平成30年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、当分科会所管部分、議案第80号、平成30年度米子市水道事業会計の決算認定について、議案第81号、平成30年度米子市水道事業会計剰余金の処分について、議案第82号、平成30年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について、議案第83号、平成30年度米子市下水道事業会計の決算認定について、議案第84号、平成30年度米子市下水道事業会計剰余金の処分についてを審査いたします。

審査は、都市整備部、経済部、下水道部、水道局の順で、発言通告一覧表に沿って行います。

この際、委員の皆様申し上げます。審査終了後に指摘事項の取りまとめを行いますが、指摘事項に上げる項目は、実際に発言された指摘事項しか上げることができませんので、指摘をされる際には、質問や要望で終わることなく、その旨をはっきりと伝えていただきますようお願いいたします。これは確認ですので、必ず指摘であれば指摘と発言してください。よろしくお願いいたします。

あともう1点ございます。遠藤委員より追加案件の申し出がございました。委員の皆様の机の上には置かせていただいておりますが、項目といたしましては、市道の認定と管理についてでございます。これを本日の審査項目に加えたいと思っておりますが、お諮りいたします。この項目を加えることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○稲田分科会長** 御異議なしと認めます。

順番といたしましては、建設企画課が2つ出ておりますが、その3番目に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第79号、平成30年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、都市整備部所管部分を議題といたします。

決算に係る主要な施策の説明書ですね、以下、説明書と言わせていただきますが、説明書の156ページ、事業番号312番、駐車場事業特別会計貸付金、こちらは戸田委員。

戸田委員。

**○戸田委員** 今の駐車場事業の特別会計の貸付金、これは特別会計もあるんですが、議場でもいろいろと多角的に議論されております。累積赤字が5億円というのがあって、これも私も一般質問の中でも指摘したこともあるんですけども、繰上充用をしてというような形をしておりますが、副市長の答弁もいろいろあるんですけども、貸付金3,000万計上されて執行しておられる。その辺の現在の状況を、まずその辺を伺っておきたいと思っております。

**○稲田分科会長** 伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 現在の状況でございますが、リニューアルオープンをさせていただきまして、今後の赤字解消についてでございますけど、平成30年度及び今年度にかけてまして、老朽化しておりました地下駐車場の機械式設備、これを撤去し、平面化にさせていただきまして、昨月でございましたけども、8月1日にリニューアルオープンさせていただきました。この改修によりまして、人件費の削減、それから管理費の削減、それから機械設備に係る委託料の削減等、年間に1,100万円程度の削減が見込まれるというところで今考えておるところでございます。そして、建設当初の起債の償還が平成28年度で終了しておりますことから、緩やかではございますが、収支は改善していくものと考えております。

それから、リニューアル後の経費の推移を見ながら収支のシミュレーションを行いたいと思っております。引き続き経費の見直しを図るとともに、利用者の増に努めながら、累積赤字の解消へ向けて取り組んでいきたいと考えております。

なお、この収支のシミュレーションでございますけれども、来年の3月議会、これをめ

どにお示しできるように準備を進めていきたいと考えておるところでございます。以上です。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 先に答弁があったんですけど、まず、この平成30年度、3,200万弱なんですけど、対前年度比、29年度に比較して3,000万ふえておるわけですけども、その要因は何ですか。

○**稲田分科会長** 角建設企画課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 3,000万増というところでの要因でございますけれども、これは、駐車場事業特別会計のうち、中に駅前地下駐車場と万能町と駐輪場と、3つの事業があるんですけども、その駐輪場部分の赤字部分ということで伸びたものでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今答弁があった、赤字を補填をしておるんだと。それで、まず基本を聞きまされども、繰上充用が常態化しておるわけですけど、この特別会計は、これはいつから始まって、何年間、これはなっておるんですか。

○**稲田分科会長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 駐車場事業特別会計が始まった年度については、申しわけございません。今ここにいつから始まったというのを持っておりません、また確認ができ次第、御報告申し上げたいと思います。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私はそここのところで大事なところを聞いたかったんですけど、要は繰上充用をずっと、会計年度が、それがずっと繰り返しをしておる。その手法がベストかどうかは私はわからないけれども、やはりそういうような考え方を、ずっと赤字補填をしてきてて、今、伊達課長がおっしゃったように、機器を取って収支バランスを向上化させるような方策を今検討しておるということなんですけど、繰上充用の簡単な今の理由説明の中で、ただ繰上充用しますよというような繰り返しをずっと、私、議員になってから伺っておるんです。一方、その辺の何か方策を、例えば有利な起債があるのかどうか、その辺のところを検討されておられるのか。全く繰上充用しておきゃえがなというような端的な考え方が私はいかがなんでしょうか、副市長、その辺はどうなんですか。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** この問題につきましては、かねて、戸田議員を初め、議場でも御指摘を受けているところであります。本来のあり方として、赤字の解消はなかなか見込めないものを繰上充用を続けていくということは、これはあんまり望ましい姿じゃない、このように思っております。以前からお答えしておりでありまして、この問題につきましては、どこかの段階で整理するということが必要だろうと。今御質問がありました何か有利な財源が使えるか。これは我々も当然、この問題に限らず、絶えず目を皿のようにして探しているわけでありまして、残念ながらちょっと今の段階でこれに使えるような財源というのは起債も含めてないというのが今の時点の状態であります。

先ほども担当課長のほうからもお答えしましたが、昨年度の11月から閉じてリニューアル工事をしておりました。8月1日、したがって、その関係で赤字が少しふえておると

いうのもありますけども、リニューアルオープンいたしまして、経費の節減とあわせて駐車場の台数も従来の、設計上は200台ほどとめれるんですけど、機械式がダウンして、76台だか78台だか、ちょっと正確に覚えてません。70台ちょっとぐらいしかとめれなかったのが、今回の改修で102台だったと思います。とめれるようになりましたので、そういった意味では駐車場の機能も回復したということもございます。この辺のことをちょっとよく見きわめて、先ほど担当のほうから申し上げておおり、3月議会をめぐり、今後の収支見込みというのを議会に報告させていただいて、そのもとで、特別会計で最後まで負担させる部分と、これは御案内のとおり建設費については一般財源を投入しておりますので、一般財源を充当して、本来あるべき姿に戻していく部分との判断を我々として議会のほうに御相談したいと、このように考えております。以上です。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** この問題については、20数年来ずっとこの様態で来ておるわけですよ。副市長と私も議会で議論したんですけども、今おっしゃったように、やはりこの様態は私は好ましくないと思うんですよ。どこかで終止符を打たれて、特会をやっぱりきちっと整理をされて、私はするべきだと思いますし、前回の住宅貸し付けの問題については有利な起債があったから、2億円程度、これを解消して、特別会計を整理をしたというふうな私も記憶があるんですけども、財政課長ともいろいろ協議するんですけど、なかなか有利な起債がない。しかしながら、いつまでもこれ、何十年間も引きずっておって、本当にこれが好ましいのかなというのは私は疑義があるわけですよ。今おっしゃったように、やはりこういうようなものは早急にある程度収支のバランスをとるような形で、今、機器の撤去をして、平面駐車をして、米子駅のJR南北自由通路のオープンと同時にその辺の収入も見込めるということも想定はされるんですけども、やはり抜本的な事務手法を改める私はもう時期に来ておるのではないかなというふうに思いますので、これは強く指摘しておきたいと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、戸田委員から言われた貸付金の問題で、決算書の明細書を見ると、補正予算で3,400万組まれておって、不用額が2,600万になっているんですね。こういうことを考えてみると、一般財源からの貸し付けをする理由があったんだろうかというふうにも読み取れるんですが、これはどういうことなんでしょうか。

**○稲田分科会長** 角課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 不用額の補正内容というところについて、確認をさせていただけたらと思うんですけども、よろしいでしょうか。

**○稲田分科会長** 附属資料の146ページ。

**○遠藤委員** 145ページから146ページ。

**○稲田分科会長** 146ページの一番右側の不用額の、項目としては駐車場管理費。

**○遠藤委員** 特別会計の中に2,600万円の不用額。

**○稲田分科会長** 一番上のところでいいですね。

146ページにございます、これは平成30年度決算附属資料の146ページ、不用額の欄がございます。1款駐車場費のところでは不用額が2,687万9,133円ありますので、このことについての説明をお願いします。

角課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 失礼いたしました。ありがとうございました。

2,600万円の不用額についてでございますけれども、これは決算附属資料の145ページから146ページにかけまして、款項目でいいますと、1款1項2目の駐車場整備費というのがございます。こちらのほうで1,524万5,000円上がっております。今回、地下駐車場の整備事業といたしまして、平成30年度、そして平成31年度、令和元年度にかけて、2カ年度の事業で、単年度ごとの事業費で事業を進めておりまして、そのうち30年度の地下駐車場部分の工事請負費、これの減が主なものでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 減になつとるけど、僕が今聞いておるのは、一般会計から貸付金として載つとるのが3,100万でしょう。補正では3,400万になつとるけども。トータルでいうと3,100万だな。だけど不用額が2,600万出ておるといふことは、一般会計で貸し付ける必要の理由が見えなかったんじゃないかというのが、トータルで見るとそうなるちゃう。貸し付けの理由が見えないよ、これでは。足りないから3,000万出して、決算したら不用額もなくて、それを下回ったというならまだいいけど、だけど2,600万というか、3,000万、一般会計から貸し付けしちよいて、2,600万余るといふ予算の組み方は妥当なのか。

**○稲田分科会長** 角課長補佐。

**○角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 30年度の決算収支を見た際に、駐輪場部分というものの、冒頭にも説明をさせていただきましたが、駐車場事業特別会計の中には地下駐車場事業と万能町、そして駐輪場事業の3本柱がございますけども、これのうちの駐輪場部分といいますのが、予算上、特別会計ではあるんですけども、決算をする際に、全国的な自治体を比較する際に使用します普通会計というのがございます。この駐車場事業特別会計のうち駐輪場部分はこの普通会計に該当しますことから、切り離してといいますか、別に考えているところがございまして、今回、30年度決算をしたときに、駐輪場部分の収支を見たときに、累積の赤字も含めまして3,000万円程度あったというところから、一般会計からの繰り入れという形になったものでございます。それで、結果としまして、全体の特別会計で見ますと、収支が黒字というような格好になっておりますので、今、遠藤委員さん御指摘いただいたような傾向が見えるかと思われまして、以上でございます。

**○稲田分科会長** では、312番は終わります。

次に移ります。決算附属資料151ページ、市営墓地事業特別会計、墓地管理手数料。  
遠藤委員。

**○遠藤委員** 未済額ですね。これは件数と額について説明をいただけますか。

**○稲田分科会長** 伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 平成30年度の墓地管理手数料に係る収入未済額の件数と額についてでございます。全体で528件、145万7,340円です。内訳についてですが、平成30年度の管理料、これが54件、15万5,690円、それから、平成29年度までの滞納繰越分、これが474件、103万1,650円となっております。

なお、墓地ごとの内訳につきましてですが、まず、北公園墓地でございます。全体で82件、30万6,360円。さらに、そのうち平成30年度の管理料のほうは11件、4万

420円、滞納繰越分につきましては、71件、26万5,940円。次に、南公園墓地についてでございます。442件、114万6,980円。内訳は、管理料のほうは43件、11万5,270円、滞納繰越分につきましては、399件、103万1,710円でございます。最後に、淀江墓苑でございます。4件、4,000円でございます。平成30年度の管理料の未収額はございません。29年度までの滞納繰越分につきましては、4件、4,000円でございます。以上でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 北公園墓地、南公園墓地、管理料は1件幾らですか。

○**稲田分科会長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 管理料についてのお問い合わせでございますけれども、まず、南公園ですが、南公園は墓地の区画によって一部管理料が異なるものはありますけれども、区画によりまして大体一番安いものが1,720円、一番高いものが4,300円となっております。続いて、北公園墓地でございますが、金額が2種類ありまして、3,440円と4,300円。淀江墓苑につきましては、1,030円、このようになっています。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ、滞納になっている皆さんの理由はどういうことですか。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 滞納の理由ということでございますが、使用者が所在不明、または使用者が死亡していることなどが挙げられます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その所在不明、死亡されているという方々に対する滞納はどういうふうに処理されるんですか。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 通常は、管理料の納付がないものについては、督促状を送付した上で、さらに納付のないものについては、年度内に2度、催告状を送付しております。電話番号とか連絡先がわかるものにつきましては、電話による催告も都度行っております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 所在不明で死亡された方は、電話をかけられなきゃ、催告状を送っても届かないと違うの。届くかいな。

○**稲田分科会長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 死亡された方ですとか所在不明の連絡のとり方といいますか、滞納処分の連絡のとり方ですけれども、親族調査を行いまして、その親族の方に文書を送付というか、管理料を送付したりしているところでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 親族の方に送るということは、相続権があるということでやっておられるわけ。そしてその親族の方は、相続権を持つとるけん、ほんならどうのこうのということで対応しておられるわけ。

○**稲田分科会長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 親族権ということでございますけれども、実

際、使用者、例えば固定資産税とか、そういうものとはちょっと異なっておりまして、相続とかというものはないんですけれども、その使用者、次に使われる使用者という方を探す上で、親族調査を行っているものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 聞いておるのは、亡くなっておる方と、それから所在が不明の方が滞納になっておって、次、そのところを使っただけの方を調べておりますということは話が違くない、僕が聞いておるのは。滞納があって亡くなった方や所在不明の方に対しての滞納はどう処理するんですかと聞いておる。そうすると、親族の方に連絡しておりますと言われるけど、親族の方は相続権がありますかと聞いたわけです。だけどそうじゃなくして、その後を使っただけの人を探すために電話しておりますという話になっちゃう。全然つじつまが合わんで、これ。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 死亡している方なんですけど、親族調査を行いまして、その親族に対して承継の手続をしていただくように働きかけておるところでございます。連絡がとれない場合というのもございます。そういったときには、入り口に看板立てて連絡してもらおうように促しているというようなことも行っているところでございます。とにかく親族調査を行って、承継、それから、そういった親族の方に連絡をとらせていただいて、何とか承継してもらって払っていただくというところで連絡しておるところでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 直接面談というか、家庭を訪問されて親族の方に会っておられるんですか。僕はなぜこれにこだわるかという、以前の決算委員会でも取り上げたことがあるんですけども、ただ通告をしております、書類を送っております、電話をかけておりますだけにとどまっとただ、この業務。金額が安いからということで、そういう簡便な扱いかどうかは知らないけども、いっても公金ですからね。ただ一方通行の、連絡ほどしました、けど返事が来ませんでした、けど滞納が残りました、こういう結果が起こるとるんじゃないかと私は心配しております。直接行ってその親族の方に面談をして、今言われたように手続をしていただけますかということがあって、手続しますということになったのか。電話ほどしちょうもんだけん、そこら辺の話までまだしちょうませんと、こういうことなのか。僕はここのところが非常にひっかかるんですよ。多分これだけの件数の内容ですから、例えば南公園墓地、399件でしょう。家にすると399軒の家なんです、これ。北公園墓地、私も利用させてもらっているけど、71件。これ直接会ってね、この金額でだめだと言われる方がおられるんだろうか。例えば親族が、そぎゃんことを、迷惑かけておりますかいなど、ほんなら私が立てかえておきますわとか、それから、もう亡くなりましたけん、今回、滞納はうちが払っておきますけど、もう契約を解除していただいけませんとか、会うとそういう話ができるんじゃないかと私は思うんですけども、そういう直接面談をした上でこういう処理になってくるんですか。

○**稲田分科会長** 角課長補佐。

○**角建設企画課長補佐兼総務担当課長補佐** 今御指摘のありました面談につきましては、現時点ではできてないところでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。



**○遠藤委員** 僕は、できてないじゃなくて、やっぱりそういうところまできちんと仕事というものはしていただかないと、ただ数字的に、決算したらこれだけの滞納が残っておりますけん、報告しておきますということじゃ議会は通らんよ。これははっきり申し上げておきますけども。そういう点については十分に滞納に対する対応についてはきちんと領分を果たしていくような体制をとってもらって、行動で示してもらいたい。このことを指摘しておきます。

それとね、委員長。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この滞納が、今、所在不明とか死亡とかということと言われておるんですけども、4,300円、私、毎年通知いただくんですよ、封筒でね。その中に僕は工夫する方法があるんじゃないかと思う。例えば、今、私なんかもそうなんだけども、恥ずかしい話だけど、墓を守る子どもがおらんだ。そうするとね、自分の代で始末しちゃうと、それこそこういう迷惑かけることになる。いわゆる終活計画というかな、最近はやりの。今、本当に深刻な状態が墓地の関係で出てますよ。そうするとね、この滞納になっている皆さん方も含めて、あるいは現在払っておられる方も含めて、そういう方々の状況というのは多分存在していると思うんです。そうすると、送り状の料金のお知らせの中にね、お願い事項というような形でもいいから文書を残して、例えば今後とも継続して御利用いただけますとか、継続して御利用できない場合については、あらかじめ契約を返上していただけないとか、解消しませんとか、そういうようなことを一つ載せて、そしてやっぱり毎年案内をするということも僕は一つの方法じゃないかと思うけど、こういう整理するために。相手に対しては失礼で、その権利を放棄しなさいと言っているわけじゃなくて、結果的にこういうことが起こると、いざ亡くなられたときには大変手間がかかるんです。例えば亡くなられた場合には速やかにお願ひしたいとか、極端に言えば、もうお亡くなりになるような状況であったならば、前もって連絡してくださいとかいうようなことも含めて、丁寧に相手方に連絡をする、そういった情報を提供しておくという工夫も僕は必要じゃないかと思うんですけど、どうなんでしょうかね。

**○稲田分科会長** 伊達課長。

**○伊達建設企画課長** 大変参考になる御提案をいただきました。生き死にかかわることなので、失礼にならない文面、こういったものを今後考えて、そういった納付書というんですか、そういったものを送るときにそういった文書を同封する、そういったことを今後考えさせていただきたいと思っております。

それからあと、滞納者の親族に出会わないか、ちょっと一つ前の質問でございますけれども、やはり親族さんというのは全国に散らばっておられまして、非常に遠方の方もおられます。そういった方で、一つ一つになるとちょっと旅費とか、そういったこともございますので、そういったことも考えながら、今後、近所の方、すぐ出会えるような方、こういった方はちょっと出会ってお話でもするようなことを今後考えさせていただきたいということで思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 整理しておきます。相続権はないでしょう、この場合は。でしょう。そうすると、親族を拾い上げてみたって、これ、相続権がないのにどうしようもない、逆に言え

ば。だからそういうことって、今申し上げたように、例えばその中で、よく在宅介護の関係で、一番最初に通報する人は誰ですかということで必ず言うじゃないですか。例えばこの墓の場合も、だけん一番最初にそういう責任を持ってもらうというか、話のできる相手はどなたさんですかということを決めておいたがええと思うよ、僕は。というようなことを含めて、もう少し管理の中身を工夫してもらいたい。このことを指摘しておきます。

**○稲田分科会長** ほか、この項目、よろしいですね。

次に参ります。次は、冒頭、諮って、遠藤委員から申し入れの部分ですね。市道の認定と管理について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 発言通告を漏らしておって、追加させてもらって、御理解をいただいて、感謝いたします。

そこで伺いますけども、平成30年度の市道認定と廃止の件数、これわかりますか。

**○稲田分科会長** 伊達課長。

**○伊達建設企画課長** 30年度の市道認定と廃止の件数でございますが、認定につきましては18件の議決をいただいております。廃止については1件の議決をいただいております。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 次に伺いますけども、この市道認定をする場合に、米子市には市道認定基準という規定を設けていらっしゃいますか。

**○稲田分科会長** 伊達課長。

**○伊達建設企画課長** 市道認定の基準でございますが、市道認定基準というものは設けております。

**○遠藤委員** ある。

**○伊達建設企画課長** ございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それは市民なり議会はどのようにして知る方法がありますか。

**○稲田分科会長** 伊達課長。

**○伊達建設企画課長** ちょっと今、公表というか、隠すものではないんですけども、一般市民さんとかに見れるかどうかというのはちょっと今承知しておりませんので、確認をまたさせていただきたいと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これね、僕は重大なことだと思うんですよ。市道認定基準というのは議会にも示されないし、市議会も知る由がない。ましてや市民の方はなおさらわからない。しかし、業務としては市道認定いたします。何に基づいてやっている、自分たちの懐の中にあります。これで本当に公正な業務ができるんですか。各インターネットで探してみました。米子市、出てきません。米子市が出てくるのは、市道関係では占有権の問題だけです。他の自治体見るとね、みんな表が一面にだあっと出てくるんですよ、市道認定基準。この違いというのは何ですか。

**○稲田分科会長** 伊達課長。

**○伊達建設企画課長** 質問の答えになってないかもしれませんが、隠すものではご

ありません。聞かれればお答えをしておるといところでございますので、広く皆様に御周知できるよう、今後ちょっと検討というか、ホームページに載せるとか、そういったようなことを考えさせていただきたいと思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これね、道路法を御存じだと思いますよね。道路法において市町村道という道路区分があって、その市町村道を決めるのは市町村長が決める、こう定めてありますよね。それをきちんと内部的に事務手続をするために、市道認定基準が存在するんじゃないですか。そういうことになってくると、僕は公表されるべきものだと思いますよ。いうことを指摘しておきます。

もう1点は、市道認定に関する要綱、市道認定基準だけでなしに、その全体をさらにくくっていく市道認定、事務的な流れというものを含めた位置づけの要綱、これなんかもついている自治体があるんです。米子市はこれもないですね、要綱も。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 要綱はございません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕はあわせたものだと思ってます、要綱と市道認定基準。それはぜひ公文書として僕は確立してほしい。そのことは何を今度は指すかといいますと、この市道認定基準の中に道路用地の規定が入るんですよ。道路用地の規定が定めてある。どこの自治体見てもこれがみんな入っている。そこはどこから出てくるかというと、道路法の私権の制限、第4条、これがあるために市道認定基準にこの道路の用地についての規定をさらに具体的に定めている。こういう流れになっているんです。そうするとね、私権の制限、これが道路認定をするときに重要な役割を果たすんです。ですよ。今まで18件の中で、平成30年度ありましたけど、認定した分が、まさか所有権が残った認定というのはないでしょうね。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** これは多分残ったというか、多分民地か何かで残った、米子市以外の土地で残ったということだということでお答えさせていただきますけども、全て米子市に帰属、寄附をしていただいております土地でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そこでね、もう1点伺いますけども、市道に対して、これは予算全体会で副市長とやりとりした部分なんだけども、市道認定した市道に借地料を払っている経緯がありますよね。これは僕は不当じゃないかなと言ったけど、副市長は不当ではないという発言をしておりますけども、道路法から見て、今言った市道基準から見たときには、これは明らかに違法行為に入るんじゃないかと私は理解するんですが、どういう見解ですか。

○**稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

○**錦織都市整備部長** 今の市道の借地のことでございますけれども、議員さんがおっしゃられるとおり、第4条のほうでは私権の制限という形で規定されております。これについては当然、その条文があるということにつきましては、借地、そういったところの使用する権限の取得、こういったところも含んでいるといところで考えております。それで、経緯といたしましては、市道認定の供用開始告示する際にはやっぱりその土地所有者の方

の承諾を受ける必要がございますので、市としては、借地という形で使用する権限を確保いたしましてやっているというところがございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 部長ね、それが間違っていると。道路法で、今、第4条で私権の制限を確認されましたよね。この私権の制限ということはどういう意味を指していますか。どう理解されていらっしゃるんですか。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** この条文のとおりでございまして、道路を構成する敷地、支壁その他の物件につきましては、私権を行使することができない。ただし、所有権を移転し、または抵当権を設定し、もしくは移転することについては妨げないという形でございまして、それ以外のものについては制限されるというところで考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 説明になってない。私権の制限とは何ですかと、具体的に。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 例えばその土地を使って使用収益とかされるような、そういったところの権利が制限されているというところだと思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 最高裁判例を皆さんにお配りしていると思います。目を通してもらいたいと思いますが、最高裁の判例では、昭和41年でございまして。道路の所有権を持つ人が、敷地の所有権を持つ人が土地収益権を主張することはできないと、道路管理者に対して。こういうことが最高裁で確定しているんですよね。これは確認できますか。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 議員のほうから提供いただきました資料を見させていただいたところでございます。これにつきましては、道路供用開始以降に所有権を取得されました第三者の方が、要は使用収益権の行使が妨げられているということを理由として損害賠償を求められたというものだと思います。これにつきましては、道路法の規定に基づき私権の行使を制限された状態において土地所有権を取得したものにすぎず、被告人に対し損害賠償請求権を有するものでない旨、判断したことについては正当として是認するという形のことになっておりまして、上告が棄却されたというところで理解しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうするとね、借地しているという今の現状という考え方自身が僕は間違っていたと思う、この法律からいくと。市道認定という道路法に基づいてやった場合には、例えばその根の部分に当たる権限が存在をしておっても、その方とは当然に了解をとって市道認定したわけですから、その方も理解をしていただいたという前提になると思うんですよね。そうすると、その方が収益権を主張することはできないと、こういうふうに裁判で決まっていると思うんですよ。そうなってくると、契約をしますという行為自身が無効になるんじゃないですか。収益権が認められないのに契約をしますということになっちゃうと、収益権を逆に言うと認めた形の契約になってしまう。こういう理屈が出てくるんじゃないですか、と思いますよ。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 遠藤委員さんから御提供いただいた裁判等の資料でございますけれど、この中に、道路法に定める道路を開設するためには、原則として、まず路線の指定または認定があり、道路管理者において道路の区域を決定し、その敷地等の上に所有権その他の権限を取得し、必要な工事を行って道路としての形態を整え、さらに供用開始手続に及ぶことを必要とするものであるということがございますので、当然そういった所有権その他の権限を取得するということは前提になってくるということで考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 聞いていることとつじつまが合わん。所有権を取得するためということは当然のことだと思いますよね、これは道路法に基づいてやった場合は。今言った市道認定基準を設けた場合には当然それはみんな入っとるわけ。要らんことが起きないようにという、整理をしてかからないけませんよということの定めがあるわけだ。けども一旦道路認定してしまうと、市道認定してしまっちゃうと、その所有権が例えば存在しとったとしても、その人は土地の収益権を主張することができないと、こういう法律の定めでしょう。裁判の結果でしょう。それは理解できるでしょう。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 御提供いただいているこの使用収益権の行使が妨げられていることを理由として損害賠償をできないというところは理解しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私は、米子市が借地料で軽減します、用地を取得します、こういう議論を何遍もやってきたけども、用地を取得する理由はないんですよ、もっと言えば。土地所有権の主張ができないんですから。だから今の道路認定したまんまですとつじつまが合わないんですよ、廃止せん限りは。だから契約を結ぶ必要もないんですよ。そのことを法令は言っているんじゃないんですか。けどそれに対して借地契約をいたしました、借地料払わないけませんというふうなことがなぜ続いておるのかということが僕は問題だと思うんです。昔からあったことだけん、引き継いでおりますよでは事は済まされなないと思います。法律の流れから見ると、26年ですか、新しい法律が誕生したのが、道路法の関係で。そういう流れはわかりますけども、それ以前にあったものだけじゃなくて、46年ごろでしょう、この市道認定したのは、米子市が。新法に基づいた認定なんですよ。そうすると、新法違反なんですよ。新法では認めてないんですよ。私権の制限をちゃんとかけているんです。だから今言ったような流れが出てくるんじゃないですかと。そうすると、今まであったことだと、だから仕方がないじゃないんじゃないですかと。契約をすることも借地料を払うことも、この法律に基づいて整理をしていく。だから用地買収して余分な金をかけることもないんですよ、これ。新しく市道認定するのは別ですよ、これは。今しているところに権限が存在しておることについて、買収しなきゃならないといったことは、なくても市道としてやっていけるということじゃないですか、これ。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 今、担当部長のほうからもお答えいたしました、委員がお示しされている判例というのは、重ねて申し上げますが、現所有者から道路認定後に所有権が移転し、その移転した道路認定時には所有者でなかった第三者が道路法の規定に基づいて私権が制限されていることをもって、損害を受けているから損害賠償を請求するという請求に対し

て、その損害賠償は認めないと認めた判例であります。このことをまず押さえていただきたいと思います。

道路としてまず民地を使うという段階で、道路認定の一番最初の時点、道路として使用し始める最初の段階ですけど、これは当然何らかの権原を持たなければ、勝手に民地を道路にすることができないということはもう当然であります。議場でもお答えしましたが、現在であれば、あるいは昔もそうかもしれませんが、通常は用地買収という形で買収をして、そして永久的なといましようか、所有権を市が取得して、そこを道路にするという形で行われるのが通例ですし、それが望ましい姿、通常ある姿だと思います。

しかし、今回問題になっている案件につきましては、そういった意味で、あるべき姿ではない姿になっているということはそのとおりだと思います。ただ、一方で、道路法自体も、先ほど条文を読み上げていただきましたが、その後の所有権は否定していないということからわかるように、所有権を必ずしも用地買収等で道路設置者が取得しなくても、その他の権原、具体的に言うと借地権等を取得して道路を敷設するということもあり得るということを法上も想定しているわけでありまして。一番最初の権原を取得する際の賃貸借契約、あるいはそれに引き続くような賃貸借契約までを全て無効だと、そういったものは成立しないんだということを定めているものではないということだと我々は理解しておりますし、ただ、繰り返し申し上げますが、本来あるべき姿ではないというふうに思いますので、かねてからもお答えしておりますが、この解消に向けて地権者の方に買い取らせていただくように交渉をしておると。そして、実は、3月議会にたしか議員から同じような御指摘を受けたような気がしております。その後も精力的に交渉するように指示をして、まだわずかでありますけども、案件が動き始めている案件もございますので、引き続き地権者の方に買い取らせていただくように交渉を重ねて、買い取りしたい、このように考えております。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ここだけ時間をとってもしけませんけど、副市長ね、僕はもう少し判例なり含めて整理して、議会に対する説明、もちろん市民に対する説明なりもしてほしいと思う。今の副市長の理解はね、僕は納得できないですね。当局から私にいただいた私権の制限というこの道路の、これは判例集なのか行政事例集なのかわからんけども、こう書いてあるんですよ。今、副市長がおっしゃったように、供用開始が有効であれば、公用制限はその権原の有無にかかわらず、道路管理者による公用廃止がない限りなくなならないから、道路を廃止する意味での返還の訴訟において認められることはないと言ってよいだろう、こういうふうにも、当時のこれは大審院判決、こういうものが載っておるんですよ。そうすると、今おっしゃったように、借地権というものを含めて道路認定をしますという行為自身がおかしな話になるんですよ。道路認定するというのは、所有権を含めて、本来なら全部これは収用というか取得してやる問題であって、土地所有権を、借地契約するということは、そういう所有権が存在するから契約することになるんじゃないですか。だけど中にはそういう経過があって残っておるかもしれんけど、道路認定してしまった以上はもう私権の制限がかかると法に書いてあるわけですから、それをあえて既存のものに合わせただけの解釈をするというのは、僕はおかしいと思いますよ、これ。

だから、委員長ね、ここで2人で議論しておっても始まらんけども、これはやっぱり当

局に対して、この辺の法的解釈を含めて、きちんとした事実関係を含めて、法令の判例を含めた、整理してもらった上で、議会に提出を求めたい。このことを指摘しておきたいと思います。

（「関連でちょっと聞いてみます。」と矢倉委員）

○**稲田分科会長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 何年ごろに計画したか。何メートル道路。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 借地契約のことですけれども、4路線ございまして、錦町2丁目2号線、これが昭和48年2月28日、それからあと、錦町2丁目3号線及び上新印上赤井手線というのが先ほどと同じように昭和48年4月1日でございます。もう1路線、朝日町公園線というのがございまして、これが昭和36年7月1日に契約をしております。

○**稲田分科会長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 何メートル道路。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 4メートル道路です。

○**稲田分科会長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 皆さんわかっておると思うけど、法以前の問題でね、皆さんも、私はもう長い議員生活しちゃうけど、それはもう頑として譲らんかったんじゃないでしょうかね。私、いつぞやのときに大ベテランに本会議で言われたけど、それは絶対だめだということで、私も自治会長としても絶対それはだめだと言って、4メートル道路でしょう。寄附しなかったらできないということ言ってきたわけだけど、だけんこういうものはね、今言われたけども、絶対これはもう今後認められませんので、市としてもこれは改善するようにやっておりますけどと言わないと、地域ががたがたになってしまう。わしゃ知らなかったからあれだけでも、これまでもいっぱい要望があってきたけど頑として譲らんかって、4メートル道路させてきたわけだけんな。それはできないということだった、絶対に。もう以前にそういう申し合わせになっているからということで、ずっと。今聞いてって、地元で怒られるような話だがん、これは法以前の問題だけん、やってもたら地域社会ががめちゃくちゃになってしまうよ。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員のほうからも御指摘がありましたが、改めて整理してお示ししたいと思いますし、そして、法律の専門家、あるいは国の見解も確認したいと思います。

今、矢倉委員からも話がありまして、先ほどの答弁、少し誤解を生んだと思いますが、今回問題になっている土地は、いずれも戦前から借地で、いろんな経過があって、実は市に残っている台帳等で追いかける原契約が昭和48年だということを今申し上げたんですけど、その前もあって、どうも戦前からそういったことが続いていたということがうかがわれます。ちょっと確実にどこまで歴史を追いかけるかというのはありますし、その途中で農地法の国の買い上げといったようなものにもかかったといったような記録もありますので、非常に歴史があるといえますでしょうか、歴史を重ねていることも考えられます。

ただ、いずれにしても、問題を解決しなければいけません。解決しなければならないということは我々もそのように認識しておりますので、ただ、その前提として、現在の法律

関係がどうなっていて、そしてこれからどうするのかということを中心に整理して、また議会のほうに御説明したいと思います。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね、過去のことが続いているという話もわからんでもないけど、例えば、今、矢倉さんがおっしゃったように、今、私も気がついたんだけど、市道に認定するため、4メートル最低幅員が必要ですよという条件がついているんですよ、今でもね。そうすると、過去に寄附された人が、それで市道認定という市道になって寄附された人がおられて、本当に所有権を全部登録しているかというのを私は聞きたい。財産登録。寄附を受けて書類は整っとるけども、それを本当に全部財産登記は済んでいるんですかということの中身があるんですよ。これ全部できてないでしょう、寄附してもらったやつ、財産登記が。そうするとね、今の議論をしちゃうと、これほんなら借地料を請求するわっていったらどうするの、これ。こういうことにもつながってくると思うんです、私は。知恵を与えることはないんだけど、寄附していただいたものが財産登記になってない件数があるんですよ、かなり、旧市内に。皆さん方、台帳を見てもらえばわかると思う。そうすると、市の財産になってませんから、寄附はしてもらっても、所有権残っちゃっているんですよ、相手に。そうすると、それをもって借地契約して、開き直られたらどうするの。寄附するって書類がありません。だって所有権がほかに残っとるだもん。こんなやりとりが起きるんですよ。いうこともあるんで、僕は道路法の解釈を間違えちゃうと大変なことになると思うんですよ、これ。これを申し上げておきます。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 今、副市長が言われたように、旧法なら旧法で、あったもんだとはっきりと図面に出しておかないと。旧法でなんていったらなかなか難しいところもそれはあるわけで、相続権でも何でもそうだけど、それをきちっと分けてやっぱり答弁していただかんと誤解を生んでしまうと思う。以上です。

**○稲田分科会長** じゃあ次に進みます。説明書158ページ、番号316番、都市公園管理事業について、こちら、この順番に沿っていかせてください。

戸田委員。

**○戸田委員** 都市公園等の維持管理についてですけど、これは私どもの田村委員が本会議でいろいろと議論しておるわけですけども、まずもって、今の都市公園だ、近隣公園だ、街区公園だ、緑地だというそのすみ分けがなかなか住民の方々には理解できない部分がいっぱいある。その辺の住民に理解していただくための手法ですよ。例えば立て札をするとか、そういうふうな対策というのは全く考えておられませんか。今の現状と考え方をちょっと伺っておきたいと思います。

**○稲田分科会長** 福住都市整備課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 都市公園と緑地公園というのがわかりづらいという御質問ですけども、都市公園と緑地公園につきましては、都市整備課所管の公園は、大きなもので弓ヶ浜公園、湊山公園、海浜公園などの比較的大きい近隣公園と、それから、地域の住民の方が利用されます街区公園などがございます。それから、緑地につきましては、今、民間宅地の開発とか、それから区画整理事業などにより、法に基づき設置された広場を緑地として管理をいたしております。



都市公園も緑地についても都市整備部の管理であることから、連絡方法などについても検討していきたいというふうに思っております。今、委員さん言われました、公園に公園名を書いた柱というのですか、公園についてはそういう表示するものがあるんですけども、緑地についてはございませんので、その緑地について、どういう表示の仕方がいいのかというのも含めてちょっと検討してみたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それでね、私も連合会長をしておいて、公民館長さんもかわられた。それで、連合会長さんもかわられて、経緯がなかなかわかりにくい。今、各公園にそういう標識とありますか、そういうものもいいんですけども、各公民館に、各連合会、連合自治会単位の中でそれぞれの緑地公園がいろいろあると思う。そういうふうな情報提供をきちっとされて、管理をしていくというような考え方はないんですか。そういうふうな、やはり住民の方からどこに行くかって、市には行かない。まず公民館に行って、草がぼうぼうになると、どうなっとうだと、ここは誰が管理するんですかというような、先般も、私、1週間ほど前にも伺って、実はこうこうですよって説明したんですけど、そういうふうな対応方というのは考えておられませんか。

**○稲田分科会長** 福住都市整備課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今の公民館単位での公園なり緑地、それから、委員さん今言われませんでしたけども、先月の委員会で、今の遊園地や子どもの広場というふうなものも含まれているかというふうに思います。それで、今、うちの中で、都市整備部の中で、今の公園、近隣公園、大規模公園、街区公園、それと今の子どもの遊び場と遊園地をプロットした図面をつくっております。その今の図面をどういう、公民館なのか連合会なのか、どういうふうな形でお示しするのがいいのかというのをもまた、連合会なのか、公民館、ちょっと協議をさせていただきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私ね、この間も公民館に出向きました。私の経験則の中で説明をして理解していただいたんですが、現地へ運んでみたら、やはり草ぼうぼうで、管理者が全くわからないという状況なものですから、公民館長さんも連合会長もその都度かわっていく。その辺の情報がきちっと伝わらない。そうなれば、管理する状況の中で、やはりそういうふうな書類をまとめられて、わざわざ都市整備部に電話入れて、これはどこの管理ですか、誰ですかというのは、私はいけないのではないかなと、住民サービスにはなっておらないじゃないかなというふうに思います。

遊具の問題については触れません。先般も言いましたので。窓口一元化はどうかというふうに思っておりますが、その辺のところを要望しておきたいなと思っておりますが、もう1点、区画整理事業で残った残地がいっぱいあるんです。私たちも自治会にいっぱいあるんですけど、先般もボランティアで刈りました。草刈りを。これ、自治会でボランティアで毎年2回刈っておるんですけど、私の家の近くもすぐ家内と2人で刈ったんですが、この対応は誰がするんですか。その辺のそこをまず伺っておきたいなと。

**○稲田分科会長** 福住課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 開発なり区画整理事業でできた法で定めた緑地につきましては、今現在、指定管理者で草刈り等をするということになっております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 指定管理者で刈っておる。私、指定管理者さんが刈っておるところを見たことがないよ。正直言って、うちの近所も4カ所ぐらいあります。これほとんど自治会で刈っておるんです。これね、自治会で刈っておるんですけど、自治会も高齢化してしまって、自治会のボランティアがなかなか揚げない。そういう現状を皆さん方は承知しておられますかね。それで、私も家内と2人、よく刈るんですけども、先般は隣の方が、御婦人が一人で刈っておられた。ずっと1日かかって。苦情があつてから草刈りをされるというのを、私、よく仄聞するんです。指定管理者ですよ。いや、直接これ自治会の単位ですよ。区画整理は緑地ですの誰々です。しかしながら、苦情があつてようやく草を刈るというような状況では私はいかんのではないかなと思うんですが、改めてその辺の管理をどのようにされておるか、集中管理しとるのか、その辺をちょっと伺っておきたい。

**○稲田分科会長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今の緑地につきましては、指定管理者のほうで、年1回ですけれども、除草を行っているということでございまして、ただ、1回ではちょっとまたすぐ伸びますので、ですけれども、緑地が160カ所ぐらいあるということで、今のところは年1回除草をさせていただいておるといふところでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** あのね、私、指定管理者に丸投げしておられるかどうか、私はその辺のところはよく理解できんですけど、本当にその辺を刈っておられるかどうかというのを担当者の方も巡回パトロールか何かしておられる。ほとんど刈ってないよ、私たちのところは。だから年1回刈っておられることを言われるけれども、なかなかその辺のところは私は理解できない部分がいっぱいある。私たちが刈ってしまったけん、刈らんでもいいわって帰られた例も私は結構あると思うんですよ。日報、月報、それが出てくるんでしょうから、そこで確認をされておるといふ思いますけれども、やはり今、先ほども言ったように、住民の方々が従来どおりなかなか協力を得られない、高齢化してこられて。私ども自治会やちも約100軒あったんですが、今は70軒です。だんだんだんだんそういうふうな高齢化なり、今の自治会を脱会されるのがいっぱい出てこられる。そうした中で、やはり協力というような態勢というのはなかなかこれからは望めんだらうなというふう思うんですよ。だからある程度もう1回その辺の都市公園というか、緑地とか、そういうふうな管理の問題については十分に検証されて、今後、指定管理者にまた、いつですか、指定管理者の、わかりませんけれども、その辺の発注なり、そういう内容についての十分に検討をいただきたいというふうに思います。これは要望しておきたいと申します。

**○稲田分科会長** 同じ項目。

前原委員。

**○前原委員** ちょっとかぶってしまうので、違うほうから言いたいと思ひますけども、8月の委員会の中で、自治会長さんにアンケートをとったということで、アンケートが集まりましたけども、これは全て市民ニーズとして反映されるのかなというちょっと疑問がありまして、やはり先ほども話がありましたように、自治会に加入されてない方もたくさんいらっしゃるということで、市民ニーズをしっかりと把握していかなきゃいけないんじゃないかなと思ひております。そのために、私自身もちょっとこれどうなのかなということ

がありまして、それは、街区公園でも緑地に関しても、災害が起きたときに一時集結所とか、避難所とか、地域の方がそこに集まるということもあると思うんですけども、そのときにせめて水道ぐらいは必要なんじゃないかなと思うんですけども、その辺の検討というのはされているのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 都市公園及び緑地の今の避難所としての水道施設の設置ということでございますが、開発の中でも小さい面積の緑地とか大きい面積の緑地がありますので、都市公園に準ずる規模の緑地につきましては、水道の整備について、住宅事情、それから人口変動なり利用状況を考慮しながら、水道、トイレなどの便益施設は必要だというふうに考えておまして、今後、便益施設の整備について検討してみたいというふうに思っております。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** わかりました。

それと、遊具についてなんですけども、遊具、少子高齢化の中で、子どもの遊具だけではなくて、中高年の遊具というのが最近見直されてまして、健康遊具というんですかね、中高年用の健康遊具というのが都市部ではかなり設置されております。こういうことについても検討しているのかどうかというのをちょっと伺いたしたいと思います。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 健康遊具の設置についてでございますが、健康遊具の設置につきましても、必要性など、地元の自治会などに聞き取りを行ってみたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** いずれにしてもちょっと今までの体制が、遊具が壊れたら電話して、それを対応するという、何かとっても管理としてはどうだったのかなという部分がたくさんあると思います。先ほどの話の中で、どこが管理しているかというのがよくわからないというのがありますので、管理者をまず明確にすることということと、遊具についても点検はされてますけども、これからの遊具というものを考えていただきまして、とにかく老若男女が集える、利用できる場所ということを考えていただいて、そういう設置も考えていただきたいなと思っております。

私のほうは以上でございます。

○**稲田分科会長** 要望ですか。

○**前原委員** はい。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私は、戸田委員と重なるところがあるんですけども、指定管理のあり方について、都市公園及び緑地公園の維持管理の費用対効果について、どのように考えているかということを確認したいと思います。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 都市公園及び緑地の費用対効果についてでございますが、費用対効果につきましては、具体的に比較検討は行っておりません。指定管理者が行っておりますアンケートや年1回の自治会長と行っております公園に関する意見交

換会で、指定管理者に対する評価はおおむね良好だというふうな御意見をいただいております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 自治会長と公園に関する意見交換はできてますけど、緑地に関する自治会長との意見交換はできているのでしょうか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 先ほど言いました公園に関する意見交換会につきましては、自治会に管理をさせていただいている公園についての御意見を伺っております、緑地についての御意見というのは伺っておりません。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 先ほど戸田委員がおっしゃられた、私も緑地についてもその名称とどこに連絡をするという表示は必ず必要だと思いますので、そこをお願いしたいと思いますが、あとまた、先ほど前原委員からありましたように、草が伸びてから連絡をいただいて指定管理が行くという形になっているのがとても多いんじゃないかと思うんですね。なのでこの行った後の一瞬はきれいでも、また見苦しくなってしまうという、後手後手に回っているというような状況がずっと続いているのではないかと思うんですね。なので計画的な管理のあり方の、予防保全という考え方もとのその計画というのは上がっているのでしょうか。予防保全。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 先ほど部長が申しましたのは、緑地が166カ所ございます。それを計画的に順次除草なりをしていっておるんですけども、何せ箇所、言いわけになるかもしれませんが、計画的に除草をしておりますけども、その場所場所によって早く草が伸びたりとか、なかなか伸びんかったりとか、いろいろございますので、苦情の電話がないかという、それは今現在も草が伸びたけん、草を刈ってもらえんだあかという連絡は今現在入っておりますので、だから管理する上で、ここは草が余計早いこと生えるとか、そういうふうなものを整理をして、また苦情等が来ないような、早目に処置ができるように指定管理者と話をしたいというふうに思っております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 結局ね、草がどっと大きくなって、ごみもたくさん出るわけだし、また、除草も大変になってしまうじゃないですか。また、景観としてもとても見苦しいというようなことがずっとあるということになると、やっぱり専門家で、プロでありますのでね、そのための委託なので、それはきちんとどこら辺で、一雨ごとに草も生えますし、夏は特にですし、それはもう承知の上だと思うんですね。そういうことを、やっぱりきちんと管理をしてもらうということがまず必要だと思うんですね。

もう一つは、先ほどもございました自治会との話は、緑地だったらできていないんですね。私が以前聞いたときは、緑地は年に2回除草してますって言われましたけど、今は1回ということでした。私たちの自治会も、緑地、2カ所あるんですけども、全然自治会が管理してない、清掃してないところと清掃しているところがあるんですね。清掃しているところは、じゃあ自治会との話をしてください。自治会も定期的な清掃をしているので、除草作業をしているので、自治会と話をしてください。でもいまだに話もできてないので、

それこそ私たちが終わった後に除草しているのかもしれないし、してないのかもしれないし、とても不明確なんです。なのでそういうようなことをやっぱりきちんと明確にしていたいただきたいというふうに思います。それが1点です。そこはお願いできますでしょうか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** その点につきましては、ちょっと今、自治会長さんの件もありますし、指定管理者ともちょっと話をしてみたいというふうに思います。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 実態をきちっと捉えて改善していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、複数の管理委託への検討状況についてですが、指定管理、1業者ということ、問題もあったということです。なので、私は複数の管理委託、さっき答弁でも緑地が160カ所、たくさんあるのでというような弁解めいたこともありましたので、なのでやっぱりきちんと維持管理していくということになれば、複数の管理委託の検討状況について、もうちょっと検討する必要があるんじゃないかと思いますが、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 公園の指定管理者の割合と申しますか、現在1社で行っておりますが、それを複数ということでございます。現在、指定管理者の分割については検討しているところでございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 検討状況について、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今、1社で指定管理を米子市全域しておりますけれども、その中で、何分割にするかとか、メリット、デメリットなどをあわせて検討をしている最中でございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** それはぜひ早急にしていきたいなと思います。

一つこれは提案ですけれども、例えば下水道のポンプ場の除草は障がい者の優先調達などを使っておりますので、そういうこともできるんじゃないかなと思うんですね。優先調達もございまして、除草について、障がい者の、これは施設外就労ということになると思うんですけども、そういうようなこともできると思いますので、それはどちらにとってもメリットが大きいのではないかと思いますので、研究していただきたいと思います。以上です。

○**稲田分科会長** 要望でいいですか。

○**伊藤委員** はい。

○**稲田分科会長** では、次に進みます。163ページ、事業番号325、公園施設長寿寿命化事業、こちらは伊藤委員。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 前原委員の質問にも重なるところなんですけど、老朽化の判断と遊具の考え方についてお尋ねしたいと思います。

まず、老朽化の現状とその判断基準についてお尋ねしたいと思います。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 老朽化の現状と判断基準についてでございますが、老朽化の現状は、平成30年11月時点での遊具の健全度判定に基づいて説明させていただきますと思います。

A判定の施設が33施設、B判定が247施設、C判定が111施設、D判定が2施設で、計393施設でございます。その判断基準につきましては、遊具の健全度の判断基準として、国土交通省が出しております公園施設長寿命化計画策定指針の評価基準によるものでございまして、公園施設製品安全管理士や公園施設点検管理士などの点検で判断をしております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** お尋ねしますが、この公園施設製品安全管理士や公園施設点検管理士というのは、市の職員さんにも何名かいらっしゃるということですか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 公園施設製品安全管理士や公園施設点検管理士につきましては、市の職員に有資格者はおりません。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** それでは、ここも指定管理というところなんですか。こここのところも。

○**稲田分科会長** 北村都市整備課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 遊具の健全度判定につきましては、指定管理者のほうから資格を持った業者の方のほうに依頼をして、健全な判定を行っている状況です。以上です。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 市が直接この点検を、だから点検を資格を持っている人に依頼するのではなくて、指定管理者が依頼しているんですか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今の点検につきましては、日常点検は指定管理者がしております。国が定める点検につきましては、今説明しました公園施設製品安全管理士や公園施設点検管理士の有資格者がするというようになっておりますので、指定管理者の中にもこの公園施設製品安全管理士や公園施設点検管理士の有資格者はおりませんので、外注をしております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 遊具のことなんですけれども、やっぱり日常点検がとても重要だと思うんですね。それは指定管理者がやっているということですが、日常点検が十分できていれば、定期点検、あわせて行うというような、定期点検と日常点検、機能的な補完が重要であるというふうにされてますので、その部分が十分できていれば、大きな修繕、大変ひどい修繕が必要なこととはなかなか私は発生しないのではないかなと思うんですね。けれども実際はちょっとここまで投げっ放しになっていていいのかなというようなものがやっぱり見受けられますので、この辺の日常点検、定期点検はまたさらにきちんと、指定管理の範囲なのかなと私は何かとても疑問に思うんですけれども、やっぱり市がもうちょっとか

かわってやっていくということが必要ではないでしょうか。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 日常点検と、それと定期点検というのがございますけれど、これについてはやっぱり検査項目がかなり違ってくるということもございますので、あくまでも日常点検は目視なり、そういった形で異常がないかと確認する分でございます。定期点検は、それに基づいて判定していかれるという形なものですから、その検査の内容自体がちょっと違うというところもございますので、ちょっと定期点検についてはそういった専門性を有するということがございまして、有資格者がいないという形で、それについては外注しているということでございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** その外注の、何で市が直接行わないのかなというのが私の疑問なんです。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 今の外注については、市のほうが直接発注をしまして点検をしているという、定期点検についてははしている。

（「さっきと違うね。」と前原委員）

定期点検は……。

（「指定管理者のほうから。」と声あり）

○**稲田分科会長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 先ほどと繰り返しになるかと。部長とちょっと意見が違ったということがあるんですけど。

○**稲田分科会長** 答弁してください。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 実際、指定管理者のほうから資格を持った業者のほうに健全な判定を依頼というか、点検を行っているのが事実です。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 何かとでもちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。やっぱり市がもっと責任を持ってしなければ、適切な維持管理をこうやって指定管理者に全て丸投げしてしまっているのかなととても不安に思います。実際に弓ヶ浜公園でも壊れたまま投げっ放しにして、危険じゃないですかとか、使用禁止の張り紙をかけてますというような市民の声もたくさんいただくので、それは改善していただくように指摘しておきたいと思います。判断についてはそういうようなところでお願いしたいと思います。

次に、遊具の対象や目的、利用者及び地域住民のニーズの把握は、先日の委員会でもお聞きいたしましたけれども、改めてどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 遊具の対象や目的についてでございます。

現在設置しております遊具は小学生程度までを対象としておりますが、公園利用者の対象は子どもさんだけではないというふうに思っております。

地域住民のニーズについての把握でございますが、昨年12月に自治会様へ公園についてのアンケート調査を実施したところでありまして、このアンケート結果を参考に、地元自治会と協議をしてみたいというふうに思っております。

また、先ほど言いましたけども、年1回の関係自治会長との公園管理に関する意見交換会も開催しておりますので、その中で自治会のニーズについて把握に努めたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほど遠藤委員のお話もございましたが、私もやっぱり手紙を送ってアンケートでまた返ってくるというような形よりか、さっき答弁にもございましたきちっとした協議をやっていたらいいと思うんですね。例えば担当課がその地域に出向き、どのようなあり方を一緒になって考える、集約していくというようなことが必要ではないかと思うんですね。例えばD判定のところは今も改善というふうになってますけれども、C判定だとか、B判定だとか、そういうふうこれから改善をしなければいけないというところは特に早急に地域に出向いてさまざまな意見を、やっぱり自治会だけでも集約でき切れなところがありますし、そういうふう話していく必要があると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

**○稲田分科会長** 福住課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今、長寿命化で遊具を更新しております。遊具をどういった形の遊具にするかということにつきましては、地元自治会と協議をしながら、その設置する遊具の形といいますか、種類といいますか、そういうものを話しながら決めてはおります。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほど前原委員からもございましたように、私も中高年を対象とした健康遊具というようなことや、全ての住民が使えるような憩いの場所にしていかなければならないと思っております。なので小学生までを対象としている遊具に特化したというのはどうなのかなというふうには、いかがなものかなと思っております。保育料の無償化も10月からですし、女性も活躍社会になって、なかなか今まで公園を小さい子どもがお母さんと一緒に使っていくという、そういうようなことよりか、社会情勢が変化しておりますので、ニーズも本当に多様に変化しているんじゃないかと思うんですね。そのところをやっぱり捉えていただいて、もっとその実現に向けて話し合う、協議するというのを一つ一つやっていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

**○稲田分科会長** 福住課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今、健康遊具のことについての御質問ですが、今現在、弓ヶ浜公園に健康遊具、7基ございます。今、健康遊具につきましては7基にとどまっております、今の米子市の現状、先ほどの除草のことでも出ました少子高齢化、公園を利用される方が以前と変わってきている地域もございますので、その辺も地元はどういった遊具、だけん子どもさんを対象にした遊具がいいのか、それとも健康遊具がいいのかというのを聞き取りしながら整備をしていきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 最後ですが、それでは、健全度判定もしておられますけれども、やっぱり予防保全の考え方で、市がもっと直接的にかかわってやっていくというところと、あと、本当に小学生までを対象とする遊具に特化するというよりかは、やっぱりさまざまなニーズを捉えて、地域に出向いて、十分な協議を重ねた上での公園のあり方を模索していただき



たいということを指摘しておきます。以上です。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** ちょっとさっきの話の中で確認したいんですけど、遊具の定期点検というのは委託内容に入っているんですか。これ、市が直接発注しなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、これを委託業者に発注させるというのはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども、まず、定期点検が委託内容に入っているかどうかというのを確認させてください。

○**稲田分科会長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 大変申しわけありませんが、ちょっと今、そのことについて把握しておりません。調べさせてもらいまして、指定管理者の契約内容をちょっと確認したいと思います。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 聞きようによっては、公園の遊具の安全を業者に投げっ放しみたいな形になっちゃうわけですよ。これは日常点検はいいかもしれませんが、見た目というか、あれでわかりますけど、どういう専門家を使ってどのような点検されたかという点検内容なんかもちっと目を通されているんですか。

○**稲田分科会長** 北村課長補佐。

○**北村都市整備課長補佐兼公園街路担当課長補佐** 通常の日常点検につきましては、日誌等が出てきますので、それにおいてうちのほうは確認をしているという状況でございます。

(「定期点検のほうは。」と前原委員)

定期点検につきましても指定管理者のほうから報告書が出てまいりますので、それを確認して対応している状況です。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** ちょっと法律上わかりませんが、副市長、これは正しい形なんですか。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** これもちっと確認させていただきますが、指定管理、完全な業務委託ではありませんので、御案内のとおり指定管理という中で、指定管理者に日常点検は当然であります。いわゆる定期点検も含めて指定管理業務として委託というか、やらせているということではないかなというふうに思います。法的に問題があるかどうかはちょっと確認をさせてください。ただ、全くあり得ない話ではないというふうに思います。指定管理というのは御案内のとおり施設の運営管理を包括的に委託する方法でありますので、その権限の中で指定管理の業務として定期点検も委託しているという話はあり得る話だとは思いますが、それが本当に法的に問題がないかどうかはちょっと確認させていただきたいと思います。

○**前原委員** いいです。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 関連で、私ね、ずっと聞いてて、先般も御相談受けて、ブランコのロープが外れっ放しだと。どこへ行ったら、どこですかと言ったら、こども未来局が所管だと。誰がそれするんですか、修理だったら、都市整備課に相談をして、そこから委託だというようなことを聞いた。もう一つは、児童館で遊具が外れとって、どうするだってまた都市整備

課と相談して、専門家が来て確認をするというような、昨年もあったんだけど、先般も繰り返すように、私ね、同じ遊具であって所管事務が全然違うというのは私は理解できんだがね。住民サービス、スピーディーに対応できてない。そういうふうな観点からいけば、本当に都市整備課がきちっとその辺のところを持たれて、今の委託業務、きちっとやられてるかどうか、今これから検証されるんでしょうけど、やはり私は遊具についての管理というのは一元化をされて、きちっと管理されたらどうですか。遊具の管理台帳なんかも整備されておられるんですか。まずその辺を伺っておきたい。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 先ほど戸田委員言われました今の遊園地と遊び場のブランコとかがうちに相談をしてというのは、ちょっと私のところの耳に入っておりませんので、ちょっとお答えができません。

それで、今の一元化というお話がありました。それで、8月の委員会で、今の街区公園と緑地と子どもの遊び場、それから児童遊園地ということで、遊具があるというお話をさせていただきまして、今、社会福祉協議会から補助を受けて設置されております遊具103カ所分、それと児童遊園地、子育て支援課が管理しております14カ所、それに児童館に遊具があるということをお伺いしまして、それが4カ所、全部で約130カ所の遊具につきまして、今、点検をする準備を進めております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** そういう台帳が整っておって、既にそれが一局できちっと管理するのが本来のあり方ではないんですかと私は今、問うておるんです、まず。これから、この間も私、遊具を見に行ったんですけど、輪っばが外れかけておって、それも1年間以上放置しておられるんだそうです。これはこども未来局なんだそうです。もう一つは、児童館のやつも輪っばが外れて投げっ放し。だからその管理台帳が本当に整備されておられるのかどうか。されておられなかったら、誰がそれを、管理台帳を整備されておられるか。私が相談を受けたから、それをどこに、電話を入れたら、じゃあこれは都市整備課ですから、また相談してみて回答しますということが、それがまた1週間ぐらいかかるということになると、だからそこら辺のところ、子どもさんは外れとるのがわからずそのまま乗ってしまいますよね。そのときに、そこまで言うのはやめようか思ったんだけど、事故が発生したら、どうするかという問題が、管理責任は問われてきますよと。だから私はもう一元化を図って、遊具の管理台帳も整備されて、きちっと今後管理されたらどうですかって私は言っておるんです。副市長、どうですか、その辺。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 現状をよく点検して、一元化の方向で考えたいと思います。

○**戸田委員** 要望をお願いします。

(「委員長、関連。」と遠藤委員)

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 弓ヶ浜公園の話も出ていましたからちょっとお尋ねしたいんですけども、弓ヶ浜公園の中に県の二級河川が入っておることご存じですよ。確認していらっしゃいますか。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 弓ヶ浜公園の中に加茂新川という県河川があるということは承知しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あの二級河川の加茂新川の管理と公園の景観との一体化というものについて、何か疑問を感じていらっしゃいませんか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 弓ヶ浜公園の中の二級河川加茂新川と公園の景観についてでございますが、波が高いときは河口閉塞する場合があります。そういった場合に、今の親水護岸といいますか、川と公園が接するところがございます。そのところにごみがたまったりとかというふうなことは把握はしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 河口閉塞のその部分について、一時的に県が関与してますからあれですけども、私が問うているのはね、あの公園の敷地の中にある全体の河川の区域が草が生えてますよね、川底から。あれは藻というだか、何だか、大きい、背の高いもん。あれ、私は随分、弓ヶ浜公園をつくった経緯の中で県とは大分やりとりしましたことがあって、一時、県が手を入れたこともあるんですけども、このところ、県のほうに除草してくださいというようなことを市のほうから要請されることがあるんですか。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 今、そういった要望をしているというのがちょっと確認できておりません。ということは、多分してないということではないかと思えます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あれね、物すごく見苦しいんですよ。公園の中でああいう状態が続いているというのは。だってそうでしょう。周辺は指定管理者がきちんと除草してきれいにして、川の中だけばあっと野生の、しかも草が生えている。名前は何ていうかわからん。背の高いもん。それを管理する側の市のほうが県に対して一言も言ってないというのはね、これは不自然だと思うんだけどね。あれがあるかないかによっては公園のイメージが随分違うと思うんですよ。草が取られているか、取られていないかという。ところめが、県も賢いわ。野鳥の会がうるさくてね、草も刈れんですわと。こんなことが通っていいんだろうかと私は思う。僕は一遍どなり込んだ、県に。そしたら渋々応じてくれたけどもね、僕はそんなことで、公務員の皆さん方というのは市民の意見、県民の意見を聞き入れないという体質が僕はしゃくにさわる。しかも財産の管理でしょう。しかも公園機能というものをさらにはえさせるためには、雑草で覆われとったらええのか、ないほうがいいのかといたら、どっちがいいかということ判断するぐらいは簡単ですよ、これ。だけど野鳥の会がうるさくて草が刈れんですわという、たまには自然も、川の中に生えておるのは自然環境にいいですわなんて、へ理屈ばかり言われるだけね、そんな感覚で公務が通るのかなという気がするんだけどね。あるとき、天皇陛下さんが通られたとき、今の上皇様が、そしたらきれいに通る前に刈ったんですよ。こんなむちゃくちゃな話があるだろうかと思っております。しかも市のほうも現実として公園施設の中にそういう状況が起こっているのに、一遍も県のほうに話もしてないと。これもお粗末な話じゃないかと思うで。

これはね、今後、継続的に話をされんと、なかなか県も予算をつけるだ云々でやんちゃ

こいとるけんね。だけんきちんと市のほうから管理して、そのことを県に言って、掃除させて、もっと公園の機能というものがはえるようにやってもらいたい。このことを指摘しておきます。

**○稲田分科会長** 指摘ですね。

**○遠藤委員** うん。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** ちょっと遠藤さんのに反論するようだけど、県の河川というのはね、実は私もあのかにかかわったんだけど、昔は三面コンクリしてみんなきれいにするというのがあったわけがんな。だけどやっぱり自然環境とかいろんなことを考えて、例えばトンボや鳥でも、いろんな、フナでもすめるような、そういうものにしていこうという流れがやっぱり河川にあるんですよね。それで、ガマが生えたり、いろんな、どうこうするのが自然の川だという考え方があるんですよね。ですけど、河川にも私も実はかかわっていただけでね、私は自分の地元の河川もね、前は川さらえするとみんなきれいに取りなはよかったです。今は取らないでくれと、藻や草も生えて、それでいいから取らないでくれって、最近は大分取らんようになってきてね、草も生えたり、藻が生えたり。そうすると、メダカやオタマジャクシを子どもたちがとりに来たりとかいう流れで、その辺のバランスはね、遠藤さんおっしゃったこともあると思いますけど、バランスで、何でもきれいに刈ってしまえばいいということじゃないと思うだがんね。その点を私のほうからは要望しておきたいと思います。

**○稲田分科会長** 次に移りたいところですが、ちょっと確認というか、提案させてください。恐らく316番、1個前、都市公園管理事業は指摘事項等は無かったのですが、325の内容というのは、これ多分316をかなり踏まえた内容で、後ほど指摘事項とした際に、これとこれは、こっちが要望でこっちが指摘だったという作業はちょっと無益なものになるかと思しますので、316番も内容によってはこれ指摘事項があったということで、指摘事項ということに項目としては上げておくということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田分科会長** では、次へ行きます。決算附属資料85ページ、都市計画費、都市計画総務費について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 1億1,228万円の減額補正が行われております。この予算執行の理由について、まず説明を求めておきたいと思っております。

**○稲田分科会長** 福住課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 減額補正があった事業と、それから理由について御説明させていただきたいと思っております。

減額補正となった事業は、米子駅南北自由通路整備事業、これが7,266万4,000円の減でございます。それと県営街路事業負担金、これが4,690万円の減でございます。それ以外に人件費の減額補正2,710万7,000円が減額でございます。それに駐車場事業特別会計貸付金の増額補正3,438万5,000円がありまして、合計1億1,228万6,000円の減額補正を行っております。

減額補正の理由でございますが、まず、米子駅南北自由通路整備事業につきましては、本市の予算を最大限に効果的に活用するために、国の交付金を活用して進捗をしておるところでございますが、平成30年度につきましては、予算額に対して交付金の配分額が少なかったため、減額補正を行っております。

次に、県営街路事業負担金でございますが、鳥取県が事業計画に基づいて算出しました市への負担額が、当初予算として計上しておりましたが、当該年度の事業実績に基づき請求のあった本市の負担金が4,690万円の減額となったために減額補正を行っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 前段の状況は把握できましたけども、問題は、県の負担金の関係ですけども、これは県のどの事業がこういうふうになっているんですか。

**○稲田分科会長** 福住課長。

**○福住都市整備部次長兼都市整備課長** 街路の負担金の事業でございます。これは都市計画道路葭津和田町線、これは和田町になります。JR境線をまたぎます和田浜工業団地に接する高架、延長が980メートルの部分でございます。それともう一つ、街路両三柳中央線、県道東福原樋口線でございます。両三柳のマルイ交差点から博愛病院を通りまして、今の外浜産業道路の交差点まで約2,400メートルの事業についての負担金でございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 和田葭津線の分はわかりました。

この東福原樋口線の問題ですよ。用地買収も、産業道路、三柳のところの駐在所があったところの場所、交差点改良、これ用地買収がまだ進んでないですよ。この間、県に行きまして聞きました。私はね、これ市のほうからも、国の社総金の関係というのは予算がつかんで難しいということもあの中で犠牲になってるかも知れないけども、僕、ちょっと考えてみるとね、あそこにある商店さんがおられたんですよ。個人営業しておられる方。この方が28年に退去されたんです。退去させられたんです、移転で。そのときの理由が、28年度から事業を着工しますので、申しわけないけども、28年度までに店を畳んで他に移転してくださいということがあります。それからね、今、3年ぐらいたっておるでしょう。ということは、退去されたのはその前ですから、僕はこんな事案が起きていることに対して、本当に行政の皆さん方は、予算がつかないけん、いいですわと、仕方がありませんわで過ごせるんかなと思ってね、これは県にも言っただ、担当課長に。説明に困った。あなた方は幾ら営業補償したんですか、いつまで営業補償を見たんですかと言ったんですよ。だってそうでしょう、今までもまだ仕事ができる状態でありながら、移転を強制されたわけですよ、28年に。しかもその方は借りておられましたから、店舗を、借家でしたから。底地の大家さんはまだ用地買収に応じてないんですよ。こんなことが起きているんですよ、この東福原線には。私はもう少し市民の利益というかな、生活を守るという観点から、こんな公共事業の実態が存在していることに対して、私は市も県ももっと真剣に考えてもらいたいと思うんですよ。どんなものでしょうか。そういうことがある中で、県に対して市が市民の意見としてやっぱり解決を求めていくというような意見具申というのはできないもんですか。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今、遠藤議員がおっしゃられました、県の事業でするので、今言われた事業促進については、県のほうに要望していきたいというふうに思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私が言ったでしょ、課長さんに、予算要求をされて、きちんとやりますかって。予算要求されますから上乘せするわけじゃないでしょう。それは3月になってみにやわかりません。こんな話なんですよ。だけん、一番僕は肝心に思うのは、そういうふうの一つの、何ていうんですかね、生活圏がそういう中でいわゆる契約上かわってくださと言われて追い出された人の立場を考えてみたときに、予算がつきませんけん仕方ありませんわで、公共事業というものはほっといていいんだろかということ。それならそれへの補償をちゃんとするとかいうことを本当にされているかどうか。だって今でも仕事ができるんですよ、おられたら、ずっと。なじみの長い店ですから。しかし、大家さんの土地はまだ用地買収しとりませんと。大家さんの土地、用地買収はしとらずに、まず借家に入るとる人に逃げてくださいと、出てくださいてって県が言って出られたんですよ。こういう実態の、何ていうかね、救済というかな、何にもないもんだろか。最近この予算のつきが悪くなって、こういうふうに事業がおくれるというのが多々見えるけども、こういうケースというのは非常に珍しいじゃないかと。そこで生活しとった人が今言ったような状況の中で追い出されて、だったら今でもずっと私はおってもよかったんじゃないですかということも言えるんじゃないかと思うんですよ。現にこの2.4キロの中に用地買収に応じなきゃいけない方が今でも営業していらっしゃるんですよ、応じないで。

そういうことが起きているので、私はこの事業が遅延をするという中にそういう市民の生活が脅かされているか、そういう状態が発生している状況に対して、県と市がもう少し話し合っ、そういう事態が起こらないように、あるいは起きておった場合には何かの救済策があるかどうか、私、検討すべき課題が起きているんじゃないかというふうに思っ、あえてこの負担金の中身を聞いたわけだ。ただ要求します、早くやっってくださいだけの問題じゃなくて、そういう事実についてどういうふうに対応したらいいのか。これ、市民個々が話ししても、門前払いがあっ、なかなか話が通じないと思う。だけど市と、行政の皆さん方が、それは市民の意見だから、市民の財産権を脅かした経過につながるかもしれんという観点で議論をしてもらおうと何らかの新しい方法が出てくりゃへんかと思うので、ぜひそういう事案が発生しておるということについて、県と協議してもらいたい。いかがです。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** この事業は、当初、地元の方にどういった計画を示されて、どういう協議がなされてなったかというのはちょっと把握しかねているところでございますけれども、今、遠藤委員さんのほうからそういった御指摘がございますので、それにつきましては、県のほうと協議をしてみたいと思います。

○**遠藤委員** 要望しておきます。

○**稲田分科会長** 要望でいいですね。

○**遠藤委員** 指摘はしません。

○**稲田分科会長** 要望で。

同じく決算附属資料109ページ、災害復旧費、土木施設災害復旧費について。  
遠藤委員。

○**遠藤委員** これ、不用額が計上されておりました、工事請負費6,200万円のうち2,896万円になっておりますが、この不用額の理由と事業の進捗について伺っておきたいと思っております。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 工事請負費の不用額についてでございます。土木施設災害復旧費2,896万円の不用額のうち、都市整備部所管に関するものがこのうち394万円でございます。その内訳といたしまして、道路、これは新山内内でございますが、17万2,400円。それから、河川、これにつきまして、大水落川についてでございます。これが196万3,200円。それから、公園、これは東八幡の日野川の河川敷の中にありますグラウンドゴルフ場でございます。公園が181万2,000円ということで、合計394万7,600円というのが不用額でございます。

不用額になった理由でございますが、予算要求時と復旧工法が若干変わったものがございます。河川の今の大水落川の災害復旧でございますが、当初、河川工事をするために、矢板など仮設工事を必要とするように計画しておりましたが、仮設工事が不要となったため、不用額が出ております。それと、東八幡にございます多目的広場でございますが、復旧をスポーツグラウンド並みの整備を考えておりましたけれども、実際に真砂土を入れまして、敷きならしによることにしたことから、181万2,000円の不用額が発生いたしております。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、2,896万から394万を引いた残りの2,500万あたりは、これは誰が説明してくれる。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 今の2,896万円のうちの394万が都市整備部所管でございます、それ以外のことにつきましては、最大は、日野川の河川敷に野球グラウンド、それからラグビー、サッカー場がございます。その案件につきましては、スポーツ振興課所管でございますので、その案件につきましてはスポーツ振興課が説明するというふうに考えております。

○**遠藤委員** スポーツ振興課はいるの。

○**稲田分科会長** 経済部のところ。

(「経済部でやる。」と遠藤委員)

○**稲田分科会長** ちょっと待って。

どうぞ、福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** きょうの一覧表の中で、これは3ページの上から2つ目に、遠藤委員さんのほうから工事請負費ということで記載されておりますので、そちらのほうでスポーツ振興課が説明をするというふうに考えているところです。

○**稲田分科会長** よろしいでしょうか。

○**遠藤委員** そちらでやります。わかりました。

**○稲田分科会長** じゃあこの項目は以上ということで、最後ですね。国県要望、加茂新川河川の河口整備についてを遠藤委員。

**○遠藤委員** 国県要望を議会に配られておりますけども、最近は全協を開いてこれを説明するという機会がなくなっています。各議員さんがそれぞれ目を通していくという中で、どういうふうになくなったのかという話もない現状が今の市政運営ですね。これは議会のほうにも責任があると思う。なぜ全協を開いてこの説明がないのかということもあると思いますが、それで見ておりますとね、加茂新川河口、いわゆる県の二級河川ですよ。その河口の要望をずっと続けておったと思うんです、県要望に。ところが、見ると29年、30年、この県要望の中からこの文言が外れているんですよ。消えているんですよ。なぜそうなったのかということについて聞きたいですね。説明を求めたいです。

**○稲田分科会長** 伊達建設企画課長。

**○伊達建設企画課長** 加茂新川の河口の整備に対する県に対しての要望についてでございます。確かに平成27年度までは県政要望というのに上げておりました。ただ、現時点では困難というようなことを県から回答を得ておたわけでございます。その後、翌年度、28年度の県政要望からは、本市として重点を置いた内容で要望内容をちょっと絞りまして見直した際に、本項目がちょっと落ちた、上げてないという状況でございます。

ただ、平成27年度以前に県政要望に上げておりました維持修繕、その他土木工事の要望項目は、別途、これに並行してさせていただいております西部総合事務所への要望というのにはずっと継続してのさせていただいております。本市といたしましても、加茂新川の河口整備、この必要性は認識しておるところでございます。毎年度、これからも西部総合事務所への要望は行っていきたいということで思っております。

県政要望として令和3年度以降の要望に上げるかどうかということなんですけども、ほかの項目の進捗等、この辺を踏まえて考えていきたいということで思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は説明の意味がわからんな。ほんなら27年度で県が現時点では困難だと言った理由は何ですか。

**○稲田分科会長** 伊達課長。

**○伊達建設企画課長** 県のほうに聞き取りをしましたところ、過去の導流堤、いろんな整備をされたという経緯はあったんですけども、河口閉塞というのがその部分は解消できたということなんですけども、ほかの海岸の侵食等に影響があったということで、イタチごっこというような現状を踏まえて、県としては導流堤の整備をちょっと今控えておられまして、サンドリサイクルと人工リーフによる整備方針というところで考えられておるところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は技術議論したくないけども、サンドリサイクルなんていうものが河口閉塞にどんな影響を与えているんですか。富益がいい例でしょう、海岸がなくなってしまったのが。海岸がなくなってしまった、砂浜がなくなつて。僕はね、そういうことを県と市の担当課の皆さん方が本当に税金を使ってね、それが本当に事業に値するかかどうかという判断がないままに、何か簡便な言いわけで物事を済ませておられるという現状はね、いかなものかと思うよ。私は、加茂新川の河口がなぜ要求されたかということだと思ってる



すよ、当時。海岸侵食が始まったからですよ、あれは。しかも、今、離岸堤をつくって、一時的に左岸側の海岸侵食がとまったように見えてますけども、加茂新川の左岸側が食い込んでいるんです、今、ばあっと、あれから。そういうことを考えると、ほとんど侵食が始まっているんですよ。だからそれをとめるにはどうするかといったら、河口整備しかないんですよ。矢倉さんおいでえけども、準用河川の大水落川、あれ河口整備して侵食がとまり、きちんといいぐあいになっているんですよ。堀川、なったんですよ、きちんと。かつては加茂新川も準用河川だったんですよ。だけど公園をつくったために、県が当時、二級河川に逆に格上げしてくれたんですよ。こういう流れがある、歴史的に。というのは、なぜ加茂新川だけの河口が取り残されているんですかということになるんですよ。状況は、被害の状況に大小あろうとも、河口閉塞も含めて解消するというのが河口の整備なんですよ。だけん、その項目を実現できてないのに勝手にほかの方向でやっておりますから県要望からは外しますというのはおかしな、県要望というのはメインの要望でしょう、これ。サブの要望に切りかえるという話でしょう、今話を聞くと。そんなことでいいのかなという気がしたけど。もっと真剣に、河口の閉塞だけじゃなしに、国土がそのことによって侵食されておるといふ現実を見たときに、その侵食をどうとめるか。これは県と国が話し合って、あの海岸線の問題の維持をどう図るか。その中に僕は河口のこの改修があると思いますよ、県の側としては。国のほうとしては離岸堤問題がある。そのところを市の人が、別に言っとるけども、それから先の突っ込んだ要求はしていませんよと、こういうことでいいのかなという気がするだ。どうなんですか。

○**稲田分科会長** 伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 加茂新川に特定した県政要望というのは行っておりませんが、弓ヶ浜海岸、皆生海岸の延長というような、皆生海岸ということで、この侵食対策ということは県政要望のほうにはずっと上げさせていただいております。ただ、加茂新川の河口整備という要望としては、済みません、県政要望からは今落としておるといふところでありませぬ。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** だから問題だと言っているんですよ。海岸線で一体くくっとるだけでありまして、加茂新川の河口の整備は出しておりませぬと。もともとあったものを何で外したんですかって聞いているんですよ。必要性がないんですか、市から見とったら。国土が侵食されているんですよ。それで河口整備というのが必要になってきたんですよ、当時。ほんなら海外線一体で管理してくださいというだけで済むんですか。だけど河口の整備というのは県でしょう。国じゃないんでしょう、これは。今言ったように、河口整備は県、離岸堤整備は国なんですよ。それをサンドリサイクルでいいじゃないですかというような話が何で出てくるんですか。サンドリサイクル、これでとまるの、海岸侵食が。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 先ほど28年度以降の要望からは落としているというところがございますけれども、今、遠藤委員さんからも御提案いただきましたので、そこら辺の内容について精査して、来年度の要望については入れるというところも踏まえて考えていきたいと思っております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 現場を見ていただいて、そして県と協議していただいて、そして国土侵食の現状をどう打開するのかということに対して市の側から県に話をしていただいて、そして整備ができる方向をぜひ目指してもらいたい。そのことを指摘しておきます。

○**稲田分科会長** 指摘ですね。

○**遠藤委員** はい。

○**稲田分科会長** では、ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○**稲田分科会長** 再開いたします。

冒頭に私からお願いをいたします。質問並びに答弁は、要領よく簡潔にお願いいたします。

また、平成30年度の決算認定についてでございますので、平成30年度の事業に焦点を当てた質問並びに答弁をお願いいたします。

また、午前中の補足があるということで報告を受けておりますので、随時発言を許します。

伊達課長。

○**伊達建設企画課長** 午前中お答えできなかったちょっと2点についてお答えさせていただきます。

まず、駐車場事業特別会計の創設年度についてでございますが、昭和63年度、これは万能町の駐車場の開設に伴いまして創設されたものでございます。

次に、加茂新川、これの伐開の要望ということでございますが、伐開の要望は、西部総合事務所への要望ということで、毎年行っておるものでございます。以上です。

○**稲田分科会長** 福住課長。

○**福住都市整備部次長兼都市整備課長** 午前中、遊具の点検を誰が行うかという件についてでございます。

指定管理者による米子市都市公園等管理業務仕様書というのがございまして、その中に遊具の点検仕様書というのがございます。その遊具の点検仕様書の中に、業務内容の中に、点検の種類として日常点検、それと定期点検がございまして、日常点検につきましては、指定管理者が目視などをして劣化等の有無を調べるために行う点検でございます。定期点検といたしまして、年に1回、専門技術者が目視とか打音、揺動診断により、また専門器具等を用いて行う点検であり、遊具を構成する部材等の摩耗状況、変形及び劣化等を確認するということが記載してありまして、指定管理者業務の中で今の定期点検を行っております。以上です。

○**稲田分科会長** では、審査順に従って進めたいと思います。

説明書の144ページ、事業番号287番、道路維持補修事業、維持管理課についてですね。

戸田委員。

○**戸田委員** 今の道路維持補修事業についてですけれども、事業の概要を見ますと、今の通行に支障を来した箇所が発生した際は、車両、歩行等の安全な措置を講ずる事業だということですが、平成29年度が1億1,700万弱、平成30年度が1億3,000万弱と

ということになっておるんですが、その予算の内容について、予算編成の考え方について、まず伺っておきたいと思います。

○**稲田分科会長** 山浦道路整備課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 道路整備課、当時は維持管理課でしたが、道路整備課で行う道路維持につきましては、主に道路舗装の段差、穴です。ポットホールとかの補修、それから道路側溝のふたの補修や設置、道路照明灯、安全施設、除雪等と多岐にわたっております。市民からの通報とか連絡がありましたら、現地を確認して、ふぐあいが生じている場合は車両や歩行者等の安全な通行を確保するように、早期に対応するように心がけてはおります。

現在、補修については、予防保全的なものは行っていませんが、おのおの施設の劣化状況を踏まえて補修を行っております、補修の際にはできる限り道路施設が延命する方法で補修等を行うようにしております。

予算措置の考えについてでございますが、想定外の事案の発生や補修箇所等が増大し当初予算が不足する場合は、補正等への予算措置をしているところでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 予算措置に当たっては、いわゆる前年度のパトロールとか、そういう補修する箇所があって、それを見きわめて予算措置する部分と、緊急的案件で予算措置するための枠なのかな。その辺のところを持っておられるかどうか、まずその辺を伺っておきたい。

○**稲田分科会長** 山浦道路整備課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 当初予算はやはり若干、金額は抑えられてはいるんですが、ただ、実際にやっていく中で不足が生じてきますので、その場合はほかの費用から流用したりとか、それでも足りない場合は、月ごとの進捗を確認しておりますので、その部分が足りなくなれば、補正として足りないという部分は要求をさせていただいているというところでございます。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 当初は枠で予算が決められているというところでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が言いたいのは、前年度、ここには最後の今後の評価の中で、郵便局のパトロールや、そういうものから通報していただいて、例えば平成29年度にこういう陥没があった、側溝の不備があるので、平成30年で対応せないけんという部分が一つはあろうという考え方です。もう一つは、私がよく地元、山浦次長さんとこもしょっちゅう出かけるんですけど、地元から例えば側溝の不備があるとか、道路の陥没があるけん、修繕していただいけませんかということをお願いします。しかしながら、なかなか予算がないので、補正まで待ってくださいとか、来年度当初予算編成までお待ちいただけませんかという回答をよく伺うんですが、やはり枠というのは、予算上の枠の位置づけってどういうふうに見きわめていくのか、そこら辺のところはわかっていかないけんですけども、ある程度枠を持っておって、住民サービスにすぐ適用できるような体制が整えられているかどうか、そこをまず伺っておきたいと思います。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 小修繕とかというのは通常用務でございますので、それは枠の中で、枠というか、予算の中でやっていくものでございますけども、例えば延長が長いとか、断面を変えて費用がかかるとかというところがございまして、どうしても補正とかいうところで対応するということが出てくるというふうに考えております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私も山浦次長さんや部長さんに相談させていただいて、例えば一挙にできませんので、3カ年とか4カ年工期でやっていただきたいという、住民に、対応に応じていただくような手法も講じていただいておりますけど、やっぱり昨今は、今の自然災害、そういうのがすごく出てきます。先般も台風で千葉県も今、大変な状況。その前は佐賀のそういう状況があって、これからは私はその維持管理補修だけの焦点を絞っていくのではなくて、逆に言えば予防保全的なものも今後考えていかなければならないなというふうに私は思っておりますけれども、予算編成上、1億3,000万、30年度についておるんですけれども、副市長さん、どうですかね、予算編成に当たっては、今後、新年度の対応についてもやっぱりそういうふうな予期せぬ出来事についての枠というのも一つの考え方でしょうけども、違った管理、維持管理だけではなくて、予防保全というような観点から、そういうふうな対応措置の予算編成も私はすべきではないかと思いますが、その辺のところはどうお考えですか。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私は全く同感であります。なかなか予算が厳しかった、今でも厳しいんですけど、ということもあって、絞れるところを徹底的に絞っていったということもあります。もちろんそれ自体は正しいことだとは思いますが、一方で、道路の維持管理のように、不足といいましょうか、穴があいてて、じゃあふさがなという話もあります。そういった小規模なものはその都度対応しているわけではありますが、一定の規模のものも早く手をつけたほうが結局はトータルコストが安く済むということはたくさんあります。もちろん議会のほうの御理解を得てということになります。一定の枠を持たせていただくということは有効だし、ぜひ必要だろうと思っております。考えてみたいと思います。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今の山浦次長さんともいろいろと創意工夫してね、いろいろと住民対応させていただいておりますけど、やはりそうした社会情勢なり、地球環境もいろいろ変わってきますので、今、副市長さんがおっしゃるように、今後そういうふうな考え方で対応していただければというふうに思います。終わります。

**○稲田分科会長** よろしいですね。

次に行きます。同じく144ページ、事業番号288番、市道維持管理安全パトロール事業について。

又野委員。

**○又野委員** 先ほどの戸田委員の質問とも多少関連してくると思うんですけれども、市道の維持管理ということで、パトロール員さんが回っておられるということなんですけれども、平成29年のときは2人で平成30年が1人とこのパトロール員さんではなっているんですけれども、ここら辺の人員の体制について、中身を教えていただけますでしょうか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 道路パトロールの人員のことについてでございますけども、平成29年度までは非常勤職員の2名体制で業務を行っておりましたが、平成30年度より市の職員が1名配属になりまして、市の職員1名と非常勤職員1名の2名体制で行ってございまして、2名体制というのは維持しているところでございます。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** このパトロールの頻度というのは何か変わったりはしてきているんでしょうか。同じなんですか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 道路パトロールの頻度についてでございますけども、週5日、毎日午前と午後に行っておりますけども、市道の延長が約980キロありますので、それを一度にとすることはできませんので、1カ月をかけて980キロを大体全線が見れるような体制で行っているというところでございます。

職員がついてどうかというところでございますけども、非常勤職員の場合は9時～16時の5日勤務ということにさせていただいてましたので、職員がつきますと8時半から5時15分まで張りつきますので、その1名になった時間の中で報告書等の整備をさせていただいているような状況でございます。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 市道、先ほども全部で980ということなんですけども、どんどんどんどん市道の認定ふえてきていると思うんですけれども、この体制というのは今の状態で十分かどうか、適正と考えるところなんですか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 今のところ現在の2名の方法でパトロールができていますと思いますが、今後、延長がどんどんふえていって、例えば物すごく延長が、今の2倍とは言いませんけど、1.5倍ぐらいになったらとすれば、またそれはそのときに3名体制にするか、どうするかというのは検討が必要になってくるというふうに思っています。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ちなみに、破損とかいろんな、先ほど戸田委員さんのときからもあったんですけども、道路の破損だけじゃなくて、道路照明灯とか、いろいろ点検しておられるというような話なんですけれども、そこら辺、大体どれぐらい発見というか、見つけて対応しておられるものなんですか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 道路パトロール員が発見したというところは、ちょっと数は把握してないんですけど、全体の件数としては、28年度、1,363件ありまして、そのうち道路パトロール員が現地で直接対応したところが1,104カ所。29年度は1,008件の事案がありまして、現場で対応が918件。それから、平成30年度は864件の事案がありまして、現場で838件対応しているというところでございます。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ありがとうございます。

じゃあ件数としてはちょっと減ってきているということなんですか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 28年度からの件数からいえば、だんだんだんだん箇所的には少なくなってきているというところです。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 減ってきているというのは、何か要因とか、延長自体はふえてくると思うんですけれども。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 一つには、パトロールをしているというところで、今までは見逃していたところとか、何回も補修しなければならなかったところが減ってきているという、複数回しないといけないところが数が減ってきているというような状況もあると思います。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ありがとうございます。

そういうふうにはパトロール、充実させておられるということで、早目に発見して、何回も補修しなくてもいいということだと思いますので、本当に道路を利用する人の安心・安全とか、この米子が住みやすい町かどうかというのも道路が整備されているかどうかというのも大きな問題だと思いますので、今後も財政を確保してもらって、このパトロール事業をしていただければと思いますので。以上です。

○**稲田分科会長** じゃあ次に行きます。153ページ、事業番号306番、排水路維持補修事業（維持管理課）について。

戸田委員。

○**戸田委員** 排水路維持補修事業、先ほどとかぶる面もありますけれど、御容赦ください。

今、いわゆる雨水排水、生活排水を容易にして、不安のない市民生活を創造するという事なんですが、まず初めに伺っておきたいのは、排水路等の維持補修工事について、約5,000万なんですが、内容はどういうことですか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** やっぱり水路の横断部分とかが陥没したりとか、そういった部分の補修とか、あとは豪雨時に仮設ポンプを設置したりとか、土のうをつくったりとか、事前準備とか、そういったところ、あとは排水路が修繕が必要な部分についての修繕を行っているところでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで、よく私たちも自治会とかいろんなところで相談を受けるのは、私も先般、春の一斉清掃で側溝清掃をやろうとしたんですが、グレーチングがボルトどめではぐれません。連合会でもそういうのが議論になって、なかなか側溝を整備しようというふうな状況にはないという状況なんです、今。そういう中で、側溝の清掃業務については、市はどのような対応を今現在されておられるんですか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 現在の対応についてでございますけども、暗渠管の維持事業というのを、そういったものも出しておりまして、市民でできない交通量の多い横断部分とか、ふたがはぐれない部分とかいうところにつきましては、これ委託してい

るんですけど、ジェットポンプとか、そういった設備を持っている業者さんに年間委託をしまして、そういうところの掃除は別途やっているところでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** そういうふうな、昨今はゲリラ豪雨等で、うちの家なんかもすぐオーバーフローするんですけども、今おっしゃったように、ジェット噴射というのはなかなか市民には行き渡っていない。おたくのほうから資料をいただいたんですけど、県のほうがそういうふうなのを持っておられるということなんですけど、やはりそういうふうな委託に出しておる形態とか、ジェット噴射でもこういうふうなものも利用できますよというようなPRをやったり米子市の自治連合会とかというところにも話をされて、こういうような要請があればジェット噴射でもやりますよというような周知というのはやっぱり私はされるべきだと思うんですね。私も初めて先般、山浦次長さんと話をして、こういうふうなジェット噴射というような手だてもありますよということを知ったんですけど、そういうふうな広報なり、今のジェット噴射でそういう側溝清掃もできますよというような市民にきちっと周知を私は図るべきだと思うんですけど、その辺はいかが考えておられるんですか。

**○稲田分科会長** 山浦課長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 戸田委員が言われる周知の方法については、考えてみたいというふうに思います。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** やっぱり県なんかジェット噴射持っておられて、県にも聞きました。やっぱり結構稼働しておるようです。委託業者が米子市さんも設定されておられるようですので、俊敏にその辺のところは稼働ができると思いますので、その辺のところはきちっと住民に、やっぱり側溝がもうはぐれない、ジェット噴射しかできないというような対応場面のところであれば、市のほうが現地に出向いて、そういうふうな対応をされて、今の側溝のいわゆる清掃が完備できるような体制を私はすべきだというふうに思います。これは指摘しておきたいというふうに思います。

**○稲田分科会長** よろしいですね。

では、次に行きます。決算附属資料81ページ、道路橋梁費の道路維持費について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 委託料の不執行が出ておりまして、不用額2,433万円、これについての理由を説明を求めます。

**○稲田分科会長** 山浦課長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** この委託料の2,400万の不用額でございますが、平成29年までは除雪の費用が、これも枠でございますけども、年間800万しかついておりませんで、いろいろな議員さんから御指摘がございまして、もっとつけておくべきじゃないかという話がございまして、平成30年度からは3,000万、当初につくようになりました。それで、この除雪費というのが、3月まで雪が、不測の事態というですかね、センター試験とかもございまして、そういったときにもし雪が降った場合に必要の場合がございまして、3月までは除雪の費用としてとっておかないけん費用なんでございまして、昨年度は雪が余り降りませんで、除雪の費用がかからなかったということがございまして、2,400万の不用額が生まれたということでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** わかりました。

そこでね、除雪をする場合の計画策定、これ毎年やっていらっしやいますよね。違いますか。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 毎年除雪計画を立ててやっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その場合には、各地域の状況を把握するために、各自治会長あたりとの意見も聴取されておるといことですよ。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** そのとおりでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私も地元の関係を含めて、二、三の連合会長に話したんだけど、その方々が必ずしも地域の実情を十分に把握をしているという状況にない場合があるんですよ。それでね、私はやっぱり住民の皆さんの生活実態に合わせた状況というものを誰が管理していくのかということはこの策定の中で検討してほしいと思うんですよ。そういうようなことを含めた検討をされることはありますか。自治会長だけの意見でつくるのか、いや、地域に聞きに行ったらこういう意見もあったんですけども、ここを見たらやっぱりせないけんというような形で策定の中に意見を入れられてつくられているのかということなんですけど。

○**稲田分科会長** 山浦課長。

○**山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 平成29年度に、その前の年の大雪を受けまして、除雪計画の変更をずっとしてなかったんですが、その年に変更を行っております。そのときに連合自治会のほうに諮りまして、新たに必要な路線をお聞きして、今の除雪計画ができております。ただ、その中で、これで終わりじゃなくって、要望があれば検討をさせていただきますというお話をさせていただいておりますので、その中で、もし要望があって、除雪路線に加えないといけない場合は、その除雪路線に加えていくような形にしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 去年は除雪に係る実効性がなかったもんだから、そういう実施について言及はできませんけども、ただ、その策定の中に、私は前からこの除雪策定の議論、委員会にかけられたときにも議論して、提起したと思うんですけども、三柳と福米と福生の旧県道です。今は自衛隊道路というのがあって、それが県道になっていますけども、その前の県道です。これがいわゆる簡単に言うと集落の中をずっと走っておるんですよ。これが除雪をする街路に入っていないんです。それを入れていくような検討をされたらどうかというふうに言ったけども、連合会長あたりとも相談してみますわということがあって、だけど結果、直ってないですね。連合会長に聞いたんですよ。何であんた意見出さないんだ。それが必要なのか、がいに意見が出ちよらんだけん言ちよらんがなという話になっちゃってます。実態、昔のそういう今言った県道は、それにたくさんの枝線がひつついているんですよ、集落の中に。縦の部分は地元の方々が除雪をしておられるので、この本線の部分



を除雪してあげりゃあ随分と助かると思うんですよ。それがなぜ連合会長だけの意見で、聞いたけども言われぬのかということになっておるのかわからんけども、そういう視点は、例えば行政の立場で見たときに、これはかく必要があるんじゃないかというようなことについての検討はできんもんかという気がする、策定の段階で。本当に大きいですよ、あの線は。実態がおわかりかと思えますけどね。県道の加茂から皆生街道に向かってずっと中を走っとる。あれは対象になってないんですよ。それに沿ってたくさんの枝線がずっと入っているんですよ。それも含めて全部地元の方に任せるとするのが果たしていいのかなというか、僕はここは非常に大きな問題点だと見ておるんですけどね、この地域では。それはどうなんでしょう。地元の会長さん方に言って、そこも市がかいてあげますよという話はできんのだろうか。地元から要求がないけん策定要りませんだということで終わってしまったていいものだろうか。それは大雪が降らにゃあいいけども、大雪が降ったときにどうするかという話なんですね。

もう一つ、余分な話ですけど、この間、県に行ったときに話したんですよ。博愛病院のあのカーブから産業道路までの間は除雪機械、見てなかったんですよ。何でおまえ見とらんだって怒った。よそが見とる。見とらんじゃない。県道だろう、それは。2度ほど大きな声でけんかしたことがある。そういうことと同じことに見えてならないんですよ。だからしないということじゃなくして、それを生活の実態を見たときに、地域の実情を見たときに、それは市民の声が、あるいは住民の声がなくても、行政から見たときに、ここはかいてあげとかなと大変じゃないかなということもあるんじゃないかと思うんだけどな。そういうところを行政が考えて策定をするということもあってもいいじゃないかと思うんだけど、そういう面での策定計画の見直しということはどうなんですか。

**○稲田分科会長** 山浦課長。

**○山浦都市整備部次長兼道路整備課長** 遠藤議員が言われました路線なんですけど、除雪機械が雪を排出することができない狭い部分がございます、その部分についてはなかなか難しいところでございます。ただ、地元から要望がありまして、除雪機械が雪を排出しても排出先があるとか、そういうところがあれば、今の現状の地域の路線ですかね、順番に決めてますけども、優先順位は緊急路線から来ますので、順位的には下がるかもしれませんが、そういうところで検討はできるんじゃないかというふうに思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これは要望に付しておきますけどね、雪をためて、例えば一時的に民地を借りて、ここに置かせてもらえませんかという場所はあると思いますよ。僕はずっと見てますけども。だからそういうことも含めて、あればじゃなしで、そういう見えてあるところはありますので、それはやっぱり自治会の皆さん方と話をして、そういう方針なら方針をまとめて入りますよと、地元自治会の皆さん方とそれなりにお互いが話をして、そういう準備をしていただけるんじゃないかと思うので、ぜひそういうことを含めて検討を求めておきたいと思います。これは要望しておきます。

**○稲田分科会長** じゃあ次に移ります。事務報告、335ページ、開発行為等の許可について、これは戸田委員。

**○戸田委員** 335ページの開発行為の許可について、申請届け出協議についての事務報告があるんですけど、まず初めに、平成29年度と対比して、どれだけの増減があったのか、

その辺をまず伺っておきたいと思います。

○**稲田分科会長** 湯澤建築相談課長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** これは調整区域の分ではよろしかったでしょうか。

○**戸田委員** いいです。

○**稲田分科会長** どうぞ、湯澤課長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** そうしますと、市街化調整区域内におけます建築物等の許可件数で、29年度との対比ということでございます。平成29年度におきましては、110件ございました。平成30年度は131件でございますので、21件の増と。それとあわせて、条例改正前の平成28年度につきましては、101件ございました。そこから比べますと30件の増ということになっております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今、なぜそれを聞きましたかといいますと、御存じのとおり、今触れましたように、条例改正、平成29年4月でしたかね、規制緩和措置をされて、市街化調整区域の規制緩和をやったと。それで市街化調整区域内の建築物が相当ふえたんだろうなと私は分析しておるんですが、建築住宅課さんはどのように分析をされておられますか。

○**稲田分科会長** 湯澤課長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 平成29年7月の条例改正によります規制緩和の主な効果の例といたしまして、それまで下水道及び農業集落排水の整備もしくは事業計画区域であることを市街化区域に準ずる指定区域としていたことに加えまして、合併浄化槽によります汚水処理についても開発許可基準の要件といたしましたことが市街化調整区域内における開発許可件数の増加につながったものと考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 規制緩和をして、合併処理浄化槽と、あとは連檐の部分もあるんでしょうけれども、特に私の隣接しておる春日地区については、市街化調整区域、道路に張りついた部分を緩和して、それがある程度促進できたかなというふうに思うんですけれども、その辺のところを私は思いますのは、きょう総合政策部いませんけれども、マスタープランつくられて、その辺のところ、こういうふうな要因があって、この事務報告の前に事務である程度、総合政策部とか、そういうふうな共管はされておられるんですか。いわゆる共有認識を持っておられるのか。その辺のところをまず伺っておきたい。

○**稲田分科会長** 湯澤課長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 都市計画マスタープランとの整合ということであらうかと思いますが、都市計画マスタープランにつきましては、都市創造課のほうで策定されておりますけれども、私どもの建築相談課のほうでは、それとの整合を図りながら、調整区域の規制緩和というところについては、さらなる緩和というものが必要とされるのかどうかというところは検討していきたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私、マスタープランがあって、そこで規制緩和をして、事業者の方々や市民の方々もそれを踏まえながらある程度家を建てたり、調整区域内の開発事業をしたりというようなことが進んでおると思うんです。しかしながら、実際、マスタープランをつくったところも、都市創造課等がその実態を十分に把握しておられるかどうか。それを検証さ

れて、次のマスタープランに反映していく材料として捉まえておられるかどうかということが私は疑問がある。都市創造課に話ししても、この内容を本当に理解しとるのって私があるとき伺ったんだけど、なかなかその辺のところを理解しておらない。そういうふうな中で、今、次長さんがおっしゃったように、マスタープランは都市創造課がつくるが、うちはただ許可しとるだけだわということでもちづくりができるんでしょうか。だからやっぱりそのところを開発許可に当たって、市街化調整区域の中でもどういう要因の中で、こういうふうな今の許可申請もどんどんふえてきた。それは何の要因なのか。いわゆる条例改正をして規制緩和をしたけん、そのことが的確に施策として反映できてきたのかというように私はきちっと各部が検証して、本当に把握しておかなければならないと思うんですよ。今回マスタープランをつくられたけど、マスタープランの中身が本当にそこが入っているかどうか。今の工業地域についてもその辺のところの見直しを図られてきとるんだけど、さらなる規制緩和とかというようなことは、建築住宅課にこれ伺っても仕方がない。副市長さんに伺っておくか。その辺のところは、このような実態を踏まえて、どのように検証分析されて、今後のマスタープランへ反映していこうかとかというようなことは考えておられるかどうか、その辺をちょっと伺っておきます。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 今の御指摘の件ですが、まさにそのとおりでありまして、マスタープランという大きな方針のもとで、既に実行している規制緩和措置も含めて、実情の開発行為等がどういうふうに誘導されているのかということ、これはもちろん不自由な面もあると思いますけども、これは都市創造課が中心になって検証して、そして次なる規制緩和、あるいは都市計画に生かしていくという流れ、こういったサイクルを回していく必要があると思います。

住宅地については、今回のマスタープランでお示ししているとおり、特に将来の人口減少というようなことも視野に入れながら、駅を中心とした規制緩和というようなものを考えていきたいという方針を出しておりますし、かねてこれも御指摘いただいております工業用地、工業団地についても、既存の工業団地や、それからインターチェンジの周辺といったようなものを中心に、その必要面積等を見定めながら、必要に応じて規制緩和等々、あるいは地区計画の誘導等をやっていくという方針で今考えているというところであります。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、やっぱりそういうふうな施策を講じてきて、実際にこういう実態が浮かび上がってきたということは十分に皆さん方が共有せないけませんし、ただ、もう一つさらなる踏み込んで規制緩和をしていくのかどうなのか。もう一つ、今、下水道が進めておる合併処理浄化槽の転換事業、これによってこれも誘導された要因になっておるだろうというふうに私は思いますので、やはりそういうふうなことも十分に、各課がそれぞれの事務分担ではなくて、大きな事業ですので、皆さんが共有されて、その辺のところを今後の施策の反映の中にやっぱり反映していかなければならないだろうというふうに思いますので、その辺のところを十分に検討願いたいというふうに要望しておきたいと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 関連してちょっと聞いておきたいと思うんですけども、今、開発行為等における許可についての報告がありましたけども、建築件数とこの開発行為による住宅件数というのは必ずしも一致していないというふうに私は判断しているんですが、その実態はどういうふうに把握していらっしゃいますか。

○**稲田分科会長** 湯澤課長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 開発をしたところは、基本的には建築物をつくれる、あるいは住宅をつくれるというところで開発行為等を起こされているというところですので、これは連動したものが基本的にはあるというふうには考えております。ただ、開発の許可を得ないで実際市街化区域内ですとか、そういったところで住宅等の建築をされる件数というのはありますので、その分の連動ということになると、なかなかそのところは難しいところがあるかと思いますが、最近の増税前の住宅駆け込み需要ですとか、そういったものがやはりあるというふうな認識をしておりますので、最近の事例では、やはり件数的にはその部分で伸びてきているところがあるかと思いますが、それから、今回のこの調整区域内の許可件数の増加につきましても、先ほど申し上げた条例改正の効果というのももちろんあると考えておりますが、近年の住宅事情というものも影響している部分はあるのではないかなというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういう数字というのはちゃんと把握していらっしゃいますか。

○**稲田分科会長** 湯澤課長。

○**湯澤都市整備部次長兼建築相談課長** 手元にはちょっと資料ございませんが、建築物や住宅の確認の件数ですとか、そういったものはデータとしては残しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは直接この開発行為にかかわるかどうかわかりませんが、開発行為というのは、私が聞いておる情報によると、市道があつて、いわゆる公道があつて、それからの段差が50センチ以内の場合の埋め立ては、これは開発行為に当たらないと聞いていますが、そのとおりですか。

○**稲田分科会長** 大櫃建築相談課開発審査担当課長補佐。

○**大櫃建築相談課開発審査担当課長補佐** 開発行為、造成がありますと、基本的には地目の変更があるかと思いますが、そういった場合には、地目の変更がありますと、基本的には開発許可をとっていただくんですが、中には調整区域内での例えば500平米以内ですか、そういったものは軽微なものとして29条申請もらわないということもございますけれども、基本的には土を盛っていれば開発行為に当たってくるかと考えております。その当たらないといった行為は、上に工作物がなければ、当然建築行為ではありませんので、開発行為に当たりませんという回答をしているんですけども。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 開発の定義が結局区画形質の変更というのが開発行為に当たるか当たらないかということでございまして、区画というと、例えば道路を入れて宅地を張りつけると、こういうのが区画の変更という形になりますけど、形質の変更というのがありまして、例えば農地から宅地にする場合、それからさっき遠藤さんが言われたように盛り土をする場合、こういったところが形質の変更ですので、そういった盛り土をする場合も

開発に該当する場合もございますし、あるいはさっき言った農地から宅地という形質の変更もございますので、農地から宅地にかわる場合は盛り土がなくても該当するということになります。区画形質の変更というところで判断をさせていただいております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 詳しい専門的な用語はわからんけど、区画と形質というのは具体的に全てに市の許可が必要ということになるわけですか、変更は。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** 今言ったように、区画形質の変更がある場合は開発許可に該当しますので、そういった許可をとっていただくということになります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私のじげの話して、皆さんに迷惑かける話になるかもしれんけど、結構ね、この規制緩和によってかどうかは知らないけども、十分な大きな家屋敷とは言えないまでも、結構新築がどンドン調整区域で今出ているんです。そこを見ちゃうと、前はいけないって言われたところに家が建つと、これはどげなことだあかなとって地域の方からの意見がやっぱり出てくるんです。そうすると、いろいろ聞くと、開発行為、50センチ以下だったら、その本人さんが持つと、それを埋め立てられた場合には開発行為になりませんので、それを本人さんが売られたなら、それはそれで家が建てれますわと、こういう話になるんですよね。そうするとね、今言われた所有権じゃないけども、地権者としては登記の変更をしなくても、農地のままで造成をして、家主さんが、そしてそれを今度売ることができるのかということになっちゃうんですけども、そういうのは開発行為にならないということになるんじゃないかというふうに理解しちゃったんだけど、勉強のための質問したって意味がないけども、そういう件数とか、よく見えるんですけど、それは問題ないわけですか。

○**稲田分科会長** 大櫃担当課長補佐。

○**大櫃建築相談課開発審査担当課長補佐** 今、委員さんから伺ったお話ですと、調整区域ですので、市街化区域のように、法29条の申請とかはならないですが、必ず43条という調整区域に建物を建てる場合につきましては、どなたであっても許可が要るようになりますので、またそれは後ほどよろしければ詳しくお話をさせていただければと思うんですけども、聞いた内容でいきますとそういった場合は必ず都市計画法の43条に基づく申請をいただいている案件でなかろうかとは考えてます。

○**遠藤委員** 何が言いたいかという、まず住宅のほうで建築許可とかそういうものときに開発許可というもの、これチェックができていけるんかなという気が実は疑い的に見えてるんですよ。今おっしゃったように、物を建てる場合には必ず申請をしてもらわなきゃいけませんよという話になりましたよね。ところが物を建てるのは、土地が売れてから物を建てる人は、そらできると思うんです。ところが土地をつくって、建物を建てるまでの仕事というか、インフラ整備というか、土台づくりの段階、いわゆる農地の段階で50センチ以下で埋め立てをすること自身は開発行為に値しないでしょ、これ。それしちよって、それが今度は地主、持つとる人がそれをやって、今度はそれをほんなら建てるというものの人が中に入ってあっせんをして、ある人は買いたいと思ってるから、そのところを区画して2軒建つようにしたいと思うんで私に任せてもらえんかと言って、今度はAさん、Bさ

んに建築の話を持ってきて、そしてほんならええですわという形になったときは許可が要るんですよ、これ。そういうような流れが何か見えるんだけど、そういうことは可能なの。

○**稲田分科会長** 錦織部長。

○**錦織都市整備部長** ちょっときちっとしたお答えになるかどうかわかんないですけども、基本的に今、例えば市街化調整区域におきましては土地の造成があるなしにかかわらず、開発許可に該当する場合は29条という許可で済みますけれども、それで造成とか要らない場合であってもそれは43条許可という形で建築許可というのが要るんで、いずれの場合でも市街化調整区域については許可申請をしていただくというところは必要だと思います。

ただ、市街化区域につきましては、そういった建築の制限がないところでございますので、基本的にはそういった造成が伴う場合は29条の開発許可という形で許可を受けていただくと。既に宅地化されているところについては、そういった都市計画法に基づく開発許可は要らないという場合があるというところだと思っております。

○**遠藤委員** これでやめる。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

では、次の項目に移ります。説明書に戻ります。163ページ、事業番号326番、市営住宅管理事業（建築住宅課）として。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 私は、市営住宅の空き室数の推移と空き室による損失をどの程度分析しているかという質問でございますが、前の委員長の御指摘もあつたように推移ではなくて、平成30年度に限ってということでしたので、ちょっと変えさせていただいて、163ページにあります表の中で、管理戸数1,504のうち居住戸数は1,142ですので、2割強、362戸が空き家となっているはずなんですけれども、空き家戸数は267となつております。このところを御説明いただきたいと思ひます、あと残りはどういうことなのかという説明を。

○**稲田分科会長** 原住宅政策課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません。163ページのこの表につきましては、この空き家戸数は政策空き家のみの戸数を上げさせていただいてとりまして、一般の利用可能な空き家というものはこちらには載せてなくて、別途103戸あるということでございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** ちょっと103戸とおっしゃったんですけれども、計算すると362の空き家の中で267なんで、95じゃないかなと思うので、それは後でまたわかればお聞きしたいと思ひます。

この政策空き家というところなんですけど、何のための政策の空き家になっているんでしょうか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 政策空き家につきましてはですけども、現在は2つございます。河崎住宅と青木住宅で、河崎住宅につきましては中高層住宅部分の長寿命化

改善事業を今も行っとりますし、今後もある予定にしとります。したがいまして、そこにお住まいの方々の仮移転先として現在確保しているというところでございます。

青木住宅につきましては、すぐ隣に廃止住宅であります尚徳住宅がございますので、その尚徳住宅の方に早く出ていただくように御案内申し上げとりまして、その移転先地として近くの青木住宅を政策空き家として確保してるというところでございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も事前に資料いただきとりまして、政策空き家の267の中で博労町18、尚徳29、大垣19は廃止の方向で入っておりますし、あとおっしゃったように河崎119が改善ということで、青木82は早く移転してほしいというようなことでしたけれども、仮移転先とか移転先ということで確認をした上の政策の空き家なんでしょうか。その入居者に対して確認をした上での政策的な空き家として位置づけられてるのでしょうか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 位置づけにつきましてですけれども、必ずその住宅の方が、博労町の住宅の方がここに移転してください、尚徳の方は必ず青木に移転してくださいという、そういった意味合いではございませんで、あくまで御希望を聞いて、青木住宅に移転したいという方がいらっしゃるということを想定した上で、まず近くの青木を政策空き家としてる。ただし、その尚徳住宅の方がこの際だから町なかのどこかの住宅に引っ越したいという御希望があれば、それには相談に応じるということで、必ずそこじゃないといけないという確認をとってやってるものでもございません。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 長年ここでもありますように政策空き家としてあいておりますので、その間、平成30年度であってもきちっとニーズを捉えて政策空き家とするという方向でないとは本当に大きな損失ではないかなと思っておりますが、その辺の考え方を伺いたいと思っております。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** おっしゃるとおりだと思います。ただし、私どもでも相手様がありますことですから無理強いはできませんので、再三お話をさせていただいて、なるべく早くということはお願いはするんですけれども、やっぱり相手の方もなかなかすぐには無理だという方もいらっしゃいますし、かといってそういった政策的にあけとく場所をなくすというのもなかなか難しいところございますので、どうしても出てほしいから政策空き家として確保して。けれども、出ていってまだいただけないという、その辺の葛藤の中で今この状態が続いてるというところでございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 本当に面談されてニーズを捉えていらっしゃるのか、その点について伺いたいと思っております。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** ちょっと今いつ出会ったかというところまではっきりした日時を覚えてないですが、担当者が出向いてアンケートをとったり、直接お話ししたりするのはさせていただきとります。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私はそこら辺が不十分ではないかなと思っておりますので、住んでらっしゃ

る方の気持ちになればやっぱり寄り添った相談をしていただかないとなかなかいい方向にならないのかなと思っておりますので、ここは改善してもらいたいと思いますし、十分な面談をしていただきたい。できてないんじゃないかと思っておりますので、そこら辺のところ分析していただきたいと思っております。

政策空き家として、そもそもこんなに大きな戸数ですね、廃止住宅を聞けば201ですので、201の戸数そんなにあけておく必要があるのかどうなのかというようなところは私は指摘させていただきたいと思っております。そこは改善していただきたいなと思っております。

また、一方では、ここにもございます入居申込者が178人の中で入居決定者が43人ですので、需要は高いですので、困窮してらっしゃる方の声を反映させて、やっぱりより多くの方が入居していただきたいなと思うところなんですけど、例えば家賃を平均2万円と仮定しますと、30年度に限って267の空き家があるとして、その中で66は廃止住宅ですので、201としましたら12カ月で4,800万円の損失になるわけですね。そこら辺のところはいかがお考えでしょうか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 先ほどの要望も含めましてのお話ですが、例えばこの政策空き家267のうち一番大きく占めておりますのは河崎住宅でございます。河崎住宅につきましては、御存じのように昭和40年代に建てられました簡易2階建ての古い建物が多数ございます。ここを修繕をして使っていく建物なのかどうかというのは判断しないといけないと思っております。ですんで全ての政策空き家が利用可能かということもございまして、丸々それが損失にはならないとは私は考えておりますけれども、ただ、やはり募集をかけても応募のない住宅というのも現実でございます。そういったところは実は募集をかけるということは中を修繕しとります。修繕費用をかけて募集をしても応募がない。その場合は必然的に本当の空き室になってしまいます。この部分についてはやはり損失が生じているというふうに思っておりますので、そういったところを積極的に入っていただくように何度でも募集をかけて、そういった損失を少しでも少なくするような努力をしていきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** もうちょっと細かく本当に一つ一つを分析されたり、利便性の低いところはなかなか募集をしても応募がないということも私も承知しておりますので、やっぱりある一定程度方向性をきちっと捉えていくべきかなと思っております。応募の中では高齢者が8割ぐらい占めるということも伺っておりますので、やっぱりニーズになかなか対応できてないのではないかなというようなこともありますので、そこら辺のところもきちっと、長寿命化計画にも入っていくことになるかもしれませんけれども、捉えていただいて、適正に管理していただきたいなというふうに思っております。ここ指摘しておきたい。

**○稲田分科会長** 指摘ですね。

(「関連で。」と戸田委員)

戸田委員。

**○戸田委員** 私も政策空き家という捉まえ方はよくわからんのです。それで今、伊藤さんおっしゃったように、この空き家戸数267、この内容について、政策空き家の一つ、



もう一つが言われた募集しても入られない戸数、それもう一つ、老朽化と言われたんだけど、じゃあ、その政策空き家戸数の位置づけと、この区分、空き家戸数のおたくが今おっしゃられた区分を提出していただけますか。そうしないと空き家戸数の分析を私たちはできない。そこ提出できますか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** ちょっと今おっしゃったところも御説明しますと、政策空き家というのは、廃止住宅も政策空き家に入ってます。ですので博労町、尚徳、大垣、この3つは政策空き家になります。先ほど答弁しました長寿命化事業の仮移転先である河崎住宅も政策空き家、尚徳住宅の廃止住宅の移転先で候補地である青木住宅も政策空き家ということで、それらの政策空き家が幾らあって、それ以外に修繕して今後使っていくとする空き家が幾らあってということも団地ごとにまとめとりますので、その資料は提出させていただきます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 何で私がそういうこと、今後の方向性で総量抑制、そういうことをうたっておられる。民間住宅の活用も活発にやっていくんだということ、空き家が267で、何の要因があって空き家かというのは議会になかなか理解できにくい。だけん、その辺のこの政策空き家、今おっしゃったような内容もきちっと区分を分けられて、本当に実際の政策空き家がどうなのかというような動向も議会のほうにきちっと提出していただきたい。これは要望しときます。

**○稲田分科会長** じゃ、次に行きますけど、164ページ、事業番号327番、市営住宅長寿命化改善事業について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 市営住宅の長寿命化という問題については昨年度も大分議論をさせていただきましたけれども、現実のところこの長寿命化計画を見直すというふうに言ってこられたわけですけども、その事業の進捗状況というのはどういうふうになっておるんですか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 市営住宅の長寿命化計画の見直し状況でございますけれども、昨年度からやっておりますが、昨年度は意向調査というものを10月から11月にかけて行ったところでございます。その調査と取りまとめなどの関係で30年度中の素案作成には至りませんでしたので、今年度、令和元年度に具体的に今現在素案づくりをいたしとりまして、現在の状況は内部で最終協議行っているところでございます。ですのでこの最終協議が終わり、まとまった段階で本都市経済委員会で御説明し、御意見を伺っていきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** おくれた理由は何ですか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 先ほども申しましたように、市営住宅入居者の意向調査が前回、平成24年度に行っておりますので、それから約六、七年たっていましたので、最新の意向調査をしたいということで、意向調査を行った結果、ずれ込んだというのが要因でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それの意向調査の調査結果は、もう集約されてるんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** その意向調査の集約結果を今、長寿命化計画の中に調査結果として盛り込むことにしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 聞いてるのは、その盛り込まれるのはいいんですけども、集計はもうでき上がってるんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** でき上がってきます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それはいつの時点ででき上がってましたか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** ちょっといつというのははっきり言えないんですけど、ことしの春ごろに結果を取りまとめた今、私は覚えてるところでございます。申しわけございません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 何かと言うと、そういう調査結果があれば我々議会に対してもこれをもとにして長寿命化計画の見直しをしようとしてやっとなりますというような報告もあってもいいんじゃないかと思うけど、そういう報告はあったのかな。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません。ちょっと今確認とりましたらしてないようでしたので、おっしゃるようにやはり必要に応じてすべきだったと思いますので、今後そのあたりは気をつけたいと思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** できるだけ早くその調査結果集計を議会側にも報告をしてもらいたいと思いますね。

問題は、その長寿命化計画の見直し、どういう観点で見直しをされていらっしゃるんですか。例えば事業年度の見直しというのは当然入ってきますよね。ということも含めてどういう観点、キーポイントで見直しをされていくんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** もちろん市営住宅の長寿命化をどうしていくべきか、それについてどのようなタイムスケジュールで行くのかというのはやっとなりますけれども、個別の御回答ということになりますと、今の長寿命化計画の中身になってしまいますので、まだ最終素案という形になっとならないので、いましばらくお時間をいただけたらというふうに思っております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は思うのは、いつも当局の皆さん最近特にそうなんだけども、いろんな基本計画とか、構想なりとかいろんなものつくられて、そのつくってから1日か2日前ぐらいに議員の控室にぼんと資料は投げといて、あさって委員会ですよとか、あさって全協で

すよというやり方がふえてるんですよね。僕なんか特に能力が低いもんだから、1日や2日でそれ全部解説せと言われてたって本当に時間がないんですよ。そうするとこういうものは前もって前広にやっぱり議会側に説明資料として報告をしてもらうということになっていかないと委員会の審議が充実していかないと思う。責任が果たせないということがありますので、僕は、今、仮定の段階ですから公にできませんとおっしゃってるけども、じゃ、案ができ上がってから、はい、1日、2日前に委員会にどうぞと出されたってどげして解説するですか、僕ら。皆さん方つくって、1年以上もかかってつくってらっしゃいますから、いろいろ検討もできいでしょうで、当たり前の話。僕らは配られたものを1日、2日で消化せないけんですよ。僕、こういう事務の流れというのは、副市長、変えてほしいと思う。議会が必要ならですよ。議会が必要なかったらそれでいいですけど、議会が必要であるならば議会の側の十分審査のできる時間というものを提供してもらいたい。そのためには申し上げたようにどんな検討されていくんですかいうことで、それは完成せな教えません、これでは僕は議論にならないと思う、議会と行政の関係というのは。議会をある意味では否定してしまうことになる。これはぜひ改善してほしい。このことは申し上げておきますね。これは要望になるかな。指摘をしてるんかな、これはな。

**○稲田分科会長** この案件に対しては指摘をされる。

遠藤委員。

**○遠藤委員** それで続いて行きますけども、もちろんバリアフリー化とか、あるいはユニバーサルシステムの導入とか、もちろんエレベーターとかいうものは検討課題に入ってますよね、これ、わかっとなりますが。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 入っとなります。

**○遠藤委員** それから、失礼ですけど、事業年度はいつからいつまでくられるわけですか、何年間くらいで。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 長寿命化計画そのものは10カ年計画でございます。

**○遠藤委員** だからいつの年度から。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 令和2年度からスタートということになります。

**○遠藤委員** わかりました。

それでもう一つは、今度空き家対策について伺いますけども、これ僕の質問項目空き家になっとなりますが、空き室です。訂正してください。

空き室対策で聞きますけども、30年度の空き室の状況というのは29年度と比較してどういうふうになっておるんでしょうか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** まず、先ほど申しましたように、市営住宅には2つ、2通りの空き家がございます。一つが政策空き家、一つが一般の使用可能な空き家ということございまして、まず政策空き家につきまして御説明させていただきます。29年度末には政策空き家は277戸ございました。30年度中の動きでございしますが、退去者が

18戸、入居者が河崎の47R-1棟の工事に伴う入居でありますとか、火災による特定入居、これが10戸ございました。結果、平成30年度末の空き家は267戸というふうになっております。

その他現在修繕して使用可能な空き室につきましては、29年度末は63戸、30年度中退去者が55、入居者が33戸、結果、30年度末が103戸というふうになっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その数字がちょっと読み取れないんですけど、この103戸という30年度末の空き室数というものは、30年度に55の退去数があったということになるんですか。それで結果的に103戸になる。つまり29年度の空き室と合わせたものが103戸になる、こういうことになるわけですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 29年度は63だったものが30年度末に103になったということでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 実際に入居されたのは30年度中には幾らだったんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 入居者は33戸でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 僕は事前に報告書をもらった分と今言われた数字が合わないですね。僕のいただいた資料には平成29年度末の空き室数で使用可能な空き室数は63戸、平成30年度の入居者数は43戸、平成30年度の退去数は73戸、それで平成30年度末の使用可能な空き室は103戸と、こういう数字がなってますけど、これどう組み合わせしてもなかなか数字が合わない。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 補足で説明させていただきます。ここの数字が合わないといいますのは、万能町住宅と大工町住宅というのがございまして、これは昨年度万能町住宅のA棟を除却いたしました。そのときに除却する万能町住宅A棟のあいてる戸数と、こちらに引っ越していただくためにB棟も確保しとりましたんで、そのB棟と、もう一つ引っ越し先を大工町住宅も引っ越し先に想定しとりましたので、万能町と大工町のあいた部分は昨年度は政策空き家でございます。ことしはもう条例改正も終わりました、除却も終わりましたので、その部分が全て一般の空き家のほうに移動しとりますので、そのあたりで単純な足し算、引き算で数字が合っていないという、ただし、それらを全て加味した数字は、合計は合ってるということでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それで平成30年度73戸でしょ、退去数が。それで平成30年度の入居者数は43でしょう。これを差し引きすると、単純に言えば30戸使用可能な空き室が残ったということにここだけで計算するとなりますよね。それで使用可能な空き室103戸との兼ね合いというのは、どうなるんですか、これ。

○**稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** この30年度入居の43戸と30年度退去の73、こちらには一般の空き室だけではなくて政策空き家の数も入り込んどりますんで、単純にその結果が103になったということではなくて、要は政策空き家の数字にも変化が生じたということでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** その数字は入っとるんだけど、その数字というのは政策空き家の数字というのは少ないでしょう。4の7の18で、20ぐらいでしょ。18で20、25、23ぐらいでしょ、政策空き家、この中で73のうち。103戸の使用可能な空き室が30年度末には存在をしてるということでしょう、どうであろうとも。これ何でこの103戸の使用可能な空き室が存在したんですかということになっちゃうんですよ、これは。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** これはたまたま年度末の集計を出しとりますけれども、市営住宅の入居は毎月募集したりしてますんで、これは大体いつごろかというのは想定できるんですけど、退去につきましては、これは入居者の都合で退去されますので、時期は想定できません。ですので例えば11月、12月、1月、2月、3月に退去された場合は、部屋がそのまま、まだ修繕もできていない。ですから募集もかけれないということで、一時的に数字がふえることはございます。ですから必ずそれが理由かという、そればかりではないとは思いますが、そういった時点時点で数字が流動いたしますので、30年度末はその数字が103であるという結果になっておる。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると平成29年度末の空き室数63戸は、全部これは修繕も終わって、公募する対象戸数になったというふうに判断していいんですか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません。それについてはちょっと明確に答弁することはできませんけれども、使用可能な空き室のうち、やはり例えば応募がなかったところの4階とかは積極的に修繕に回さないで、ほかの応募の多いところを早目早目の修繕に回すということの調整もいたしておりますので、全てが全て修繕が終わったというふうにはなっていない状況だと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると実際に修繕されてない空き室戸数というのは、この30年度末の103戸の中で幾ら残ってるんですか。

**○稲田分科会長** 原課長。

**○原都市整備部次長兼住宅政策課長** 申しわけございません。それについては今現在この場では把握しておりません。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 何でこれしつこく聞くかと、前にもこの問題は本会議等で議論させていただいたんですよ。伊藤さんもおっしゃったけども、やっぱり公有財産の有効使用というのが大事なことです。しかも公営住宅法ではいつまでも投げっ放しにしちよくとこれいけませんよと、速やかに改善しなさいよという法律で定められた事項もあるでしょ。それを自分の予算の都合でできませんでしたというやな形では許されないという法の規定があるん

ですよ。だからそういうことがあるんで、僕らとしてはそういうきちんとという意味でチェックして、管理ができとるかというのを判断を求めるわけです。

そこでもう一つ問いたいのは、修繕ができないこと、予算があえてそれに対して要求してもつかないという背景があるのか、予算要求そのものをしないのか、その辺はどうなんですか。まともに例えば空き室数があって、これだけ修繕せないけない。これは100%予算要求されてんですか、その各年に。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 私どもで計画してる分は100%要求させていただいてる。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 予算の結果が100%ついたんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 修繕部分についてはつけていただいているというふうに認識しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その割合にしては103戸というもの……。ごめんなさい。103戸と空き室数その途中で出入りがあって残った分があった、退去数73あるけども、その間ではあれなんですかね、30年度と比較した場合にはこんなに残るような数字にならないような気がするんだけど、何か予算的にもここはもうつけないし、予算を出したけど、その予算が認められなかったんでこういう形になったというようなことはないんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 皆さんのちょっと資料ないんであれですけども、平成30年度の入居者が43戸、退去が73戸ですんで、単純にそこで30戸多く空き室が生じてるということですので、全てが全て予算の都合ということではございません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 逆に言うと、29年度63戸あって、この政策空き室にしてる住宅もあるけども、これと今言いましたものを合わせると103戸になっちゃうわけだ。そうすると逆に、29年度というのが丸々残っとる話になっちゃう、計算の仕方によっては。だけん、これはもう少し空き室というの有効利用ができる方法のものがないのかなという気がするし、その辺が見えるわけです、この数字の流れから見ると。だから予算的な措置でこうなるのか、それとも30年度に退去あったけど、それは31年にみんなすりゃええがなということで30年度は半年というのは、8カ月はあきつ放しで投げっ放しにしとるのか、この辺のところがちよっと気になるもんですよ。だけん、30年度であって、年度末にみんなが出たわけじゃないでしょうから、一年度の中のどこの辺で退去者が発生したか知らんけども、それによっては修繕によっては30年度に空き室を減らすこともできたんじゃないかと、予算の打ち方によっては。だけど、その予算が打てなかったということによって残ったというケースもあるんじゃないかと思って聞いているわけですよ。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 修繕につきましては、昨年度はその15工事くらいです。ですからコンスタントに工事に出しとりますし、5月から市営住宅の募集をかけて、

毎月募集を行ったりしますので、工事をして募集、工事をして募集しとりますんで、そのあたりで費用面でそういった空き室がどんどんふえていったのではないかということではなくて、どうしても人気のある住宅に募集が集中しますので、そうなる場所にたくさんの応募があっても1人しか入れないわけですから、結果、その募集した住宅で募集住宅に入っただけという形とらざるを得ませんので、お金ではなくて、工事も着々と出しておりますし、募集も毎月やってるという状況は昨年度も今年度も同じように対応させていただいております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** じゃあ、個別修繕した件数は30年度幾らあったんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 申しわけございません。何番までの工事を出したのかというのは、課のほうでは資料はございますけども、ちょっとここには持ち合わせしてりません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それがあって初めて今あなたの説明がつじつまが合うわけです。これは資料提出してくださいね。後からでいいですから。

それとこの表を見ますと、錦海町住宅、これ平成29年度末は3戸の空き室があった。だけど、平成30年度の入居者数はゼロだった。30年度の退去数は5戸あって、それで結局30年度末の空き家数は8戸になった、こういう数字が並べてありますよね。この錦海町住宅は、そんなに人気が悪いんですか。3戸29年度末に空き室があって、30年度はゼロだという数字がおるんですけど。

それから同じような数字が皆生住宅、使用可能が29年度は1戸あった。だけど、30年度数は入居者がゼロだった。だけど、30年度に退去数が3戸あって、30年度末の空き室は4戸になつとる。このゼロ、ゼロというのは何でこういうゼロが起こったんですか。これは人気が悪くてゼロなんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 人気があるかないかというのは私にはわかりませんが、この結果が全てでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それじゃあ、説明ならん。人気のないところにはやっぱり修繕もかけられん、余分に金かけとくわけにいきませんよって言うときながら、じゃあ、この今言った錦海町住宅と皆生の住宅は人気がないのでゼロなのかと聞いたら、その中身がわかりません。それは話にならん。

（「いけんいけん、開き直ったらいけん、開き直ったら。」と戸田委員）

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません。失礼しました。皆生住宅につきましては、今年度3部屋募集する予定にしとりますんで、もう既に2部屋は募集しましたけど、ですんで要は修繕の工事のタイミングでたまたま30年度の入居がなくて、工事が終わって31年度入居という流れになってるというふうに今認識しとります。

ちょっと錦海町住宅につきましては、募集のないときもあったように記憶しております。

失礼しました。応募がなかったという時期もあったような記憶がございます。

○**稲田分科会長** 応募がない期間とか、工事期間とか、その表がないものであれなんですけど、というような期間もあったということですね。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** そうです。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 錦海町住宅には公募をしても応募者がいないなんてことは客観的に見ても考えられんと思うな、あれだけいいところだ。皆生住宅も同じだと思うけどな。

それで問題は、ほんなら29年度では今言った錦海町住宅は3戸、皆生住宅、これはいつ修繕したんですか。これは30年度にしたんですか。

○**稲田分科会長** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 済みません。いつしたかという明確な事実はお答えできません。今現在答えることはできないんですけども、修繕をかけて、皆生住宅については9月募集で2部屋募集して、2部屋今入居していただくように考えとりますし、もう1部屋についても11月くらいには募集かけるという予定にしているとここでございます。

(「回答にならんが。」と戸田委員)

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 問題は、やっぱり29年度で空き室になった場合に、そして使用可能で応募率も高い住宅なんかは、やっぱりできるだけ早く修繕をして、市民の応募に応えるべきじゃないですか。それを1年もまたいで修繕して、31年度は入居できますからというような空白をつくることは僕は良好な財産の管理に値しないと、こう言わざるを得ないんですよ。

だけん、これ本当にあれでしょ、応募される皆さんの年齢構造ってどうなってるんですか、実態は。どう把握してらっしゃいますか、応募される方々というのは。それと所得の皆さん方というのは、もちろん市営住宅に入る方々、所得は低いはずなんですよね。年齢は幾らぐらいだと思われますか。なってますか、平均年齢が。

○**遠藤委員** 原課長。

○**原都市整備部次長兼住宅政策課長** 現在資料を持ち合わせておりませんが、総体的に申しまして高齢者の方が8割近いのではないかと。そのほかにはやはり若いお母様方、お子様連れのお母様方の応募も若干あるという状況がございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** だからある意味では非常に生活が厳しい環境の中におられる皆さん方が僕は多いと思うだがん。だから市営住宅に求められてくると思うだがん。家賃が少し安いところがいいって。だけん、そのところで事業で管理する側の者が1年や2年は待ってごしないといって送るような状況つくっていいのかどうなのかと、社会情勢から見て。そのこと僕は大事だと思ってるんですよ。だからできるだけそういう管理の上からも利用可能な住宅の空き室に対しては速やかに予算をつけて、そして市民の要求に応じていくと、この姿勢を担当課もしっかりと持って予算要求もしてもらいたい、このことを指摘しておきます。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

じゃ、以上で都市整備部所管部分の審査を終了いたします。



予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。執行部の皆さんは入れかえをお願いします。再開は後ろの時計で午後2時35分といたします。35分から再開します。

**午後2時24分 休憩**

**午後2時34分 再開**

**○稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

議案第79号、平成30年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、経済部所管部分を議題といたします。

発言通告書一覧表の2ページをごらんください。では、参ります。

ページが説明書の99ページ、事業番号198番、勤労者福祉資金貸付事業について。

じゃ、又野委員。

**○又野委員** この貸付事業ですけれども、ここのところ2億円で推移しているようなんですけれども、今後の方向性のところで引き続きこの預託を行うとあるんですけれども、来年度の予算額が半分になっているということで、なぜ半分になったのかということと、あと過去にもこのように減らしたことはあったのか、あった場合、その理由を聞かせていただければと思ひまして、お願いします。

**○稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** 勤労者福祉貸付金事業の次年度予算が半額になったということの理由でございますが、勤労者福祉資金貸付事業につきましては、もともと労働金庫さんによって労働者への長期安定的な融資を行っていただくために、その融資の原資となる資金面での支援ということで預託を行っておったところでございます。

この預託につきましては、市中金利が高いときには低利で融資をしていただけるということで非常に効果のある組織かと思っておりますが、現在のように非常に低金利などで果たして恒常的に同じ金額預託することが融資金利の面で本当にどれだけ効果があるのかということがちょっと問題ということで考えまして、そのことから次年度以降で預託額についてちょっと半額にしようということで見直しを行ったところでございます。

過去にこのように引き下げを行ったことがあるのかということでございますが、ちょっとわかってる範囲では、平成12年度が2億でございますし、それから平成13年度は2億2,000万で、平成14年度から18年度は2億5,000万ということで預託しりましたが、平成19年度から2億にして、30年度まで預託を行ったという状況でございます。以上でございます。

**○稲田分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 済みません。ちなみにそうすると今後についてはどのような方向で行かれる予定でしょうか。

**○稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

**○雑賀経済戦略課長** この預託についての今後についてでございますけど、一応労働者の生活の安定や生活の質の向上に資するためには引き続き預託は行っていこうというつもりでおります。ただし、預託金額等につきましては、やはり先ほどの過去の実績もあるように経済の状況を見ながら判断していくつもりでございます。以上です。

**○稲田分科会長** 又野委員。

**○又野委員** 以上です。

○**稲田分科会長** では、次に参ります。126ページ、事業番号252番、企業立地促進補助金（経済戦略課）について。

じゃ、戸田委員。

○**戸田委員** 企業立地促進補助金ということでございますが、まず初めに、事業の成果のところ見ていただくと今の工場立地促進補助金が平成29年度1億3,700万、平成30年度1,400万、それと雇用の促進補助金が今の平成29年度は1,800万弱で、30年度が6件で900万弱ということなんです、その推移、その内容についてまず伺っておきたいと思います。

○**稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 雇用促進補助金につきましての過去の推移でございますが、一応平成26年度が1件で600万でございます。それから27年度が4件、1,055万、28年度が7件で1,445万で、平成29年度は8件で1,795万で、30年度が6件の890万というところでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** これは平成26年度から開始された事業ですか。

○**稲田分科会長** 雑賀課長。

○**雑賀経済戦略課長** 平成17年度からやっております。私が持つてる数字がちょっと26年度からのものでございました。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** なぜ入り口の問題今聞きましたかということ、今後の方向性で平成31年度からこの事業を今いる雇用促進補助金を廃止するという事なんですけれども、平成17年度から当初動いてきて、13年間ですか、この制度をずっと実施してきたと。

廃止する理由というのは、見直しによるというふうには書いてあるんですけど、その見直しの理由とは何ですか。

○**稲田分科会長** 雑賀課長。

○**雑賀経済戦略課長** 見直しの理由でございますが、まずこの雇用促進補助金につきましては工場等の新增設によってもたらされます新しい雇用の創生に対するインセンティブという観点で支援を行っていたものでございますが、御存じのように現在のように有効求人倍率がもう2倍近くになってる状況で、地元企業も誘致企業とも労働力の確保ということが非常に難しい状況下になつたりまして、いわゆるそういう状況下で雇用の創出に対するインセンティブとしての効果はやはり薄いのではないかとということで検討して、平成30年度末をもって廃止しようということに決定したものでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** これは13年間やられて、それだけの米子市の経済に相当効果があったんじゃないかなと思うんですが、先般、私は財界の方とお話をさせていただきました。今インセンティブ関係、促進促すんだという観点からこういうことをやってきたというお考えですけれども、しかしながら、この雇用促進補助金というのはある程度企業さんも当てにされとられるというようなことも仄聞するんですよね。そこで平成30年度も約6件あって、890万ですか、そういうふうな補助金を出してる中で、もうその使命は終えたという観点、使命を終えたというその理由というのは私自身には理解できない。財界においても雇

用促進の補助金等、それ以外にも戸田さん、補助メニューはもったいないですかと、他市に比すれば補助制度が弱いんじゃないかという声も聞く中で、逆にこの制度を見直してやめるというのは本当に米子市政にとってそれがいいのかどうなのか。経済界において本当にそれが発展に寄与できるのかどうか。

それをもう一つが今の求人倍率2.0、実態を本当に知ってもらえますか。なかなか雇用ができない。人材がそろわない。給料もなかなか20万をと思っても、もっと高い給料で来ないというような現実性があるんですよ。それをただ机上論で本当にこの使命を終えた、インセンティブ、求人倍率が2.0ああけん、いいんじゃないかというような施策、本当にそうなんですかね。市長が今打ち出してる公約は、雇用の創出なんですよ。企業誘致をして経済の活性化を図っていくんだという公約を掲げておられる中で、一方、こういうもう使命を終えたというような観点で制度を見直していくというのは、本当に今の米子市の経済情勢の中に合ってるんでしょうか。その辺のとこどうですか。

**○稲田分科会長** 杉村部長。

**○杉村経済部長** 御指摘の点、雇用の創出は今の人口減少に関しても生産労働人口の確保にしても非常に重要な観点、それはもう理解しております。

今回はこの誘致企業に対してのインセンティブということでございまして、実は今、課長のほうが答えましたように、非常に有効求人倍率が高いという状況もあります。いろいろ業種を見ますと事務系は低かったりしますし、いろんな点もあるんですけど、1点、地元企業さんにとっては、ある意味誘致企業が今来たときに自分とこの従業員が移ってしまうというようなその点のございまして、そこはとめられない。自由に職場をかえるという権利が働く方にはあるわけですから、それはとめられないんですけど、そこに公金が支払われるということに関して非常に不満の声も実際聞いてるところでございます。逆に言いますと、そういう誘致企業を市が引っ張って、そこで従業員を取られてしまったというような、これ実際のケースもあるようでございます。そういうことの声なんかもございまして、本当に雇用に対し、企業誘致の設備投資に対する補助金については雇用の要件はやっぱり残してますんで、必ず新規雇用があるということが条件になってます。したがって、今うちのほうで考えてますのは、その雇用そのものに関する補助金ではなくて、企業誘致に関しては何らか別の形でのインセンティブを打ち出せないか、そういうことを内部で検討してるというところでございまして、いろいろとそのあたり企業誘致を成功させるためのインセンティブは今の経済、雇用情勢からしたら何が一番有効なのか、そういう観点で今後やっぱり考えていかないけませんし、当然その企業誘致をするというのは、おっしゃいましたように雇用を確保していく、これ大前提の話でございます。したがって、おっしゃった趣旨は十分理解をしておりますが、補助金のあり方については少し検討させていただきたいというふうに考えてるところでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 企業誘致ばかりでなくて、私も先般、経済界の人と話したの、10人ぐらいの方でお話ししたんですけど、戸田さん、企業誘致ばかりではなくて、地場産業の育成支援というのも一つの米子市の大きな課題ですよ。私たちも工場をいわゆる増設をして、従業員も10人も雇用せないけんときの補助メニューが薄い。増設に当たっての今の補助メニューも薄いので、県とのメニュー等もないのかなという相談も受けました。だろ

うなど。だから企業誘致ばかり私は、言ってるのは、シフトではなく、それも一つの大きな政策なんですけど、もう一つは、地場産業の育成支援、やっぱり景気がいい会社は企業買収して新たなところに増設をする、新設をする、従業員の拡大も図っていくんだというようなお話もよく伺いますので、その辺のところも十分に加味していただいて、補助制度の見直しを全体的な中で検討していただければなというふうに思います。

（「ちょっと済みません。」と杉村経済部長）

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 実は地場産業に対するこの設備投資とか増設等に関しては商工課が補助金持ってまして、その場合には新規雇用の補助金も残してあるということでございますんで、今回の見直しは企業誘致に関して少しその見直しをさせていただいたというところでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 雇用の確保という全体的な観点からいけば企業誘致だろうが地場産業の育成だって同じことだと思うんですよ。その辺のことから考えれば、やはり従来あるものをいわゆるなくすということに対しては大きな経済界にとっては打撃であろうなという面も私は考えられる。その辺のところでも十分な検討した上で、ただ机上論だけで、私は、雑賀さんはどうこうじゃないですよ、ただ求人倍率が2.0だけの数字だけでとられて、これはあくまでも数字マジックであって、いつ冷え込んでそういうふうな雇用のがなかなか進まない状況かもこれはあるかもしれない。そういうようなことを加味した上で十分な目で検討を願いたいと思います。要望しときたいと思います。

**○稲田分科会長** 同じ項目で遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、戸田さんから出たけれども、関連して言うような形になりますけど、問題は、この企業立地促進補助金という制度が続いてきておって、税金を投入してるわけなんですけども、事業効果とか経済効果、こういう観点に立った把握というか、いうものはどういうふうになっていますか。

**○稲田分科会長** 雑賀課長。

**○雑賀経済戦略課長** そうしますと経済戦略課の企業立地促進補助金のほうの事業効果とか経済効果について御説明いたします。

経済戦略課が担当してます企業立地促進補助金は、先ほどからも出ておりますように、誘致企業の工場等の新增設に係る建物、土地、設備等への投資に対して支援を行うものでございまして、その効果としては市内に新たな投資を呼び込むとともに、あわせて雇用の創出につなげるというものでございます。

実際の事業効果としましては、これは地元雇用の創出について捉まえたものでございますが、平成28年度から平成30年度までの3カ年でちょっと数字を上げさせていただきますと、その間にその3カ年で補助対象としました地元雇用者数は7社で88名でございました。

経済効果につきましては、やはりこれは誘致企業の新たな投資について経済効果として捉まえる形になると思いますが、これにつきましても平成28年度から平成30年度までの3カ年の数字で御説明いたしますと、その間の補助対象としました建物、土地、設備等の投下固定資産額につきましては7社で合計190億5,974万6,000円でございます。

した。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 雇用者数、雇用数の関係で再度確認いたしますけども、この7社で88人、28年度から30年度で3カ年間であったということは、これ全体の市の労働雇用者数、市の中、市部における労働者数というものについての変化というのがどういうふうになっていくんですか。88人その3カ年間でふえたんだとは思いますが、全体に労働者数というのはどうなってる、雇用者数というのは、そういう把握はされていませんか。

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** どの統計かはちょっとうろ覚えになりますけど、大きな統計数字でいきますと製造業に関しての労働者数は少し上がってるようになってございます。事業者数もほぼ横ばいなんですけど、若干労働者数は上がってると。近年の統計の数字なんですけど。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういうのはちゃんと統計的、データの的に持っておられるわけですね、経済部は。

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 当然そういったデータ、今回の総合計画の中にもそういった統計データ示すようにしております。これ商業に関してもそうですが、そういった統計データを拾いながら今、総合計画、あるいは地方創生の総合戦略つくってるという状況でございます。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういうものの数字はなかなか見ることはないんで、あるかどうか確認したんですけども、できるだけそういう情報公開できるようにしてください。

その中で、企業が立地の場合のときに、いわゆる知事さんが、市長さんが立ち会って協定書を結ばれますよね。そのときに幾ら幾ら投資しますと新聞記事が出ます。幾ら幾ら雇用しますという数字も出ます。出荷額というか、生産額も大体これだと。その当時の協定期間の状況から見て、この3年間で7社の88人という数字がありますけども、その協定期間の公表されたときの雇用者数との対比はどうなってますか。何が聞きたいかという、当時来るときには100人抱えますよと言っていた。いや、たくさん来ていただきますな。税金使って補助してもええですなという話みんなが受けとめる。だけん、この3年間の中でそれがずっと100人が維持されてきたのか、それとも実際は3年間なったら減ったのかふえたのかということが余り出てこないんですよ、次の新聞では。行政のほうも余りそういうことは公表されませんよね。一遍私、県に企業誘致の関係求めたけども、その数字は余り見せてくれないんです。それで大きい投資した分の企業は全然伏せておられて、少ない投資した分の企業しか公表されてなかったんですね。非常に不信感を私は持ってるんです。だったら協定したときの知事や市長が立ち会って協定書交わされたときの約束されたときの数字というものが今はどうなってますかと、この88人というのが、そういうのは把握されてますか。

○**遠藤委員** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** きょう資料のほうは持ってきておりませんが、当然市がかかわった進出協定の中では投資額であるとか、雇用人数は出てます、計画の中で。その次に、この補助

金を申請する際に、実際協定結んだ時期はある程度計画はなされた段階ですんで、その後、計画を詳細に詰められて、最終的にはこの補助金の申請という形で出てきますので、データとしては持っております。ただ、今はちょっと済みませんが、その数字は多分持ってきてないと思いますので、後ほどでもよろしければ資料提供させていただけたらと思います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ぜひその資料提供していただきたいと思いますね。

もう1点は、固定資産税が3年間結局減免になっていきますよね。これ実際に3年間固定資産税を徴収するというか、徴税額に入れた場合にはどのぐらい数字になりますか。そういうのは出いていらっしゃるじゃないですか。

○**稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 当然固定資産税額に直した場合の数字というのはございますが、私はちょっと今持っておりませんが、それにつきましてはまた資料を。

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 創業当時から3年間固定資産税相当額を補助する制度になってございますので、実際に各企業の補助申請額は、一旦その年の固定資産税を納入していただいて、それを確認した上で同額を補助金として出すという制度になってございますので、補助金額イコール投下固定資産額というふうに見ていただければよろしいかと思っております。それはもう当然土地とか建物、償却資産全部含めた形での数字になってございます。ですから形としては、賦課額を一旦全額納入していただいて、それを補助金としてお出しする、同額をお出しするという制度でございまして、イコールだというふうに思っていただけると。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは企業秘密に値するんですか。公表はできるんですか。

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 補助金額としては、税法のことはちょっとあれですけども、補助金額としては当然それぞれの金額、お支払いした金額として出てくる数字だというふうに理解しております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 企業立地をして、休業に至ったとかいうようなケースは今のところないですか、企業補助金出したのに。

○**稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 過去にないということ。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 過去にもなけりゃ現在もないということですね。それでいいですね。

次、商工課のほうに移ります。いいですよ、委員長。

○**稲田分科会長** 一応読み上げます。じゃあ、次の項目に移ります。124ページ、事業番号247、企業立地促進補助金、こちらは商工課について。

遠藤委員、お願いします。

○**遠藤委員** これは市内の企業中心にした補助金対策だというふうに理解しておりますけども、これの経済効果なり事業効果について伺っておきたい。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** そうしますと、まず最初に、資料の訂正をお断りさせてください。先ほどの124ページ上段、企業立地促進補助金（商工課）、これの決算の概要の2、事業の成果の中の平成30年度鳥取県西部地域と書いてあります、この19件というのを20件、ちょっと拾い間違いでございまして、20件でございます。金額は変わりなしということで、まず訂正させてください。

そういたしますと改めまして、企業立地促進補助金（商工課）の分ですけれども、商工課が支援する対象は地元事業者の工場増設に係る建物、土地、設備の拡大となります。

先にその経済効果という部分といたしましては、先ほども経済戦略課のほうで述べました企業の固定資産への投資額という形を捉えまして、平成28年度から平成30年度の3カ年の間に補助対象とした企業の固定資産への投資額、3社で8億4,945万4,000円となります。

あわせて事業効果も述べてよろしいでしょうか。

**○稲田分科会長** はい。

**○毛利商工課長** 事業効果につきましては、平成28年度から平成30年度の間に補助対象とした米子市民の雇用者数というものを事業効果としてお知らせしたいと思います。市内事業者が対象となる米子市雇用促進補助金では3社で18名、それからもう一つ、鳥取県西部地域の企業が米子市民の雇用を行った場合に対象となる鳥取県西部企業立地促進補助金というものもここで出しております。先ほど訂正を願ったもので、3カ年で20社、210名という形になっております。なお、鳥取県西部企業立地促進補助金については、鳥取県西部の地域振興協議会において今年度以降の新規交付は休止ということでこの協議会のほうで決まっておりますので、来年以降のちょっと件数というの、新規の件数というのは出てまいりませんが、そういった形を出しております。以上が経済効果及び事業効果でございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この企業立地促進補助金、商工課が担当してる分については地元の製造業というのが対象になっておって、例えば旅館業とか小売業とか、そういう方々の業に対する補助金対象になってないというふうに見受けるんですけども、これは地元の企業の促進、この事業反映させていくということの観点から見て、あるいは投資を求めていくことを考えると、これらの方々へのやっぱり投資も対象に検討されていくべきではなかったかと思うんですけども、そういう客観性というのはいらないとお考えでしょうか。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** いろんな観点で、それぞれの業種でいろんな支援する補助金があろうかと思えます。観光は観光で、設備投資ということではないのかもしれませんが、さまざまな形での市の施策なり支援策というのがございます。今おっしゃいましたように、製造業等々、製造業以外の業種に関してもおっしゃいますのは、この設備投資効果があったり、雇用に効果があった分にはそういう補助金を出してもええじゃないかというようなお話だと思います。いろんな意味で、商業というのはいろんな商業の形態があります。全国のチェーン店みたいな実際パート等の雇用は出てきますけども、実際の売り上げが外に出ていってしまうといった面もございます。そういった意味で地元で真の意味の設備投資効果なり雇用効果が出てくるようなものについては、この補助金という形ではございませんが、

いろいろな意味でそこを支援する考え方は検討していくべき必要はあるかなというふうに思っていますが、この補助金でのちょっと対応というのは少し難しいかなというふうには考えとります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いろんなメニューをたくさんつくることがいいかどうか別にして、この企業立地促進補助金の中に製造業だけに限らず他の業種も入れるということはそんなに難しいもんなんですか。

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** その考え方でよろしいかと思えます。果たしてこの補助金が製造業にそっくりその支援策はまるのかどうかということもございますので、そこは少し研究させていただきませんか。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 検討と研究じゃ大分違うしな、研究じゃなしに、前向きに僕は検討してほしい。そういう声は出ませんか、企業から、経済界の皆さんから。何と俺たちの地元の者に対しては全然補助金の面倒見てごさんがなと、県外の企業には金、知事は配ったりするけども、よそから来る者については金配ったりするけども、こういう声は僕はよく耳にするんだよね。韓国の企業に金払って、何で鳥取県の県民に知事は金ごさんと、こういう声が出るんじゃないでしょうか。そういう声出ませんか。

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 確かにそういう声、地元企業のほうから誘致企業ばかり優遇してというような声もお聞きしております。そういった意味で米子市の経済の活性化や産業振興のために地元企業に対してやはりいろんな形で厚い支援をしていく必要は感じておりますので、先ほど申し上げましたように研究ではなく、そうしますと検討させていただきたいというふうに考えます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これはちょっと例が変わるかもしれませんが、この間の委員会で議論したのは、都市経済委員会ですね、成実の丸合が閉鎖をされるということの大きな背景の中に、冷房とか暖房なんかの更新にすごい投資がかかる。だからとてもだないが、こういう現状から見とつてもそこまで投資してそれを改修するだけの見通しは立てないので閉店するんだというのが大きな理由だったというふうに聞きましたよね。

それが該当するかどうか別に、僕はもう一つ、担い手の皆さんが業として家がやっておられて、担い手の皆さん方が会社つくって、とてもじゃない、それだけ投資するだけなら何も援助がないんで、それは継ぐこと嫌だと、こういうことも起こってるんじゃないかなというふうに見るんですよね。それに対して全部100%応えられなくても何らかの手を差し伸べて、そしてまちの機能を失うことがないようにやっぱりやっていく手だては行政が私は果たす役割があるような今、社会的な状況から見であるように思うんですよ。そういうことを考えると製造業だけというふうに今までから固定概念を外して、まさにこれも緩和策をとって幅広くこの業をやられる市内の皆さん方に対する行政としての、サポートするようなものをもって、地域の機能が低下しないような、そういう僕は政策展開を図られるべきじゃないかなというふうに思って今お聞きしてるわけです。



それからもう1点、この間これ質問したときに担当課からいただいたんですけど、改めて確認して、30年7月27日、当委員会に配られたものなんですけど、生産性向上特別措置法に基づくセンター設備等導入計画というもののパンフレットを改めて頂戴しました。これを読むと今言った部分の卸業、小売業、サービス業、旅館業に対しての、固定資産税を減免するというのですか、そういうものの制度化がなっていると、こういうことですよ。だけん、これを企業の方々が持っておられたらそっちを利用してくださいと。市はあえてそうしなくてもいいじゃないですかということにも受けとめるんですけど、これ自身が本当に各企業の皆さん方が十分に熟知された情報として持っておられるんだらうかということちょっと疑問に感じたんですけど、いかがなんでしょうか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** そちらの生産性につきましては、昨年の7月に、市の計画が通りましたもので、そこから受け付けを開始している状況でございます。昨年度につきましては10件の申請を受けている状況でございますけれども、今、商工会議所、商工会を通じてそういった事業を計画があるということは周知はしているという状況でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは例えば旅館業だったら旅館業に対して商工会議所が直接そういうような形の連絡をとってる、十分集約はしてるということですか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 商工会議所、商工会からは、先ほど言われたような会報紙や各組合を通じてそういった事業周知をしているということ聞いております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 10件と言われたかいな、30年度は。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 30年度は10件の申請がございます。

(「ちょっと追加でよろしいでしょうか。」と杉村経済部長)

○**稲田分科会長** 杉村経済部長。

○**杉村経済部長** 済みません。商工団体ももちろん周知しとりますけど、実際にはそういった設備投資される場合に最初に御相談されるのはやっぱり金融機関ということになるかと思えます。金融機関では十分この制度は周知されるということで、割合金融機関を通じてこういう制度があるということは知られるケースも多々あるというふうに思ってます。

○**稲田分科会長** 次に移ります。同じく124ページ、事業番号248番、商業活動新規参入支援事業について。

又野委員。

○**又野委員** この事業ですけれども、「チャレンジショップを商人の卵に提供し」とあるんですけども、このチャレンジショップですけれども、実際にどのような店をされたところがあって、その中で実際に開業とか開店とかされた人があったんでしょうか、ちょっと聞かせてやってください。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** チャレンジショップの利用実績についてのお問い合わせでございます。先にこのこと、最近の3カ年度にわたって報告をいたします。最近3カ年度でござい

まして、平成30年度の利用につきましては2件でございます、足もみ、整体、ヨーガ、ハーブティー等の物販、それから占い、リラクゼーション整体、こちらの2件でございます。平成29年度は学習塾と商品企画製造販売、この2件、平成28年度は占い、ハーブ、アクセサリ販売、この1件でございます。

それら3年度間のうち開業につながったものとしては、平成29年度の学習塾がその1件になっております。以上です。

**○稲田分科会長** 又野委員。

**○又野委員** ありがとうございます。

このチャレンジショップですけれども、年1件から2件ということで、私の感覚としてはそんなに利用されていないんじゃないかなという印象受けます。そこから開業する人もこの3年で1件ということなんですけれども、この点についてはどのように検証されて、今後、内容の変更とかは考えておられないのでしょうか。

**○稲田分科会長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** この事業につきましては、現在法勝寺町商店街のほうでそのお店を借りられて実施しているところでございます。そちらのほうの商店街組合さんのほうが実際の経営指導という形でも当たられて、実店舗に結びついているということを効果にしておりますけれども、本事業、そういった実績的にもなかなか上がってこないことから存廃も含めた抜本的な見直しという形で今の商店街の実行組合さんと協議をしているところでございます。

**○又野委員** わかりました。以上です。

**○稲田分科会長** じゃあ、次に移ります。130ページ、事業番号259番、角盤町エリア活性化事業について。

戸田委員。

**○戸田委員** 角盤町エリアの活性化事業についてですけれども、この問題については先般も一般質問で同僚議員の岡田議員さんが中心市街地活性化の中で触れたんですけれども、そこで事業の成果で角盤町エリア復活プロジェクトというのを立ち上げて検討したということなんです、ここに書いてあるんですけれども、どのような内容だったか、まず実施状況を伺っておきたいと思います。

**○稲田分科会長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** 角盤町エリア復活プロジェクトの実施状況、平成30年度角盤町エリア復活プロジェクトで行った取り組みについて御説明いたします。地元金融機関、放送局等と連携し、角盤町エリアの空き店舗に新規出店を募る新規出店チャレンジャー募集事業を行いました。これに対して4件の応募がございまして、そのうち大賞を含む3件が創業、独立を果たされたということになります。補助金の対象者は大賞受賞者のみになりますけれども、それ以外の方についても放送局の協力がありまして、審査会から開店までの様子をテレビやラジオで放送し、新規出店をPRするというので、このエリア、角盤町エリアでの起業・創業の機運というのが盛り上がったことを伝えられたというふうに思っております。さらなる新規店舗の出店促進とにぎわい創出を図った事業になっております。以上です。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 今伺ったように官民一体の角盤町エリア復活プロジェクト、私は正直言ってよく知りませんでした。本当にこれも市民の中にも浸透が図れてたのかどうか。

それともう1点、私これ実体感がない。会派の中でもいろいろと協議したんですけども、先般も岡田議員が触れられたように、本当にこれ実体感がない。今の市長の中で、中心市街地の活性化の中で2核1モールで重点化をされとる事業なんですよ。今の高島屋東館も11月オープンですか。それでそういうふうに民が一生懸命やっておられる中で、官が本当に一生懸命やるというような姿勢が私にはうかがえない。なぜかというと、ただそういうふうないわゆるプロジェクトの中で出店企業を今募って、3店が出店されたというようなことも伺うんですけども、その辺が本当に市民にもっとPRできてるのかどうか。

もう一つがやっぱり官がもっと官民一体となって仕掛けづくり、にぎわい創出の仕掛けづくりを本当に十分に検討されるかどうか。プロジェクトの中でどういう議論がされたのか私ちょっとわからない。ただ、出店される方を募って、3店は出店されたけん、それで了とするというようなプロジェクトの事業概要でいいんでしょうか。もっともっと官民が一体となって、経済界からもっともっといろんな意見を伺ったり、他市の事例見るとやっぱりあのプロデューサーですか、そういうふうな方、先進の事例のノウハウを持つとられる方々の意見を聞いたりとかというような外部組織も設置しとられる。本市はそういうような仕掛けづくりは私、全く下手だと思うんですよ。その辺のところは部長さん、どういふふうに考えとられますか。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 御指摘のことは真摯に受けとめたいというふうに思っております。我々もこの角盤町エリアに本腰を入れましたのは、ここ二、三年、2年ぐらい、2年でしょうか。東館の問題から始まりまして、非常に危機感を持ってこの事業取り組んだということで、徐々にではありますけど、地ビールフェスタをやったりと、つながるマルシェをやったり、あのエリアに何とか人が足を運んでいただくような仕掛けを今まで考えてまいりました。その中でイベントだけやっても月1回とかそういうことですので、一つの呼び水にはなるにしても最終的には空き店舗の中に個店がやっぱり入ってきて、そういった空き店舗がない状態で人がにぎわっていく、いろんな店舗があることによって集積効果を高めていくことが必要だ。そういう意味でこの復活プロジェクトスタートしております。これも実は30年度、昨年度からスタートした事業、いろいろ先ほど課長が答弁しましたように、その選考から審査結果、あるいは開店の状況まで地元のテレビ局に放映をしていただいたわけなんですけども、そこが行き渡っているかということ、さまざまな御意見があろうかと思えます。

今年度もそういった形で取り組みを続けております。取り組みは弱いということは真摯に受けとめながらも、やはり行政も一緒になってやってみてございまして、今後もその姿勢は貫いていきたいというふうに思っておりますし、少し余談ですが、最近あのエリアに民間投資というか、ということが少しずつ動き始めてございまして、先般も角盤町エリアの官民のプロジェクトの中であの周辺で4件空き店舗だったところに動きが出ているというような報告もございました。少しずつではありますけど、あのエリアのにぎわいというか、その店舗が進出してくる動き、不動産の動きが少しずつ見えてきたというふうに思っております。そして委員さんおっしゃいましたように、11月には東館オープン、これ控えて

おりますので、これを契機に何とかあのエリアのにぎわいを盛り返していきたいというふうに思っております。行政のほうもしっかり連携してやっていきたいと思っております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私、先般、きのうでしたかいね、テレビで見ましたけれども、生山のローソンさんが夜間はもうやらない。夜間をやらない代替事業で今の買い物難民の方々への買い物販売も販売車を動かして、相乗効果を上げた。それには今の日南町さんもいわゆる支援をしていきたいというような情報も私きのう伺ったんですけど、やっぱり官民が一体となってあそこの核とする大きな仕掛けをしていかなければならんでしょし、また市民や、またほかの方々はどういうオーダーを求めているかというのも市場調査をされるのも一つの考え方なのかなと私は思っております。さっきの地ビールフェスタなんかもいい仕掛けなんでしょうけど、やはり一過性のもんであって、根づかない。

今、部長さんがおっしゃるように、今の空き店舗がそれだけ創業してきたということも一つの大きな成果なんでしょうけど、先般も岡田議員さん触れられたように、やっぱり今のやよい跡地の駐車場の有効活用もどうしていくのか。一つの考え方でいけば、路線バスもそこに乗り入れたらどうなのか、そこでおりにいただければいわゆる相乗効果も生まれてくるんだないかという大きなやっぱり仕掛け、考え方というものもあると思うんですよ、選択肢の中で。だけど、その復活プロジェクトの中でどういう議論がされておられるかどうなのか。やはり私は、市民の方々も参画されてきちっとそういうふうな一つの検討組織を立ち上げてもいいんでしょし、入ってくるかどうか知りませんが、やっぱり有識者もさることながら市民の考え方も求めていくのも一つの方策ではあるのかなと私は思っております。

そういう中で先般も市民の方々ちょっと話ししたら、ちょっと高島屋の辺はにぎわってきたねという、実体じゃなくて、ちょっと感触があるんですけど、ただ、本市の経済活性化の源というのはやっぱり高島屋周辺と駅前周辺だというのは、これは皆さん共有認識しとるんだろうというふうに思いますが、やっぱり官がもっとバックアップできるような仕掛けがないのかどうなのか。これ市長もよくそういう言葉もあるとこで聞いたんですけども、そういうふうなもっと突っ込んだ、官がどれだけ注力できるかどうなのか、その辺のところをやっぱり今後考えていかなければならないなというふうに思うんですが、副市長さん、その辺のところはどんな考え方持ってもらえるんですか。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私も微力ながら角盤町にはかかわっておりますが、キーワードは幾つかあるんだと思っております。今、委員おっしゃったことは私もそうだなと思って聞いておりましたが、もう一つあえて申し上げると、実際にそこで事業展開なりをやっていただくプレーヤーとなる事業者の皆さん、これがもう大きなキーワードでございます。いろんなニーズとかあっても、あったら便利だとか、あったら行くわということではなくて、そこで一定のリスクもとりながら実際に事業やっていただける方、あるいはその事業やっていただく方に魅力ある地域にどうなれるかということなんじゃないかなと思っております。これ角盤町に限りません。駅前もそうでありまして、そういった観点でまだまだ努力足りないところもあります。官民の壁を低くするというをずっと心がけているところでもあります。もちろん公の公正性とか公平性ということを確保するというを大前提としつつ、できる

だけ民間の皆さんと、特にプレーヤーとなる可能性のある皆さんとしっかり膝詰めで話していくということを経済部もやっとりましますし、私自身もそれを心がけているつもりであります。そういった取り組みの中で実際に何かをやろうという話になったときに市がどこまできちんと組みついて協力できるかということじゃないかなと思っとりまして、そういった姿勢で臨んでまいりたい、このように考えてます。以上です。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけど、先般、私も倉吉にちょっと行ってきました。白壁土蔵群ですか、外人の方が結構歩いておられます。やっぱり倉吉の特色が出てるのかな。角盤町エリアのところ復活プロジェクトでどれだけの議論されるかわかりませんが、やっぱり米子色、米子の特色がどっかで創出できればなというふうに、そういうふうな観点も私は考えていくべきだろうなというふうに思いますので、もう一つ、もっと官がかかわって今の創出ができるような体制をつくっていただければなというふうに、これも要望しておきます。

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** ちょっと関連してですけど、私も角盤町エリアが活性化していくことが必要だろうとは思ってます。今の副市長さんがちょっとニュアンスで言われましたけど、確かに民間企業の方が企業としてやっていくということはあるがたいことだ。現実的な自分がするかといたら、個人営業者の方はどれだけの所得なのか、設備投資で、そういうこともやっぱり納税者と一緒に考える、難しいんです。わしは商店街で7年設備投資してきた。この間たった最近も多額設備投資した。そこゴーストタウンになってる。誰が責任とるだって。高島屋の周辺も確かにそう。私もよく行ってる、高島屋自体がお客さんがいない、こういう実態がある。やっぱり中心経済を変えていくということは、選挙で言えばお客さんは投票しない、実質。いかに騒いでもお客さん自体が行ってない。必要としないという、そういうことを改めて考えないけん。

それからもう一つ懸念があるのは、米子駅前に大手スーパーが来るといううわさがあります。そういうのはどう、実際そういう動きあるんですか。

**○稲田分科会長** ちょっと決算の内容とはずれますんで。

**○矢倉委員** じゃあ、それがちょっとまちづくりにある。そういうことがあればまちづくりに大きな影響は出てくると思うんですよね、今のね。そういう点は把握しておられるんですか。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 私のほうは直接は聞いておりませんが、いろいろと周りのほうからそういう話があるということはお聞きしておりますが、直接には聞いてないのが事実です。

**○稲田分科会長** 決算の内容にお願いいたします。

矢倉委員。

**○矢倉委員** いろんなこと検討しながら今後、予算編成にはまた留意していただきたいと思います。以上です。

**○稲田分科会長** じゃあ、次に移ります。132ページ、事業番号264番、米子がいな祭補助事業について。

戸田委員。

**○戸田委員** 今の事業の概要で米子がいな祭開催補助金を支出したということなんですが、実際がいな祭は、米子市のビッグイベントです。これは皆さんも共有しとるところなんですが、実際にどれだけの開催費用が生じたんですか。

**○稲田分科会長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** 平成30年度の米子がいな祭の総事業費、これを収支として報告をさせていただきます。市の補助金576万円を初めまして、広告料、自治会募金、イベント収入……。これは収入でございます。もう一度言いますと、市の補助金576万円を初めとした広告料、自治会募金、イベント収入、クラウドファンディング等々を合わせ合計2,867万6,000円、これが収入でございます。

これに対して支出が花火やパレードなどの事業費2,100万円、それから事務費、交通対策費、宣伝費など合計2,821万3,000円の支出がございました。以上です。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで当初予算額が576万に対して決算額が700万、この差額はどうか。

**○稲田分科会長** 毛利商工課長。

**○毛利商工課長** これは平成30年度に市の補助金576万、これ当初予算で御審議いただいて確定いただいたものでございます。これに加えて、平成30年は花火の募金という形でガバメントクラウドファンディング、これを124万4,000円という形、これを合わせた700万というのが市からの補助金という額になるものでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで今クラウドファンディングをしてようやく帳尻が合ったという財政状況じゃなかったかと私は仄聞しとるんですけども、そうした中でやっぱりビッグイベントで市民の方も楽しみにしとるわけですけども、一方、その主催者、主催者は今、米子青年会議所、JCですか、が主体となってやっておられる。人的なもの、財政的なものも苦慮しながらやっておられる。そういう中で財政的になかなか本当に脆弱だと、大変ですと、もう来年度は私たちがやっけていけるんでしょうかねという声も聞く。そうした中で、本当にこの補助金体系でいいのかなのか。賛否両論あると思うんですわ。しかしながら、財政的に困難な中でクラウドファンディングでようやく30年度は調整を合わせたということなんですが、31年度もそうだと仄聞しておる。

そういう中で、やっぱり今のJCさんがもし、これで今後もうようやりませんわという状況になったときには、米子市さんはどういうふうな対応されるんですか、それもちょっとお伺いしたい。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 大もとがいな祭はJCが中心になってずっとやってきておられまして、ある意味OBの方も含めて非常にこのがいな祭に対しては深い思い入れを持っていらっしゃる。したがって、現在のJCの方々も委員さんおっしゃいましたように、本当やっけていけるんだろうかという不安の声もありますし、いや、やっぱりJCとしては一番中心の事業なんで、JCが中心になってやっけていられないけん、そういう声もございます。いろんな声が実際ございましたが、やはりJCの今メンバーが少ないというのが非常に大きな問題だというふうに思っております。そういった意味で我々市職員がいかにそこに手助

けができる、スタッフ、人的な面も含めてですね、それと J C 以外のやはり団体の方にいかに協力していただけるか、そういうことも市が呼びかけをしていく必要があるというふうに思っております。

いずれにしてもここまでの 46 年目でございますか、がいな祭、非常に J C さんのおかげでここまで積み重ねてきたがいな祭でございます。何とかこれを継続していくために、市も当然その継続するためにいろんな、資金面もございましょうが、そういったスタッフ面について、運営面についての協力をしていきながら 50 周年迎えたいなというふうに思っております。これががいな祭の実行本部会議の中にはさまざまな団体さん入ってございまして、今後、実行委員会の中で 50 周年に向けた重要な運営面での体制、あるいは資金面でのどうやって資金面を充実させていくか、こういったことも皆さんで議論していきたいというふうに思っています。その中で市の果たすべき役割も果たしていきたいというふうに思っているところでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 前向きな答弁いただいたんですが、やっぱり J C の方々の代弁しますと、伝統ある行事であって、市民のビッグイベントだと。これは絶対してはいけないという声は私も伺っておるんです。事実始まったとき、私たちも初めてのときから関与しとるんですけど、しかしながら、いかんせんその実行委員長というのは、本当に自分の事業をなげうって半年間ぐらいこのビッグイベントに従事しとられるんです。そういう方々の気持ちを鑑みれば、やっぱり市の関与というのは薄いんじゃないか。J C がやめたらどうするだという声もないのではないですね。あるんです。やっぱりそこ、そういうようなことを鑑みれば、今、部長さんがおっしゃったようにやっぱりそういう主催者と市とコミュニケーションを十分にとられて、財政的であれ、人的であろうと色々な面からお互いにいいものを創出しようと、生み出そうと、ビッグイベントやろうというような士気が上がらないと私はだめだと思うんですよね。だから今改めてそういう時期に来ておるのではないかなと私、思うんです、いろんな方とこの事業について交わすんですけど。やっぱり戸田さん、もう過渡期に来ると。だからどういうふうな状況が一番いいのかどうか自分やちもわからんけれど、やっぱりクラウドファンディングして財政も確保しながらいろんな手法をしてきておるけれど、市の関与が薄いということの意見は伺うんです。やっぱりそういうふうなところもこれからもある程度、どれだけ市が関与できるかどうかわかりませんが、十分に検討していかなければならないのではないのかな私は思うんですよね。そういうところで一つの考え方とすれば、J C に丸投げしとるじゃないかというような意見もあるのは事実なんです。その辺のところはどういうふうに考えられますか。

**○稲田分科会長** 杉村経済部長。

**○杉村経済部長** 市のかかわり方が薄いのではないかな。いろんな御意見も私も伺っております。ですからもう少し市の職員を出してもらえんかというようなことの実際のお話もいただいたりして、延べ 70 名、商工課を除いたとこの 70 名、花火の警備とか清掃等で動員しとりますけども、そのあたりやはりいろんな形で J C さんは悩みを持っていらっしゃるんで、まずはそこ共有していきながら、市もこの祭りは当然続けていく必要がありますし、私のほうとしてはもっと発展させていきたいというふうに思っております。これからいろんなアイデアを出し合いながら、本当に今後のがいな祭、どうやってやっていくか

ということを真剣に協議していく必要があるというふうに思っております。そういった意味で御指摘の声も私も聞いておりますので、その検討をスタートしていきたいというふうに思っております。

それからこのがいな祭というのは、もう本当市民の手でつくられた、いろんな方がかかわっていらっしゃる祭りでございますので、市とJCだけということよりももうどちらかというと市民の皆さんでこのがいな祭をどうやって運営してやっていくのか、そういう原点といいますか、このがいな祭のよさというものを生かしながら、皆さんでこのがいな祭を継続し、そして盛り上げていく方法を模索していきたいというふうに思っております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今の部長さん答弁があったように、新たな機運、新たな礎を築くためにもやっぱり新たな体制を整えてビッグイベントを成功させるというような皆さん方の知恵を培って、やはり皆さんが期待しとるわけですので、期待に応えるような体制づくりをしていただければ、これは要望しておきたいと思います。

○**稲田分科会長** じゃあ、次。

(「関連して。」と遠藤委員)

遠藤委員。

○**遠藤委員** ちょっと観点が違うかもしれないけども、がいな祭に自衛隊の飛行機が参加をするという、この間僕は防災無線の放送聞いたんですけども、これは現実にそうなりますか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 今、委員さんがおっしゃったのは、がいな祭のオープニングパレードの際に航空自衛隊の飛行が行われたということだと思いますが。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それはどういう経過でそういうふうになったんですか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** こちらは平成26年から自衛隊のほうからのがいな祭の企画実行委員会のほうに打診がありまして、一緒になって何か盛り上がることがしたいというようなことがありまして、がいな祭の企画実行本部のほうでその実施を決定されたというふうな経過になってございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは今で言うC2が参加をするということですか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** 今現在、ことしはC2が飛行しておりました。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 飛行の航程は、どのぐらいのどこを飛ぶんですか。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** がいな祭のオープニングパレードにつきましては、駅前の県道、これがその会場になるところであります、その会場の上をオープニング式に合わせて飛行されるということになります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。



○遠藤委員 高度はどのぐらいですか。

○稲田分科会長 毛利商工課長。

○毛利商工課長 申しわけございませんが、高度の詳しい数値までは私は把握しておりません。

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 僕は、市民の皆さんの手でこのがいな祭が運営されて、主体的にということについての歴史は尊重せないけんかなとは思いますが、そこに米子市長が、振興会の会長も担ってるわけです。私思うのは、がいな祭だけん、がいなことすりゃええがなということの論理でいけば誰がどうなってもいいじゃないかというようなことにも聞こえてくるんですけども、自衛隊の軍用機が市民の祭りに参加するというイベントが本当に市民の祭りになるだろうかと私は思うんですよ。例えば音楽隊とかそういうものがいろんな行事の中に見えますよ。軍用機が直接そのオープニングパレードのという中で姿を見せるという自身が、がいなことだけん、いいことだがんと行って市長が傍観するような状況だろうか。僕はこれが非常に気になった。初めて私もことし防災無線で、えっ、駅の上空を飛びますからって、えっ、いつからそんなことになったかいなと行って商工課長に事実確認をさせてもらったわけです。

それを考えてみたときに、本当にそれで市民の祭りにとっていいことなのかなということが1点と、行政の中立性とは一体何だろうかと。行政は中立性ということ非常に大きく法の規定で定められています。公正、中立性、平等性ということ。市長がそのこのトップにおられる中で、直接の指揮権があるかどうかわかりませんが、祭りを運営する中の意見を言う立場におくことは事実だという状況を考えたときに、そういうようなことの企画が練られたときに本当にそれでいいだろうか、自衛隊から要請されたそのまま真に受けていいだろうかということを一つチェックをする部分がないと僕はいけんのじゃないかなと思ってるんです。

ましてや飛行してる、練習してる状況の中では、できるだけ市街地を飛ばないように飛行コース決めてんでしょ。祭りの場合は市街地を飛ばすわけでしょう。それはなぜかという、市街地を飛ばないかといえば危険性はできるだけ除外して、できるだけ少なくしようというのは自衛隊側の僕は仕組みだと思います。だけど、祭りの日は少々危険になっても上は飛びますよと、こんな論理が自衛隊自身にあること自身、これも不思議な話だということを見ると、このがいな祭の自衛隊の軍用機が参加するということについてもう少し企画委員会のどこでもいいからそういう観点から議論してもらいたいという気がするんだね。これも漫然と流れていくということがいいかどうか。つまりもう少し百歩譲ると、今までは教育訓練隊であったわけだ、美保基地は。教育の場所だったわけだ。今度は軍事に参加する部隊に変わったわけですよ。この基地の対応の違い、機能性の違いというのは、もう少しお互いが市民の方への理解を求めていかないけんと思いますよ。そういう中における軍用機の参加ですということを考えちゃうと、漫然とこのままでいいのかなという気がするんです。これはぜひがいな祭の中を含めて、行政の中も含めて検討してもらいたい。このことを要望しとく。

○稲田分科会長 じゃあ、次の項目に移ります。決算付属資料75ページ、商工業振興費について。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これは決算付属資料75ページ見ていただくと、観光費の流用、関西事務費の流用というのが商工振興費から出ていますね。この流用の理由についてまず聞きたいと思います。

○**稲田分科会長** 毛利商工課長。

○**毛利商工課長** まず、観光費への流用のことについて御説明をいたします。この財源的なところも含めて流用のお話をさせていただきたいと思います。これは米子がいな祭の花火寄附をガバメントクラウドファンディングによって集めたと。その財源を一旦市でガバメントクラウドファンディングですから受け入れた。この寄附金を米子がいな祭振興会へ補助金として支出するために、補助金は観光費についておりますので、がいな祭振興会補助金として支出するために流用したということでございます。以上です。

○**稲田分科会長** 関西事務所費。

雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** 関西事務所費への流用の理由でございますが、これは関西事務所長がふだん使っておりますパソコンが急遽壊れまして、日々の企業訪問に行くためには過去のデータ等やっぱり必要としますので、急遽新しいパソコンを買わんといけんというようなことになりましたので、関西事務所費のほうには備品購入費というもともとございませんでしたので、商工業振興費の19節、いわゆる負担金、補助及び交付金のほうから予算を流用させていただいたものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 内容がわかりましたけど、一つだけ私思うのは、疑問に思ったのは、この商工業振興費の大半は借入金ですよ、財源がね。そこから流用できたんかなというのがあるって思ったんです。

それからもう一つは、関西事務所費の関係は、当初予算で十分こういうものは検討できる話じゃないかなというふうに判断したわけですよ。流用までしなくてもというふうに思ったんですよ。ということで今、説明では関西事務所費には一切そういう備品購入に出す予算措置はしてないと、もともとからということなんですよ。最初に買ったパソコンというのは、あれどこから出たんですか、そうすると。

○**稲田分科会長** 雑賀経済戦略課長。

○**雑賀経済戦略課長** その壊れたパソコンというのは、ずっと以前に購入していたものでございますので、当初パソコン購入するときには当然当初から備品購入費というのを予算措置して購入しておるということでございます。

○**遠藤委員** わかりました。

○**稲田分科会長** そういたしますと、次の項目に移ります。説明書に戻ります。131ページ、事業番号262番、観光案内所運営費について。

前原委員。

○**前原委員** 私はちょっとお伺いしたいのは、この観光案内所の利用状況について教えてください。利用者数と、あと外国人の国別がわかれば教えていただきたい。

○**稲田分科会長** 鶴籠観光課長。

○**鶴籠観光課長** 外国人の利用者数でございますが、平成30年度の外国人利用者数は6,

506名でございます。

国別ということでございますが、多国にわたっておりますので、一覧をお配りするような形で……。

○前原委員 重立ったところ。

○鶴籠観光課長 重立ったところ。重立ったところでございますけれども、香港が2,657、韓国が1,886、中国が193名でございます。

○稲田分科会長 前原委員。

○前原委員 これちょっと台湾はない。

○鶴籠観光課長 台湾でございますが、台湾は151名でございます。

○稲田分科会長 前原委員。

○前原委員 これ英語のスタッフという2名ということなんですけど、これ英語を選択されたの何でかなとちょっと少し疑問に思っております、香港、台湾、それから中国も多くて、どっちかいうと広東語か北京語のほうがいいんじゃないかなって普通思うんですけども、英語で対応された理由について教えてください。

○稲田分科会長 鶴籠課長。

○鶴籠観光課長 当市を訪問されている外国人の方なんですけれども、大多数が日本リピーターでございます、日本を初めて訪れられるお客様というのは非常に少ないというデータが出ております。その中でほとんど簡単な英語はあらゆる国の方が理解していただけるということでございまして、幅広く対応するために英語のスタッフを常駐させているものでございます。

○稲田分科会長 前原委員。

○前原委員 簡単な英語は多分しゃべれるというのは非常に理解できるんですけど、例えば細かく観光地を聞かれた場合とか、お店を聞かれた場合、特に台湾などの方とか、それから中国本土の方が細かい、詳しい英語って多分、私の経験上あんまり通じないというのがあります、そういう意味で英語2名というんじゃないかと、中国語というのも対応していかないと丁寧な適切な説明ができないんじゃないかなと思いますし、今後やっぱりそっちのほうの方がふえていくと思いますので、市内見てもですね、そういう考えはないのかちょっとお伺いします。

○稲田分科会長 鶴籠課長。

○鶴籠観光課長 前原委員おっしゃるところも十分理解できる場所ではございますけれども、やはりスタッフの人的費、運営費の部分ということと、今対応できている部分等勘案しまして今後検討してまいりたいと思っております。

具体的に今現在のスタッフに聞き取りをさせていただく中では、中国の方、台湾の方に対しても対応のところとで特段困っているという状況ではないというふうに伺っております。

○稲田分科会長 前原委員。

○前原委員 多分それはちょっと違って、実際母国語で話をされると本当にほっとすると思うんですよ。我々も外国に行けば多少の英語はしゃべれるかもしれないけども、細かいことまで聞けませんよね。発音も若干違ったりとかしてあります。その中で結構市内に中国出身の方がたくさんいらっしゃって、日本語かなりお上手な方もたくさんいらっしゃ

って、広東語も北京語もできる方もいらっしゃいます。そういう人材もたくさんいらっしゃいますから、そういう方に向けてまたリサーチしてもらって、呼び込んでいただくというのも一つの手じゃないかなと思いますし、逆に選ばれる観光地になり得ると思いますので、そういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○**稲田分科会長** 鶴籠課長。

○**鶴籠観光課長** 委員おっしゃった部分も含めて、どういった対応がベストであるか研究してまいりたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** それともう一つ、本会議の中で田村委員が質問されたと思うんですけども、この多言語対応のパンフレットというのがあるのかどうかというのちょっと確認させてください。

○**稲田分科会長** 鶴籠課長。

○**鶴籠観光課長** 田村委員にお答えしたところでございますけれども、この10月に新たな多言語パンフレットを作成する予定としておりまして、これは英語、韓国語、中国語は2種類ですね、簡体字、そして繁体字、いわゆる台湾とか本土の方と両方対応、それぞれ対応するような形のパンフレットを用意する予定としております。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 了解です。

○**稲田分科会長** いいですか。

同じく、伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も前原委員と同趣旨でしたので、そこは省かせていただいて、一つ、下段の米子駅の工事が見込まれる中、工期中の移設について、十分な取り組みができるのかなと思っているんですけども、今後どのように検討するのかというようなことだけにお答えいただきたいと思います。

○**稲田分科会長** 鶴籠課長。

○**鶴籠観光課長** 現在の案内所の次の案内所につきましては、もう随時JR西日本様と設置場所についての検討を進めているところでございます。当然利用者の方から便利なところ、また目に入りやすい場所につきまして優先度を高めながら検討してまいりたいと考えております。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

では、次の案件に移ります。136ページ、事業番号271番、伯耆国「大山開山1300年祭」推進事業について。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これ説明書の中に書いていろいろありますけど、概要とか、成果とか、今後の課題、方向性がね、だけど、この事業に伴って、にぎわいの効果、あるいは地域の活性化の効果、そういうものの記述がないんですけれども、そういうところについてはどのように把握していらっしゃるんですか。

○**稲田分科会長** 鶴籠観光課長。

○**鶴籠観光課長** 具体的な経済効果という意味の御質問かと受けとめましたけれども、鳥

取県がこの1300年祭の集客の当地の純増分という経済効果を試算しております。そちらの経済効果によりますと、13億4,100万円と推計しておられます。

また、実際の統計データであります宿泊数につきましては、平成30年は市内の宿泊数が65万1,300人ということでなっておりまして、29年度に比べますとプラス1,419名の微増となっております。これは豪雨災害や台風等が昨年多数ありましたが、その中で微増ということで、1300年祭の効果があったのではないかという受けとめ方をしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 小売業とかそういうものに対する効果というのは見えてますか。

○**稲田分科会長** 鶴籠課長。

○**鶴籠観光課長** 小売業につきましては、具体的な効果というところでも例えば小売額といったようなデータはとれておりません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** どうなんでしょうね。こういう事業をやったときにそれぞれの行政区域においての事業効果というのは、例えば入り込み客数等の動向であるとか、今言った小売業への影響はどうであったとかいうようなものを含めて、宿泊者数とかですね、こういうものは事業の中でチェックをしていって把握するということは困難なんじゃないでしょうか。できるんでしょうか。県が何かしてるような話聞いたけど、県だけでなしに、県が持つデータであれば米子版にそれを置きかえるとか、僕はなぜこういうことを言うかということ、やっぱり税金を投資してやるんですよね、事業をね。そうするとその効果どうだったのと言って市民が問われたときに、何だかわかりません、ただにぎやかだったですわで終わっていいものかどうなのかということ、ここが問われてるんじゃないかと思うんですよ。最近非常にイベント事業が多いでしょ、あちこちでね。ということで結構それに税金が入ってるでしょ。だけん、みんなしてアイスクリーム食った、お酒を飲んだ、いや、赤飯を食べたなんてって、にぎやかでみんな騒いどるけど、本当にそげな効果どういう効果につながっていくんで、いつときで終わるのか、持続的な効果が出てくるのかというようなことになってきたときに、税金の投資効果というのはそういうところがやっぱり狙われていくんじゃないかと思うんだけど、そういうために聞くんだけど、どんなもんでしょうね。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 1300年祭の効果ということでございますけども、今、小売額のデータ等を具体的に数字というものがないということですが、この1300年祭を契機にいたしまして民間で非常に活発な動きがあったというようなことが見られておりまして、例えば民間の地域産品の販売、販路拡大のために製造業ですとか流通業者が集まりまして、大山ブランド会といったようなものを設立して独自の活動をされて、西部圏域の事業者が一丸となって大山をアピールしていく、売り出していくということで、これまでにないPRですとか、あるいは販売戦略といったものを展開されて、そのことによって全国へのPR、実際に販路拡大というところにつながったというようなそういう成果、これそのときだけではなくて、継続性を生かした取り組みとして取り組まれているといったそういう動きは見られております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は思うけど、新聞いつも見とって境港の水木ロードの250万だ、300万だという数字よう目に入るんですよ。米子に200万、300万という記事は一遍も出てこんだがね。別にそれ卑下しちゃうわけじゃないけども、僕は大事なことはやっぱりこういう大きな事業やって、米子市にこれだけの成果が見えますよというようなものやっぴり市民の方に情報展開するということは意識を求めていく上では大事なことだないかと思うんですよ。今回台風が大きな宣伝したけど、気象庁は、米子には被害がなかったでしょう。あれ大山さんのおかげなんですよ、ここは。だけど、そこに持ってきてありがたいございましたとって、お金を持ってきてありがたいございましたというようなおさい銭を入れるような市民が何人おるかどうかわかりませんが、わしは大山というもののそういう効果はそういう面では非常に大きいと思いますよ。だけど、実際税金を使ってやった事業がそういう形になって受けとめられていかないということになってくると、いささかいかげなもんかなと思うし、例えば水木ロードなんか境港にどれだけのあれだけの宣伝される中で経済効果がどの分野にどのようにあらわれてるのかというようなことも盗みどりぐらいをして、そして米子との比較をしてみて、何をどう手を打つべきなのかという施策に私はつなげていくようなことがこのイベント事業というものの中にはあるような気がするんだけどね。どうなんですかね。

**○稲田分科会長** 鶴籠課長。

**○鶴籠観光課長** 委員御指摘のとおり、きちんと効果のところを分析して、活用しながら次の施策に役立てようというふうに受けとめました。その御指摘を受けとめて、しっかり検討してまいりたいと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これ聞いてみれば、境港の水木ロードのイベントの経済効果というものは分析されてらっしゃいますか。これは参考までに聞きます。

**○稲田分科会長** 鶴籠課長。

**○鶴籠観光課長** 水木しげるロードの経済効果につきましては、私が把握している限りでは産業連関表というものの効果を分析されております。産業連関表というのは、基本的な来場者数に係数を掛けていきまして、自動的にはじき出される数字でございまして、そこはさらに数字を分析する必要があるかというふうに考えております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そういう数式はあることは聞いておるんですけど、私は実態論としてある程度例えば商工会議所に行きまして情報を集めるとか、一番実態の数字をつかんでるところでの実数というものをつかんできてその辺のこと検討しながら、例えば米子の皆生温泉区域観光はどうするとかいうものにもやっぱり、つなげていくようなことももっと手を打っていくということが僕は大事じゃないかなというふうに思っておりますので、今のところ十分な把握はできてないということでもありますから、そういうやっぱり統計的な把握をこういう事業についてはぜひ取り入れてもらいたい、このことを指摘して終わります。

**○稲田分科会長** 指摘。

(「ちょっと今ので。」と矢倉委員)

**○稲田分科会長** 通告が伊藤委員からありますので。

伊藤委員。

○伊藤委員 私、遠藤委員と同趣旨ですので、結構です。

○稲田分科会長 じゃ、矢倉委員。

○矢倉委員 その点で今意見でもって、今あなたの答弁した遠藤さんの質問で、私、決算委員会をしてよかったと思う。そういうことで結果として、来年度予算に結びつけますという質問は、答弁はよかったと思うよ。遠藤さんの質問もよかった。余談だけど、ちょっと気がついたもんだけん。

○稲田分科会長 では、次に移ります。決算付属資料の109ページ、災害復旧費、土木施設災害復旧費について。

遠藤委員。

○遠藤委員 決算付属資料の109ページを見ていただきますと、災害復旧費、土木施設災害復旧費の不用額が計上されておりました、工事請負費6,200万円のうち2,896万円の不用額が書かれてありますが、この理由についてお聞きしたいと思いますし、事業の進捗状況についても伺ってみたいと思います。

○稲田分科会長 深田スポーツ振興課長。

○深田スポーツ振興課長 まず不用額についてでございますが、工事請負費の予算額6,200万円のうち5,100万円が昨年9月30日に発生いたしました日野川運動公園の災害復旧事業の予算額でございます。日野川運動公園の災害については、災害発生後、速やかに災害時における応急対策業務に関する協定に基づきまして、一般社団法人鳥取県測量設計業協会に復旧のための測量及び設計を依頼したところでございます。実際にはこの協会の中で選ばれた業者が業務に当たることになったわけでございますが、その後、12月補正予算に向けまして概算工事費を算出し、5,100万円を要求したところでございます。ですが、その概算の算出後につきましても面積ですとか、例えば土壌改良の薬剤散布の量など工法についても見直すなどいたしまして、12月下旬の予算発注時期まで精査を重ねました結果、設計金額2,784万3,480円となったところでございます。

なお、落札金額につきましては2,496万9,600円でありまして、そのうち平成30年度に998万円を支出いたしまして、翌年に1,600万円を繰り越しいたしましたため、日野川運動公園の災害復旧事業につきましては2,502万円が不用額となったものでございます。結果といたしまして多額の不用額を出してしまいまして、申しわけありませんでした。

また、事業の進捗についてでございますが、平成30年度の末で芝張り工と表面の仕上げ工が残りまして、全体の進捗率で85%という状況でございました。翌年に1,600万円を繰り越したものですが、これは全国的に災害復旧工事が集中いたしまして工事に使用いたします芝が不足したため、工期内に納入することがどうしてもできなかったためでございます。

なお、現場のほうにつきましては、4月の8日に現場自体は完成いたしまして、その後、芝の養生期間を二月経まして、野球場については6月から、サッカー・ラグビー場につきましては7月からということで、休止期間を延ばすことなく当初の予定どおり供用開始することができたものであります。以上です。

○稲田分科会長 遠藤委員。

○遠藤委員 ここで私は、問題点にしたい部分というのは、いわゆる設計業協会に測量、

設計を委託したということですね。依頼をしたということは委託したということなんですよ。委託して、そしてその業界から選ばれた業者が設計をしたんだけど、結果的にこの設計した後にまた土壌改良とか薬剤散布なんかの工法の見直しをしたと。よって、この不用額が発生したと、こういう流れですよ、大まかに言いますとね。問題は、設計をして依頼して、それで成果物上がってきますよね、成果物が。そのときにチェック体制というのはあるんですか。

**○稲田分科会長** 深田課長。

**○深田スポーツ振興課長** 実はこの、済みません、先ほどちょっと申し上げなかった分がございまして、この設計の業務につきましては、工期といたしましては10月の5日から3月の15日まででございます。その概算を出した時点で正確にその業務自体が終了していない状況でございまして、ですので12月末の発注時期まで精査を重ねていたところでございます。

そのチェック体制についてあるかないかということでございますが、これ工事自体は都市整備部のほうに依頼してもらったところでございますが、その設計の内容については技師が、どこまで復旧する必要があるかということについてはスポーツ振興課のほうで設計業者と協議をしてチェックしていたところでございますが、その際、概算を出した時点で、その7年前に同じ日野川運動公園の災害があったところでございますが、そのときの経費を参考にして概算を出しまして、言いわけになります、ちょっといとまがなかったこともございまして、そういった多額の予算額になってしたところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これはスポーツ振興課だけに限ったことだないと思うけど、特に教育委員会畑、それからこのスポーツ、体育館関係もそうだと思うけども、つまり直接技術者がいない、こういう事業のところの事務で庁内の中でも教育委員会から今度は設計、建築関係では委託をするという事案がいっぱいふえてきますよね。委託してお願いしてやらなきゃできないからそういう事務手続になっていくことはわかるんだけど、問題は、民間に出した場合の問題ですよ、成果物が上がってきたときに委託した、もどに戻ったところの委託者がどうそれチェックするかと。丸のみなのか、それとも成果物はこういうふうに頼んだけど、ここはちょっとおかしいじゃないかとチェックする、そういう力あるだろうかどうだろうか、事務能力として、言葉はよくないけど、僕これちょっと心配してんですよ。だけ、このケースも一緒なことだと思うんです、逆に言えば。本当の技術者の現場であったならば、きちんとある程度チェックできるんじゃないかという部分があるような気がするんですよ。だけど、経験がないもんだから委託する。委託するけど、その成果物上がってきたときに、これはそれを本当にまともかいなというチェックが私、必要だろうと思うんです。そういうことは必要ないですか。

**○稲田分科会長** 深田課長。

**○深田スポーツ振興課長** 遠藤委員さんおっしゃるように、チェック機能が働いていなかったということ、ごもっともでございます。体制といたしまして、今、経済部の中でちょっとお答えするのは難しいんですけども、仕事の組織のあり方ですとか、場合によってはアウトソーシングということもあるのかなとも思いますので、その点について総務部と相談しながら…。



○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員の御指摘はそのとおりだと思いますが、今、課長の少し説明が混乱してますけど、これは当然事務屋ではチェックできませんので、例えば建築工事なんかであれば営繕課が、そして土木系の工事については都市整備部がそれぞれ委託といいましょうか、所管業務ではございませんけども、関係部局からの依頼を受けて技術的な面でのチェックや指導を行ってるということでもあります。

今回の件は、繰り返しになって恐縮ですけど、予算要求時にはまだ設計が終わってなくて、そうは言っても予算を積み込まないけんということで過去の工事例を参考に概算の概算で要求させていただいたということでもあります。その後、専門業者の設計、これは当然技師がかかわってチェックをして、それを精査して、工事発注まで精査を重ねた結果、2,700万円という設計金額になって、この内容も当然土木技師等がチェックをして、そして発注したというのでありますので、そのように御理解いただければと思いますし、こういった技術者が配置されてない部局における技術管理をどうするのかということは当然課題でありますので、引き続き部局を超えて市の職員の中にいる専門家がかかわれる体制をしっかりとっていききたいと、このように思います。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 参考までに今の副市長の話をこれは聞かせていただきますけども、前々から実は僕は思ってたんですよ。ほかの議員の方も思っておられるか、いわゆる外部発注しますよね。設計とか、ほかの外部コンサルでね。だけど、たとえ土木課であったとしても技術系の事務の関係で技術系の人に委託させたときに成果物が入ってきたとき、戻ってきたときに本当にチェック体制できる状況にあるだろうかということもちょっと心配に映ってるんですよ。結局機械化されてきたために、本当に経験を積んだ職員さん方が数が少なくなってきちゃってる。そうするともう若い人能力あるかもしらんけども、機械を動かす能力は、現場とのどう照らし合わせて照合して判断をするかという部分のところは僕は少し弱い部分に見えるんじゃないかなと思っておるんで、そうなったときにほんなら職員をきちっと教育すりゃええじゃないかとかという簡単な問題ではないような気がするんですわ。事務量が減ってきて、5人おるところで100あった事業が50になったならできいかもしれんけども、逆に事務量って減らないで、人数だけ減つとるという逆現象起こる状況の中で、そういう職員さんだけにかぶせるというのは無理があるんじゃないかなという、事務量的にね、そういうこと考えたときにこれヒント得たのは、それこそ第三者機関みたいな形でこれをごそっと全部委託して、成果物をチェックしてもらえんかというような機能が働けば、機構というかね、いうものの部署もあってもいいんじゃないかなというふうに思ってるんですけど、それであえてチェック機構はできてますかということ聞いたわけです。どんなものでしょうか。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員の御指摘は、ある意味正解だと思います。というのはやはり技術職員の技術職を維持するというのは非常に難しい課題でありまして、特に大きな工事とか大きな案件がどんどん出てくるような時代であれば事業量が豊富でありますし、その中で技術職員が技術を蓄えるということが比較的やりやすいわけなんですけど、今般やはりどうしても維持補修が中心になって、多くの新規の建築物とか、あるいは工事物というのがどんど

ん減っていっとなります。かつ職員の数ももう当然減らさないけないと。こういった中で技術力をどう維持するのか。

おっしゃってるとおり、実はそういった検査そのものを外注してる、つまりちょっと言葉悪いが、民間を民間で検査するようなことをやってるケースもありますし、あるいは工事監理全体をもう丸ごと業者さんにお任せすると、これは建築なんかよくあるんですけど、そういうようなことやって技術の不十分さを補ってるというやなケースもあります。

米子市はまだそれなりの技術職員の規模を持っとなりますので、まだそうは言っても踏みこたえてますけど、もっと小さい自治体になりますと土木技師も非常に数人しかいない、あるいは町、村になるともうゼロというやなこともありますし、そういった中でどうやってその技術管理をやってるかということは委員がおっしゃったようなことも含めてこれから向かい合っていかないけん問題だろうと。

ただ、そのときに一つだけキーワードは、単独の自治体でやるというのはなかなか難しいわけでありますので、自治体が共同してそういった機構をつくるとか、あるいは自治体が共同していくというやな部分も多分出てくると、このように思っってます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そういうことも含めて検討してみてください。要望しておきます。

○**稲田分科会長** じゃあ、次に移ります。説明資料に戻りまして、説明書の197ページ、事業番号394番、文化ホール整備事業。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これの内容なんですけども、この減額補正に至ったという経過はどういうことなんでしょうか。

○**稲田分科会長** 下高文化振興課長。

○**下高文化振興課長** 文化ホール整備事業に関する御質問だと思います。文化ホールは、平成3年の建築後、30年近く経過してござりまして、設備の老朽化が進んでいるところでござります。平成27年度から設備に関しましては年次計画で緊急性が高いものから順次改修を行ってきたところでござります。平成30年度につきましては、現在ふぐあいが生じてござります音響設備の改修について予算措置を行ったものでござります。しかしながら、特定天井や外壁など建物の改修も喫緊の課題となっっており、音響設備の改修にとどまらず、照明とか空調とか、そういうふうなものにも手をかけないといけないというような状況が出てきてござります。こういう状況の中で、文化ホール施設全体について将来に向けた改修のあり方を改めて検討することとしたため、平成30年度に予定してござりました音響設備改修工事を見送りまして、もろもろの最小限の補修にとどめたため減額補正を行ったものでござります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 内容はわかりましたけど、問題は今おっしゃった大規模改修の検討、これはどこまで進んでるんですか。

○**稲田分科会長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 大規模改修の検討につきましては、現在天井、特定天井になってますけれども、特定天井の扱いとか、音響設備、舞台照明、空調設備、舞台のつりものなど施設を動かしていく、稼働していくために改修を要する箇所が多々出てござります。一度に

全体の改修を行うのか、年度ごとに改修を進めていくのか今検討しているところでございます。ただし、工事を小出しにして分けると毎年一定期間、館を閉じないといけないというような事態が生ずることにもなっておりまして、文化ホールの利用者の方々にはできるだけ影響が出ないよう休館期間、経費、改修スケジュールなどを今検討しておりますところでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その検討状況は、どこがしてらっしゃるんですか。

○**稲田分科会長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 文化振興課でしております。担当課の営繕課と協力しながら今検討しておりますところでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それでちょっと改めて聞くんですけども、1億3,000万円の予算不執行が起きた中、部分的な改修のための部分ですよね。だけん、それをやろうとしたら全体的なもの改修というものが見えてきたんで、これやめたと。今お話し聞いとると全体の改修はするんだけども、部分的な改修をやっていかざるを得ないということですよ。一遍にはできません。これ何か矛盾しませんか。だったらこの最初1億3,000万組んだやつを部分的改修でやっとならなくてもよかったんじゃないかというふうに僕らは受けとめるんだけど、それはできないということなんですか。それで部分的に改めて全体を見渡した中でやっていかないと、こういうことなんですか。

○**稲田分科会長** 岡文化観光局長。

○**岡参事兼文化観光局長** 今検討しておりますのは、全体を本当に最初やろうとしたところは部分、部分だったんですけども、そうじゃなくて全体を改修を行うのか、あるいは同じ部分、部分にしてもできるだけ工事をまとめてやって、最小限の回数で抑えるのか、さまざまな検討をしているということでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 意味がわからんわ。これの1億3,000万円の部分も部分的に改良する部分だったでしょ、改修する分だったでしょ。ところがそれをやろうとしたけれども、けど、ほかのところもいっぱい出てきたんで一遍それはやめて、全体を改修するのをつくって、それで今度は部分的にやっといこうという話でしょ。そうするとこの部分的に改修するという部分は、中にこの1億3,000万というのは先行はできなかったんですかということ聞いとる。

○**稲田分科会長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** その1億3,000万といいますのは、音響設備の部分だけの改修の部分でございました。それであわせて特定天井の危険性などもありますので、例えばその天井と音響設備というのは工事がかぶる部分もあるんじゃないかといったようなことで、そういうものを、ほかにも舞台照明とか、空調設備とかありますので、幾つか重ねてしたほうが効率的でもあるし、施設の設備更新という意味では効果的であるのではないかと、その幾つかをまとめてする方法あるいは一挙に全体を改修する方法、そういったものをどれが一番適切なのかというのを検討してみよう、1カ所だけ直していくよりはいろいろな可能性を検討する、そういう考えで今検討を進めているところでござ

います。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** がいにこだわるわけじゃないけども、1億3,000万円のときにやろうとした部分の音響設備の関係が天井やなんかのことも直さないけんので音響だけ直いっていったけん、天井も一緒に重ねて直せばかえって好都合じゃないかと、こういう論に結びついたということなんですか。

○**稲田分科会長** 岡局長。

○**岡参事兼文化観光局長** おっしゃるとおりでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 全体の改修するにはどのぐらいの事業費がかかるんですか。それは概算が出てますか。

○**稲田分科会長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 今現在検討してる最中でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** いつごろでき上がるんですか。概算事業費はいつごろできるんですか。見込めるんですか。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 今精査中ですので、正確な数値じゃないということでお聞き願いたいんですけど、これ活発な議論をしていただくためということであえて申し上げますが、本当に大概算、規模感だけ感じていただければいいと思って、大体20億ぐらいかかるんじゃないかというふうに聞いとります。ただ、これは現在精査中ですので、数字が少し変わるかもしれません。

大物としては、先ほど担当課長も局長も説明いたしましたが、特定天井といまして天井がつり天井になってまして、これの耐震性を高める。御案内のとおり、近時地震で天井が落ちたというようなことがあって、現在は特定天井という一定面積以上の天井については補強が義務づけられてます。ただし、これ既存不適格で直ちに違法ということになるわけじゃありませんが、機会があればできるだけ早く改修するよにということをつり天井の強化をしなければいけない。あわせて一部音響施設もありますが、つりものですね、懸下物、これの当然耐震性を高めないけんというのが一つ。

それからもう一つは、舞台装置、これも御案内のとおり下からの幕も含めて上からつって乗降するようなものあります。これが非常に高うございまして、これは特殊製作品になりますんで、ほぼほぼオーダーメイドでつくるものですが、これがかなり老朽化しているのかえなけんということ。

あとは外壁。御案内のとおり、かなり老朽化しとりまして、外壁あるいは屋根の防水、この辺を全面的にかまわなけんというようなことで、非常に大きな数字で恐縮ですけど、大体20億ぐらいは考えとかなけんじゃないかなという今規模感を持っていると。

それに対して、じゃあ、延命効果がどれぐらいあるかという話になると、あれ鉄骨づくりになりますので、大体50年ぐらいが標準的な延命じゃないかなというふうに思ってます。そうすると大体20億かけて20年というような感じかなというふうに今、私の理解ではそのように理解をします。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 金額で少し言葉が出なくなりましたが、あれたしかつかったのは40億程度じゃなかったかな、総事業費が、当時。

(「30億。」と声あり)

○**稲田分科会長** 下高課長。

○**下高文化振興課長** 37億と把握しとります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** でしょ。そうすると今、副市長の説明聞くと半分ぐらいはかけにゃいけないということになりますわな。それで寿命は20年だわいと。1年に1億円ずつの事業費を払うという話になりますよね。ほかに代案はないですか。

○**稲田分科会長** いいですか。

伊澤副市長。

○**伊澤副市長** それを今、一生懸命考えて、あえて、繰り返しになりますが、今先ほど言った数字は、担当者も口ごもったぐらいですので、まだまだ非常に大つかみということでございますが、ぜひ委員の皆さんにもこの問題の核心を御理解いただきたいということであえて私の判断で申し上げましたので、それを受けとめていただければと思います。

今、委員からもおっしゃったとおり、何かちょっとええ知恵絞らないけんかなというのは正直なところでありまして、ちょっと今いろいろ考え始めているところであります。また知恵を絞って御相談したいと思います。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これ公会堂の場合もそうでした。あのときも当時18億かけた時代がありまして、それでもう先が短いのに何でそんなことするだという議論がありながら、設計者のあれもああし、市民がカンパしたこともああしというやなことでも情緒的ということで延命し、今回の場合ももう寿命が見えとるがなと、まんだ札束を塗り固めえだかやという議論もあったけども、結果的にはまた延命策のような形でやってしまった。だけん、結果的にはどれだけの効果が上がったかということになっちゃうと、印象は残りますけど、まちづくりの効果というものに対してはそう余りインセンティブは見えてない。この図書館も美術館も10億使った。だけど、ほんにどれだけのまちの効果につながったんかなと、利用者は便利になったなと、多少はふえたなとあるけども、まちづくりの効果というものから考えたときの投資効果がどうであったかなんていうことは余り総括に上がってきかない。

今、副市長の話の聞いてとっても20億かけて改修する。えっ、それどういうまちづくりの効果見えるの。じゃあ、今までどおり講演や音楽やいろいろすりゃえかだがなという話にとどまるようなことでええかいなと。もっと知恵が働くことはないかいなと。まちづくりという大きな観点で捉えたときにですよ、いうふうに思ったもんですからあえてお聞きしましたけど、いい知恵を見出して市民への利益をつくってください。

○**稲田分科会長** いいですか。

○**伊澤副市長** 実は文化ホールというのはコンベンションセンターとの関係で非常に有効に機能してる部分がありまして、学会とか大規模大会の分科会場とか、サブ会場として機能してるということがあって、関係者からは非常にその機能を高く評価する声がありま

す。

また、公会堂と比べてという話はあるかもしれませんが、駅前の地の利もあっていろいろな稼働率がかなり高いというのは御案内のとおりで、そして約700席弱という規模感もちょうど手ごろだというようなこともあってかなり稼働率が高いというのが実態でありまして、そういったようなことも含めて、将来的にその機能をどうやっていくのかというようなことも含めて、ちょっと知恵を絞らないけんなど思っておりますので、また御相談したいと思います。以上です。

**○稲田分科会長** じゃ、次に移ります。200ページ、事業番号399、文化財等管理事業について。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 私は、文化財の管理、活用についてという観点で十分できていたのかということでお尋ねしたいと思います。平成30年度は決算額で言いますと28年度と比べて4分の1、29年度と比べて3分の1と、大変少なくなっておりますが、でも事業の成果としては適切な管理が実施できたということです。そのところでどのようなことでこの少ない金額だったのかということをお尋ねしたいと思います。

**○稲田分科会長** 下高課長。

**○下高文化振興課長** 文化財等管理事業につきましての御質問だと思います。平成28年度、29年度は2,000万とか1,600万という数字は出ておりますが、これは向山古墳群とか青木遺跡の工事費が入っております膨らんだものでございます。平成30年度は、向山とか青木を単独の事業にしておりまして、いわゆる文化財等管理事業から抜き出しておりますので、通常の文化財等管理事業がこの額に戻ったようなところでございます。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** その決算額については理解できました。

各地域にある文化遺産の維持管理ということについてどのように行っているのかと、あと地域住民の認知度や理解度はどの程度かということについてお答えいただきたいと思っております。

**○稲田分科会長** 下高課長。

**○下高文化振興課長** まず各地域にある文化遺産の維持管理につきましては、いわゆる指定の文化財、国、県、市が指定しておる文化財につきましては、民間所有のものについては適宜市の職員とか民間に委嘱をしております文化財保護指導委員の巡視を実施して、必要に応じて補助金を交付するなどして、所有者による適正な維持管理を促しているところでございます。

また、市所有のものについても同様にパトロール等巡視を適宜やりながら除草、伐採、修繕などの維持管理に努めているところでございます。

そのほか指定されていない文化財、文化遺産というのはたくさんあります。重立ったものにつきましては、平成19年度から実施してまいりましたよなごの宝88選事業の際に市内各地から大体370点余りの物件を地域の宝として把握はしております。しかしながら、維持管理につきましては地域での除草、清掃、整備、園路整備などを実施していただいております。地域に維持管理を行っていただいているというのが現状でございます。

それから2番目の地域住民の方の認知度、理解度につきましては、こういうよなごの宝

88選事業でこれまで把握してる文化遺産をめぐるよなごの宝の88選の探宝会というのをずっと実施しておりまして、今80回を超える回数で地域をめぐる会を大体2カ月に1回開催しております。また、広報よなごを初めとして、いろんな書物等で紹介をしたり、ホームページなどで紹介をしたり、あと公民館や自治会単位での出前講座、文化講座等に出向いて紹介をしたり、周知を図っているところでございます。

こうした取り組みを行った結果、少しずつでありますけれども、地域の方や公民館主導による地域の文化遺産のマップづくりや見学会が行われるようになってきておりまして、少しずつあります、認知度や理解度が高まってきているなと思っております。

今後も公民館や自治会などの出前講座、見学会などを通して地域にある文化遺産の重要性や魅力について説明し、地域の方々の理解度や認知度が高まり、裾野が広がるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 維持管理が本当に十分できてるのかどうかというのは、さっき御答弁にもありましたけれども、もっともっと本当にしていかなければいけないなと思いますし、また市民にもっと何かアピールできるような方法も考えていただきたいなと思います。

あと最後、今後の課題、方向性のところで文化財の保護に努めるとありますけれども、ぜひ活用していただいて教育だとか文化だとかにやっぱり生かしていただきたいなと思いますので、よろしく要望をお願いしたいなと思います。以上です。

**○稲田分科会長** では、次に移ります。説明書101ページ、事業番号202、農業関連施設維持管理事業について。

前原委員。

**○前原委員** 決算額は大した金額じゃないんですけども、ちょっとこの農業関連施設維持管理事業なんですけども、農業関連施設の利用状況をまず教えていただきたいのと、あと施設利用料というのを徴収してるかどうかというの確認したい。

**○稲田分科会長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 加工施設の利用状況についてでございますけれども、まず五千石の農産物の加工施設というのがございまして、これが年間の利用日数が121日で、稼働率は34%でございます。次に、成実の農産物の加工施設ですけれども、これは年間利用日数が162日で、稼働率として45%。尚徳農産物の加工施設ですけれども、これは年間利用日数が70日で、稼働率が21%でございます。あと五千石の農産物加工施設ですけれども、主に12月から3月、ちょっとこれは申しわけございませんけれども、利用日数が把握できておりません。あと成実農産物の加工施設ですけれども、これも12月から3月、主に利用しているということでございまして、これも把握してございません。最後に、尚徳農産物の加工施設でございますけれども、これは主に12月から3月の間利用されておられるということでございます。

あと次に、年間の利用料でございますけれども、これら今までお話しさせていただいた施設ですけれども、共同作業場や農機具保管施設など地域で共同で利用される施設として建てたものであるとか、あるいは地域で国の補助事業を活用して建設した後、市へ譲渡された施設でございます。いずれも地域の農業振興という特定の目的のために施設として貸し付けしておりますので、利用料の徴収はしてございません。以上でございます。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 今後、多分これ老朽化して行って、施設が、もっともっと維持費がかかっていくんですけども、時代的に市がこれを持つというのがもうそろそろ考えなければいけないのではないかなと思うんですけども、その辺のお考えをお聞きします。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 市が保有管理する施設でございますので、引き続き市が維持管理をすべきものだというぐあいには思っておりますけれども、いずれも昭和50年代に建てられた施設で、かなり老朽化が進んでございます。そのため基本方針として建てかえは行わないということにしておりますけれども、機能維持のための修繕を行って行って、また今後については内部で検討していきたいというぐあいに考えております。以上です。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** わかりました。もう直さないというか、大きな修繕はしないということなんですね。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 地元の利用者の方と話し合いました、必要に応じて修繕は行っていきたいと。

○**稲田分科会長** 前原委員。

(「失礼しました。」と中久喜農林水産振興局長兼農林課長)

中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 大きな修繕はしないと。

○**前原委員** ということですね。

○**中久喜農林水産振興局長** はい。

○**前原委員** わかりました。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

○**前原委員** いいです。

○**稲田分科会長** 次に移ります。103ページ、事業番号206番、中山間地直接支払事業について。

又野委員。

○**又野委員** 中山間地直接支払事業ですけれども、6地区で面積は書いてあるんですけども、ここから維持・増進を図るとあるんですけども、維持・増進の効果というか、どのぐらい維持・増進がこれではできているというふうに見たらいいのかというところなんですけれども。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 先ほど又野委員からお話がありましたけれども、現在中山間地の直接支払い事業ですけれども、6地区で対象農地は42.3ヘクタールを対象に30年度は行ったところでございます。具体的には各地区で水路の泥上げや草刈り作業、景観作物の作付による景観形成、機械業務の共同化などを行って農地の維持に取り組んでいるということでございます。この農地の維持に取り組んでるということと42.3ヘクタールで行うということで、いわゆる耕作放棄地等になるのを防いでいるという事業に



なります。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 農地の維持と耕作放棄地をつくらないということなんですけれども、それがせつかく目的なので、拡大のほうをしてはどうかと思うんですけれども、そこら辺の事業の拡大とかは何かあるんでしょうか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** この事業ですけれども、5年間の活動で取り組んでくださいという事業でございまして、今年度が第4期対策の最終年度でございまして。近く来年度からの第5期対策に関する説明会を県が対象の地域を対象にすることになっておりまして、詳細の確認した上で対象区域に周知を図って促進していきたいというぐあいに思っています。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 農地の確保のためにも拡大のほうをぜひとも進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○**稲田分科会長** じゃあ、次に移ります。105ページ、事業番号209、就農応援交付金事業。

こちらも又野委員。

○**又野委員** 就農応援交付金事業ですけれども、この事業の成果のところ、全てのところですが、(1)のところでは就農応援交付金が、これは30年度が1人と、(3)の親元就農促進支援交付金、これは3年間対象がないというような状態なんですけれども、このことについてどのような認識でおられるのか聞かせてもらっていいでしょうか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 新たに就農を始める方に対しては、今お尋ねのございました就農応援交付金事業、これは県事業でございまして、一つ。もう一つ、国の事業で農業次世代人材投資事業というのがございまして。この就農応援交付金事業なんですけれども、64歳以下が対象でございまして。もう一方の農業次世代人材投資事業ですけれども、今年度からは50歳以下が対象になるんですけれども、昨年度までは45歳以下が対象でございました。

この県と国の事業2つございまして、金額的な面では言いますと国のほうが5年間支援をしていただける。一方で、県の事業のほうは最大3年間ということで、いわゆる国の事業のほうの手厚い支援をする制度でございまして、例えばJA等で御相談にあった場合はというのは、やっぱり国の支援にのられませんかということで指導されとるといって、そういう背景の中で、最近相談に来られる方がいわゆる去年までで言いますと45歳以下の方がふえてきたということで、必然的に農業次世代人材投資事業を活用される方がふえて、就農応援交付金のほうが減っているという状況でございまして。

ただ、今まで申しましたように、就農応援交付金事業というのがいわゆる国の補助から外れた年齢の方を補完する制度となつておりますので、いわゆる今年度で言いますと50歳以上の方が相談に来られましたら積極的に勧めていきたいというぐあいに思っています。

もう一つは親元就農促進支援交付金が3年間ないということでございまして、これはその名のとおり親の農業引き継いで農業始めようとする方に支援する制度なんですけ

れども、J A等と連携して周知に努めておったところですけど、ちょっと過去3年間事業者の応募者がいないという状況で、非常に残念に思っているところでございますけれども、今年度につきましては1名が事業活用しております、さらに相談も幾つかいただいておりますという状況でございます。この制度は、後継者不足や担い手不足を解消する一助となるものでありますから、鳥取県やJ Aさんと連携して一層の制度内容を周知して利用の促進を図っていきたいというぐあいには思っております。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** 今年度は1人ありそうだなということなんですけども、利用しづらいとか、そういうことというのは何かないんですかね。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 具体的に申しますと、初めて就農されるという方、いわば制限がないわけですけども、この事業に対してはどうしても親御さんが農業だというまず前提があって、どうしても対象が先ほどの就農交付金事業に対して狭いというのも一つの原因であるのかなというぐあいには思っております。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ありがとうございます。対象が確かに少ないとは思いますが、やはり親元でも農業をしたいという方がふえるように、ぜひとも利用しやすいといえますか、続けたいと思うような制度にしていただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

○**又野委員** はい。

○**稲田分科会長** じゃあ、次に移ります。106ページ、事業番号211番、環境保全型農業直接支援対策事業について。

じゃ、又野委員。

○**又野委員** こちら環境保全型農業直接支援対策事業なんですけれども、この活動に取り組む農業者等をふやす目的というふうにあるんですけども、ここ3年間、ここに載っている部分だけなんですけども、1団体しか対象になってないんですけども、これふやそうとは何かしておられるのでしょうか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 前段といたしまして、1団体でいきますと、たった米子市で一つなのというイメージを持たれるかと思っておりますけど、ちょっと説明させていただきますけれども、近年制度が改正になりまして、補助対象が個人単位から複数の農業者で組織する団体単位に変更になったという背景でございます。それで昨年度ですけども、この対象1団体でございますけれども、J Aが事務局となって組織をつくりまして、農業者17名で取り組んでいるということでございます。それで3年ぐらい前から変わっておりますけれども、その団体の加盟農業者数は17名、16名、17名で推移しておりますので、環境に配慮した営農活動が定着している状況にはあるというぐあいには考えておりますけれども、地球温暖化防止や生物の多様性保全に効果がある事業ということでございますので、引き続き今後ですけども、高齢化や後継者不足により農業経営の研修が難しく、栽培面積の減少が危惧されるところでございますけれども、J Aと連携して、今まで

やっておられる方に引き続き取り組んでいただくとともに、新規就農者の取り組み参加を促すようにしたいと思っております。

○**稲田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ぜひともいい取り組みをされている農業者を支援されるということですので、ふえるような何か方策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○**稲田分科会長** よろしいですね。

では、次に移ります。108ページ、事業番号215番、多面的機能支払交付金事業について。

遠藤委員。

○**遠藤委員** そこに書かれております内容を見ますと、44団体、30年度はですね、事業費は5,000万というふうに記載しております、この過去2年間見ても大体同じような団体数で推移し、去年より1団体ふえたという報告になっておるわけなんですけども、この団体別の活動状況あるいは団体別の事業費というようなものはどのようになっているのかということについて、まずお尋ねしてみたいと思います。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 実はその資料でおまとめしたものがございませぬけれども、お配りいたしましょうか。

○**遠藤委員** そうしてください。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 済みません、ちょっと今持ってまいりますので。

○**稲田分科会長** 傍聴席にも、準備があれば配付をお願いいたします。

では、答弁をお願いします。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 済みません、委員長。資料をお配りさせていただきました。それで44の団体についてのお話ししますとちょっと時間的にもかかりますので……。

○**稲田分科会長** 簡潔をお願いいたします。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** ちょっと簡潔にお話しさせていただきたいと思っておりますけど、まず遠藤委員さんがおっしゃられましたように、30年度は44の団体取り組みました。まず、基礎的な保全活動というのがございまして、農用地、水路、農道等ののり面の草刈りや泥上げ、農道の路面維持に取り組んだものでございます。そして、その44の団体のうち、さらにその一部、28組織についてですけれども、自治会等の地域住民も組織の一員に加わりまして、水路、農道等の軽微な補修や生態系保全、景観形成などの農村環境の保全を図る活動に取り組んだということでございます。また、それ以外の13組織につきましては、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修等に取り組んだということでございます。

済みません、特に概要で申しわけございません。とりあえず説明を終わります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それでね、この表を見てもらって思うのは、この交付額というところが真ん中に墨で塗ってありますね、この交付額というのはどういうような基準でこれ交付されるんですか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 交付額の算定基準ですけれども、基本的な考え方といたしましては、この表の左側に平成30年の面積というのがございますけれども、それに田、畑、草地というぐあいに、アールが単位でございます。その田、畑に一定の基礎額を乗じまして、それに合計したものが交付額になるということでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 面積に対して、面積の田、畑、草地ですか、これに対する一定の基準があって、その面積にその数字を掛けたものと、こういう理解なんですか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** さようでございます。ただ、田、畑、草地はそれぞれちょっと単価が違う面がございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その隣にある農地維持支払交付金とか、資源向上支払交付金、長寿命化と共同とかとその説明が書いてあって、右側に農地維持支払とか資源向上支払とか書いてありますけれども、施設の長寿命化とか、このものについてのものは、また別に計算がされておるといいますか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 大変申しわけございません。基礎的な44の取り組み以外に、先ほど28の組織があり、また13の組織が長寿命化の取り組みをしたとお話しさせていただきましたが、それぞれにまた単価がございまして、それを合算した額ということになります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうするとね、面積プラスね、そこの農地維持支払交付金とか資源向上支払交付金（長寿命化）、この3つの部分を含めたものが30年の交付額と、こういうことになっておるでしょう、言えぱ。そうしないとちょっと理屈が合わんような気がするんだけど。面積プラスこの3つの事項の合計額が支払い交付額ということになるんじゃないですか、違いますか。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 委員さんのおっしゃるとおりでございまして、農地維持、資源向上（共同）、資源向上（長寿命化）の3つの合算しているわけです。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ですね。そうするとね、これ申しわけないけども、赤井手農地・水保全向上の会、これね……。

○**稲田分科会長** 何番ですか。

○**遠藤委員** 上から7番。

○**稲田分科会長** 7番、はい。

○**遠藤委員** 資源向上支払交付金（長寿命化）合計で90万323円と書いてありますね。ところが、右側の資源向上支払（施設の長寿命化）というところを見ると、何も事業がされてませんよね。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 水路補修170メートル、水路補修をさせていただいています。

○稲田分科会長 ちょっとお待ちください。差しかえがあるようです。

○遠藤委員 文書が改ざんされておる。

○稲田分科会長 それ改めて遠藤委員。

○遠藤委員 改めてあるわけだな。これ色をつけたというのは、落ちておりました、間違っておりましたという修正できょうのは配られたということか。私がもらっておるのは、それが入ってない。あれは間違いということか、記述が。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 はい。

○遠藤委員 そうすると、もう一つ同じように聞かせてもらうけども、中西尾、11番ね、これ蛍、資源向上支払交付金46万8,960円、この事業を見ると蛍の生息数調査ということになっておるんですが、これはここもこういう費用がかかるということですか。

○稲田分科会長 中久喜局長。

○中久喜農林水産振興局長兼農林課長 さようでございます。

○遠藤委員 どういう調査されるんですか。

○稲田分科会長 挙手されましたので、御起立されて担当部署と役職とお名前をおっしゃってから答弁をお願いいたします。

○深田農林課農林振興担当課長補佐 農林課農林振興担当課補佐、深田と申します。

○稲田分科会長 大きな声でお願いします。

○深田農林課農林振興担当課長補佐 はい、済みません。中西尾活動組織の今おっしゃいました資源向上支払（共同活動）についてですが、蛍の生息調査ということで、中西尾活動組織で取り組んでおられる用水路について、蛍がたくさん出る場所でありまして、毎年子どもさんと一緒に生息数の調査を行われています。

○稲田分科会長 もし、つけ加えてもらえれば。それが46万でしたか、どれくらいの規模で、例えば何人でやっているとか、どれくらいの回数やっているとか、そういったところもわかれば説明をお願いしたいです。

続けてどうぞ。

○深田農林課農林振興担当課長補佐 細かい数字というのはちょっと把握できておりませんが、自治会のほうで子どもさん一緒に活動されておりますので、夏のころ、8月のころに皆さんで生息数の調査で皆さん出て、夜出て活動ということで、生息数の調査をされております。

○稲田分科会長 よろしいですか。

遠藤委員。

○遠藤委員 実態が見えないから、あえて具体的に事業の内容を聞こうとしているわけですが、実態を把握されていないような感じですよ、見ておるとね、聞いておると。それからね、6番、上新印活動組織の会、これですね、真ん中の資源向上支払（共同活動）、農業用水の利用管理ということで47万出てますよね。農業用水の利用管理といたら、この団体の皆さん方に共通した活動になるんじゃないかと思うんだけど、他の団体の皆さん方はこういうものにはやっておられないということなんじゃないですか。

例えば、農地維持支払のところには水路とか、ああいうものも書いてありますけども、

この関係で見ると、農業用水の利用管理というのは、どこの団体にも共通する事業活動に入るんじゃないかと思うけど、他の団体にはこれがないんですけども、これがあえて上新印だけあるというのはどういうことでしょうか。

○**稲田分科会長** どなたが答弁されますでしょうか。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** ちょっと今、資料を持ち合わせてございませんので…。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あえて初めて私もこれ目を通させてもらったんですけども、いろんな形でこういう形の活動が行われるということは、今の地域社会にとって大事なことだと思いますよ。この活動そのものを否定するものではありません。だから交付金を使ってやることはいいことです、村を残すためにね。だけど問題は、その活動が形骸化されていくと大変困るので、公金ですからね、だから生きたやっぱり活動が具体的に展開されていく、そのためのチェックを誰がするのか。あなた任せですよと、報告さえしてもらえばいいですよと、これでは僕はいささかいけないのではないのかなと、こういうふうに思いましたので、今どうも話を聞いておるとあなた任せのようなところも見えるんで、しっかりと活動をチェックしていただいて、よりこのまちの活性化になるように努めてもらいたい、このことを要望しておきます。

○**稲田分科会長** では、次に移ります。109ページ、事業番号218番、薬用作物等試験研究支援事業について。

前原委員。

○**前原委員** 端的に、この事業に関しては、新たな弓浜地域での作物を探るという意味のパイロット的な事業だったと思っておりますので、正直言うと失敗だったと思います。ただ、栽培歴ができたのがよかったなと思うんですけども、これはもうしようがないことなので、どんどんどんどんいろんなことに挑戦することはいいことだと。ただ、一つだけこのページの、109ページのこの事業の3番の中で、職員によって残った株を管理するというのがあるんですけども、これはちょっと職員の負担が大きくてとても、せっかくできた麻黄の株を職員が管理するというのはちょっとおかしいと思うので、鳥大のほうに寄贈されたほうがいいんじゃないかなと、研究機関のほうに寄贈されたほうがいいなと思いますので、このことだけちょっと考え方を確認したいと思います。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 前原委員さんがおっしゃられましたとおり、現在ですけれども、農林課の職員が定期的に除草する程度の維持管理をしながら、弓浜地区の農業者に委託栽培を依頼してきたんですけども、引き受ける農業者がないという状況でございます。今後、鳥取大学が栽培の研究の継続なり必要ということがあれば、苗を引き渡したいと思っております。引き渡した後、栽培実績が確認され、苗の量産等が可能になった暁には、弓浜半島での栽培について再度考えてみたいというぐあいに思っております。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 特にこれは薬価の問題があって、とても栽培してもうかるような今、状況ではないというような話だと思います。多分1反、10アールやっても数万円にしかならな

いと思いますので、この作物はちょっと続けてというのは、今の段階では厳しいのかなと思います。

あと、ちょっと先ほどの中の遠藤委員の質問がありました多面的機能の支払いということなんですけども、これは国の政策で、私も農協時代、担当していたので、当時集落営農という考え方があって、集落のみんなで水路を守っていこう、水田の多機能性というのを確認していこうということで、水路を守ったり、田んぼを守ったりという形で環境を守るということで、たしか報告を国のほうに毎年出されて、それで認可されて補助金が入ってくるということなので、形骸化ということはちょっとないんじゃないかなと思うんですけども、その辺は多分、普及所も含めてきちんと管理されていると思います。これは私の勝手な考えです。

○**稲田分科会長** では、次に進んでよろしいでしょうか。

127ページ、事業番号253番、6次産業化推進事業について。

又野委員。

○**又野委員** 30年度が1件で1,400万ということで、結構な金額が出ていると思いきまして、ちょっと実際、どんな中身だったのか教えていただければと思います。

○**稲田分科会長** 中久喜局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 農業法人さんが自社で生産したカンショの貯蔵施設を建設した。これが1,400万円の費用がかかったということでございます。貯蔵施設を建設してどのようにするかということでございますけれども、廃棄の対象となる規格外の農産物を活用しまして、ペースト加工によりまして高付加価値化の取り組みを行い、収益向上を目指すとともに、カンショの生産、加工事業を通しての遊休農地の解消、ユニバーサル就労の促進を目的とするというものでございます。

○**又野委員** ありがとうございます。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

○**又野委員** はい。

○**稲田分科会長** では、次に移ります。114ページ、事業番号228番、地籍調査事業（農林課）について。

前原委員。

○**前原委員** この地籍調査の進捗率というのは、どのぐらいになっておりますでしょうか。

○**稲田分科会長** 景山地籍調査課長。

○**景山地籍調査課長** 平成31年3月末時点ということでございますけれども、米子市全体の進捗率で36.4%ということになってございます。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** これすごく地域差があって、今、全国平均が30年度で52%だと思えます。多分、米子市はおくれているということなんですけども、これもなかなか地権者とか相続関係の方の確認もとらなければいけないということで、すごく非常に難しい。ここでもなかなか上げられないような状況なんですけども、人員が実際足りているのかどうか、この人員体制はどうなっているのか、ちょっと伺いたいなと思います。

○**稲田分科会長** 景山課長。

○**景山地籍調査課長** 地籍調査事業につきましては、平成30年度までは旧米子の分につ

きましては農林課、こちらのほうの説明書にも書いてございますけども、農林課のほうの事業としてやっておりました。あと、淀江地区のほうもやっておりますけども、これは平成30年度につきましては淀江振興課のほうでやっておりました。米子の農林課の時代ですけれども、やはり数人の地籍調査に携わる職員はおったわけですが、地籍調査専門でそれだけを事務分担しておったわけではございませんで、例えば樋門のほうのかけ持ちでやっておったりとか、そういったこともございまして、今それが平成31年、今は令和元年度ですけれども、淀江支所を事務室といたしまして、新たに地籍調査課としまして、旧農林課で担っておった分、それと旧淀江支所下で担っておった地籍調査を一本にしまして、今、課長以下、係員が4人、全部で5名の体制ということでやっております。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** 測量部分は外注で、土地家屋調査士等で手伝って外注に出されていると思うんですけども、この5名ですか、5名でやっていくということで、人員的にこれが適切なかどうかというのはちょっとよくわからなくて、よく言われるのは、地籍調査って大体もしかしたらこのままいくと100年ぐらいかかっちゃうというふうに言われているんですね。世紀がかわっても終わらないんじゃないかという話もあるぐらいなんですけども、その辺の人員体制というのは適切なかどうかというのは、ちょっと私もよくわからないので、副市長はどういうふうに考えられるんですか。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 今、担当課長のほうから説明いたしましたけど、かねて課題でありましたけど、ようやく体制を一元化して単独の課という体制にいたしました。5名という体制が十分かどうかというのは、これは検証する必要があると思いますし、きっと十分でないという面があるんだろうと思います。一方で、民間の事業者を活用するというのも、これもしっかりやっていきたいというふうに思っていて、その辺で進捗を上げたいというのが今の思いでありますけど、とりあえず今年度は単独の課で、新しい体制で船出したというところでありまして、その様子を見ながら必要に応じて体制は強化してまいりたいと、このように思っております。以上です。

○**稲田分科会長** 前原委員。

○**前原委員** わかりました。

○**稲田分科会長** よろしいですか。

以上で経済部所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会、都市経済分科会を暫時休憩いたします。

執行部は入れかえをお願いします。

**午後5時11分 休憩**

**午後5時24分 再開**

○**稲田分科会長** では、始めます。

予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

議案第83号、平成30年度米子市下水道事業会計の決算認定について、議案第84号、平成30年度米子市下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

発言通告書3ページをごらんください。説明書112ページ、事業番号223番、下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）について。



戸田委員。

○**戸田委員** 下水道の事業会計特別繰出金ということで、資本費分が約2億8,000万なんですけど、単純な話ですけど、これ一般財源ですよ。

○**稲田分科会長** 藤岡下水道企画課長。

○**藤岡下水道企画課長** 一般会計からの繰出金の財源でございますが、いわゆる一般財源とはなっておりますが、地方公営企業法の繰り出し基準に従って企業会計に対して一般会計から繰り出した場合は、その一部につきまして、いわゆる普通交付税ですけど、財政措置が国からなされる費目となっております。ただ、普通交付税も一般財源ですので、一般財源ですかというお問い合わせに対しては、一般財源でございますという御答弁になります。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私が言った一般財源の、生の一般財源が出ておるのか、国県からそういう、国の交付税措置があるのかどうかということをお伺いしております。国の交付税措置が2億8,000万のうち幾らぐらいが交付税措置がされておるのかということの区分。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 平成30年度の普通交付税の基準財政需要額の一覧表を、申しわけありませんが手持ちで持っておりません。一般的にはですけど、繰り出した金額の大体7割ぐらいが措置されるものと伺っておりますので、これが公共下水道事業、それから農業集落排水事業、合わせて普通交付税の基準財政需要額の中では、両方合わせて下水道事業として算出をさせていただいております。ですので、20億の繰り出しがありますと、20億に満たないものが普通交付税の基準財政需要額としての措置はあるものと考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** なぜそれを聞いたかという、一般財源からずっと繰り出しておられるんですよということで皆さんが考えておられるので、私は聞いておったんですけど、交付税措置があって70%ぐらいだろうなということを思っておるんですけど、財政課にそれ確認したんですけど、それでね、これいつも初歩的な議論なんですけど、何でその繰出金、例えばこの公営企業の経費というのは普通、収入から賄っていくというのが本来のあり方ではないかなと思うんですけど、繰り出さないけんという理由は何ですか。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 地方公営企業の場合ですけど、いわゆる繰出金の基本的な考え方というお尋ねだと思います。繰出金の基本的な考え方ですが、地方公営企業がその経営に要する経費は、経営に伴う収入、いわゆる使用料をもって充てる独立採算制、これが原則でございます。ただ、経費の性質上、公営企業に負担させることが適当ではない経費、下水道でありますと雨水の処理などがこれに該当いたします。それから、公営企業の性質上、企業に負担させることが客観的に困難であると認められる経費、災害の経費などが該当いたしますが、これなどにつきましては一般会計等が負担すべきものというのが地方財政法、それから地方公営企業法で定められた経費でございます。実際の運用につきましては、先ほど申し上げました繰り出し基準をもとに算定をされておまして、これが公営企業法、30年度から地方公営企業法を適用しておりますけれども、適用前、適用後において、

この繰り出し基準の基本的な考え方は変わるものではございません。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 今の端的に聞けば、今の農業集落の下水の利用の収入は幾らぐらい年間あるんですか。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 消費税抜きの計算でございますが、平成30年度の農業集落排水分としましては1億7,600万円でございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 利用料収入が1億7,000万あって、支出は幾らぐらいなんですか。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 申しわけありません。30年度から下水道事業会計として全体一本をうたっております、かつ営業収益、資本収益ということで、金額の計算が今までの特別会計と変わっております。それで、事業費全体としましては営業費用、営業外費用合わせまして、これは大体特別会計と同じぐらいの考え方になりますけれど、これが全体で56億です。申しわけありません、すぐにセグメントのきちんとした金額というのが出てこないんですが、全体で営業収益、営業費用としましては、このうち農業集落排水分は5億5,600万ということになります、営業費用ベースですけれど。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 営業費用が5億5,000万で、今の収入が1億7,000万、約1億8,000万弱、3億7,000万ぐらいが、それがマイナスが生じておるということなんですが、逆に言えば農業集落排水事業の利用料金も2回だけ負担上げてきたのかな。料金改定を2回やって、それで利用料収入も上げて修繕費用やランニング経費に充てていくということの説明で私たちも理解したんだけど、端的に今、私そのあなたたちみたいに見ておるんだけど、なかなか見えにくい。もう一つ、この繰り出しが漫然化しておるような形には私は見えてかなわんだけど、これは法定的にどうしても出さないけん、そういう基準がさっきあったような地方公営企業法に基づいての基準でどうしてもこれは繰り出さないけん額、その辺のどこをちょっと伺います。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 一般会計からの繰り出しは税で賄うものでございますので基本的には、当然のことながら、先ほどのお話にありましたように、交付税の措置もございます。幾らを繰り出すかということにつきましては、これは繰り出し基準というのがございまして、これは先ほど来の総務省の通知ですけれど、一般会計から繰り出した場合は交付税の措置があるというものはございます。ただ、社会情勢全体ですとか、事業の持続性を考えたときに、税でいわゆる繰り出しで見るとか、あるいは使用料で見るとか、収入全体の話になりますので、公共料金としての下水道使用料のあり方、それから社会的な基礎的なインフラとして下水道整備をどう考えるかということで、繰り出しのあり方も決まるものと思っておりますので、全体の状況を見ながら、各市町村での判断によるものと考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** だから今のランニング経費5億5,000万で、利用料収入が1億8,000万弱で、繰り出し等で調整を図って、繰り出し基準も繰り出しの内容についても、28年度、

29年、30年度で、29年度3億4,000万で、30年度は2億8,000万、6,000万ぐらい、6,500万の差があるんだね。その辺のところを平準化をしてずっと来ておるのは私はわかるんだけど、これだけ変動があって、当局の裁量によってその繰出金が決まってきておるのか、ある程度基準があって、それに基づいてきちっと繰り出しを出してきておるのかということが見えにくいって私言っておるんですよ。何に基づいてそういう変動が出てきておるのか。今あなたがおっしゃったように社会情勢に応じてなのかということも要因なのかもしれないけれど、その辺のところをちょっと伺ってみます。

**○稲田分科会長** 藤岡課長。

**○藤岡下水道企画課長** 農業集落排水への繰出金でございますが、平成29年度以前は御承知のように特別会計でございました。農業集落排水事業には接続義務が適用されておりませんし、事業規模が小さいことから、事業の性格上、独立採算が非常に困難な事業でございます。このため特別会計の時点におきましては、人件費相当額、それから公共下水道と同水準の使用料を充ててもなお生じる収入不足額について、一般会計から補填を実施していたという経過がございます。

そして、平成30年度から法適用になりましたが、30年度からは公共下水道事業と農業集落排水事業、2つを一つの会計で下水道事業会計としております。それが平成30年度の法適用を行いましたときに、生活排水の集合処理事業全体で持続可能な経営を行うのが適当であるという観点から、2つを統合しております。この結果、平成30年度は下水道事業全体での決算の利益剰余金が生じておりますので、いわゆるセグメント別で見ますと、農業集落排水事業の赤字補填繰り出しという特別会計のときに行っていたような繰り出しというのは30年度は行っていないというのが実態でございます。ですので、法適用後、法適用前で繰り出し基準の考え方自体は変わるものではありませんが、事業全体で考えていくという手法を法適用後はとっております。

それから、農業集落排水事業の施設は公共下水道に比べて新しいものが多い状況がございますが、それでも平成6年から始まっておりますものが25年をそろそろ迎えますので、こちらも順次、今後の施設の更新、改築も考えていく必要があります。ここでも公共と農集を一つの会計にすることで、全体のあり方を考えることも可能であるということから一緒にしておりますので、セグメントの計算は当然それぞれの会計の状況として出していくものとは考えておりますが、今後は下水道事業全体で考えていくというのが経営の考え方の基本になっているということでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私は、当局が下水道事業のあり方検討会の中で、農業集落排水と公共下水と一本化をしたということで、だけど私は逆に見えにくいと思っておるんですね。農業集落排水はこれから投機的経費が出てこない。公共下水は投機的経費が出てくる。そこら辺のところ、今の農業集落は今ある部分を維持管理していく、それであと今のアウトソーシングじゃないけど、いわゆる維持管理をして小修繕、大規模修繕をどうしていくかということなんだけど、公共下水道は御存じのとおり管路を敷設していき合併浄化槽に切りかえてきたんで、投資的経費が出てこない。その中でなぜ一本化したかなと私は見えにくい部分が逆にあるんだけど、逆に単体決算したほうが逆に本当に農業集落排水についてどれだけ収支バランスが崩れておるかどうなのか、その辺のところですっきりおっしゃったよう

に、平成29年度赤字補填をした。平成30年度は赤字補填をされなかったのかどうか、そのことを確認をしておきたいんだけど、そのところが見えにくい部分がある。今の資本的収支部分は、これは人件費が主なものですか。この2つだけ、今の赤字補填をされなかったのか、平成30年度は。それと資本的収支部分というのは主なものが人件費なのか、どの用途分野に使用されておるのか、そのところをちょっと伺っておきたいと思います。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** まず、平成30年度ですけれど、下水道事業会計全体では黒字でございましたので、農業集落排水分としての赤字補填繰り出しは、実はしておりません。

それから、人件費についての御質問でありますけれど、資本費というものでございますが、資本費に人件費は入りません。公費適用のときの資本費は、いわゆる企業債起債の元利償還金をもって資本費としておりましたが、公費適用から法適用に変わりますと、資本費の考え方が変わって、減価償却費と利子になります。ですので、算定の基本的な考え方が変わるものではないけれど、資本費そのものの算定方法は変わった。そして資本費に人件費は入っていないということになります。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私の理解では、今の資本費部分と減価償却費と起債償還費が含まれておるといことで私は理解しておったんだけど、それはいつから変わられたんですか。資本費部分だから人件費も入ってないと、これは従来どおりそうなんですか。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 資本費は、もともとの公費適用のときは、起債の元金と利子の償還金でしたので、公費適用のときも人件費は入っておりませんでした。それから、これが減価償却費に変わったのは平成30年度の、この地方公営企業法の財務規定を適用したと、つまり今回の決算から計算方法が変わったということでございます。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** そうすると、もとに戻りますけど、農業集落排水の単体決算については、赤字が出ているのか赤字が出てないのか、それをお答えください。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 農業集落排水事業単体だけでセグメントで見ますと、もともとが独立採算が困難な事業でございますので、こちらについてはいわゆる赤字が出ていることになります。総務省のほうに出しております決算統計というのがあるんですけど、これは下水道事業ではなくてセグメント別で算定をそれぞれしていくものになります。今後の下水道事業全体のあり方、あるいはそれぞれのセグメントについて、施設の老朽化も進んでいきますので、これからといいますか、現在、初の公営企業決算の財務諸表の分析をしております、10月の委員会でお示しできればと思うんですけど、法適用後の経営戦略を改めてお示ししたいと考えております。そのときにセグメント、お尋ねの農業集落としてはどうなのか、公共としてはどうなのか、そして全体としてはどうなのかというあたりをいろいろ国費の内示の状況も不透明なところがあるのですけれど、一定の基準のもとに今後の計画、経営計画を現在立てている最中ですので、また改めて委員会で御報告させていただきたいと考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 聞いたことだけに答えて。要は単体決算で赤字が出ているんですか、どれだけ出たんですか。私が最後に聞きたいのは、例えば年間6,000万ずつ出てきておるのであれば、たまたま公共下水道事業のほうで黒字が出たから、それを赤字補填したということで、公共下水道特別会計の中では泳がれておったんだけど、公共下水道のほうも赤字が出たときには、両方赤字が出たときには赤字補填の策はどう考えていますかということをして最後に私は聞きたかったんです。だから農業集落排水の単体決算は、いつからずっと赤字で、どれぐらい出ておられるんですかということをお伺いしております。

**○稲田分科会長** 藤岡課長。

**○藤岡下水道企画課長** 30年度の単体の決算というのを、済みませんが手元にございませんですが、平成24年から後のいわゆる基準外繰り出しとしては、人件費部分も含めまして1億程度、1億前後の赤字として特別会計のところからは基準外繰り出しをいただいております。つまりこの1億が赤字であったということになります。法適用のセグメント別のいわゆる赤字というものを、申しわけありません、今、私のほうで手持ちで持っております。

それから、最後のお尋ねの全体で赤が出た場合はどうするのかというお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては収支今後厳しくなることは確実にやってくると思いますので、まずは経営努力をいたしますが、その結果として収支の不足が出てきた場合は、収入の増としまして、増のための方策、使用料のあり方、それから繰出金、これは税になりますけれども、これらをどうバランスをとっていくかということは、また検討をしていかなければならないことになると考えております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** 私が申し上げたいのは、必ずやっていかないけん事業ですので、ただ、起債償還のピーク時もう聞きませぬけれども、起債償還のピーク時も出てくるんでしょう。それでこれから大規模修繕も見込まれるし、今の平準化を図っておる事業の中で、これから繰出金を今3億弱出しておるんですけど、けどまたこれから両方の事業が赤字になったときに、じゃあこれからどうするんだということも、これから下水道あり方検討会で協議されるんでしょうけども、そういうことが見えてくるんだろうと。だから合算したときにはなかなか見えにくい部分もある。合算したらいいことも出てくるんでしょうけども、けどそここのところの見える化を図るに当たっては、やはり十分にそここのところを皆さんが共有しとかなないけんじゃないかなということ、私はそう思うんですよ。

職員さんも、そういうことで一般財源から出しておるんですよということを十分理解しておらないと、どうせ赤字が出て、どうせ公共のもんだから当然補填してもらえばいいかなということの意識もあるかもしれません。ただ、けどそこを私は集落排水で公共下水道並みに料金改定をして、2回上げたんかな。したんだけど、ただ私はそこでまた言ったんです、会議で。まだまだこれでは収支バランスが崩れてますよ、市民の皆さん方には理解していただかやいけん場面が、私は今後想定されますよということをおっしゃったんですけど、そういうところも繰出金も出ておる中、そういう中で将来的なベースというのかな、そういうようなものも十分に検証されて、今後のあり方の中で本当にどうなのかということ、私は分析、詳細にしておくべきだと私は思います。副市長さん、それはどうですか。

**○稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 今、委員さんおっしゃったとおり、全く同感であります。法適用に伴って会計を一つにしたということも一つきっかけとしてはあるんですけど、ある意味、漫然という言葉は使いたくありませんが、その補填して当然だということではないよということにするために、従来行ってきた集落排水に対する基準外の繰り入れというのをやめました。もちろんそれぞれの公共、それから集排の特性の違いがありますので、全部が全部どんぶり勘定ができないというのは、そのとおりだと思いますけど、ただ、一般財源もこれ皆さんの税金ですので、極端なことを言うと下水の恩恵を受けてない人たちも含めた税金を投入しておるわけですので、例の弓浜地区の合併浄化槽のこの話もありますけど、そういったようなものを全体的に視野に入れながら、負担の公平性といったこと、そして財源の公正性といいたいでしょうか、そういったことを追い求めていきたいと、このように考えております。

○**戸田委員** 終わります。要望です。

○**稲田分科会長** じゃ、次に進みます。157ページ、事業番号313番、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 私も少々、今、戸田委員と重なる部分があるんですけども、やっぱりこの公共下水道の一般財源からの繰り出しの20億円と、その財政を回っていると考えております。そこで未接続戸数というところの営業をもっともっとしてもらいたいと思っておりますが、その未接続戸数の把握と、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○**稲田分科会長** 村上下水道営業課普及担当課長補佐。

○**村上下水道営業課普及担当課長補佐** 新規供用開始分についてはですが、新規供用開始時に現地確認を行います。対象家屋を把握し、さらに排水設備、水洗便所計画確認申請書の確認もあわせて行い……。

○**伊藤委員** 戸数とその理由で結構ですので。

○**村上下水道営業課普及担当課長補佐** 戸数。

○**伊藤委員** はい。

○**村上下水道営業課普及担当課長補佐** 戸数は、平成30年度、ですから、30年度末、3月末で3,547件未接続です。で、理由につきましては、経済的な理由、それから借地借家関係における理由、家屋の老朽化などです。その他15項目ぐらいありますが、主な理由は今上げた3つです。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** この3,547は、水洗ではないというところの未接続ですか。それは合併浄化槽とかも入っているんですか、くみ取り式だけですか。

○**稲田分科会長** 村上課長補佐。

○**村上下水道営業課普及担当課長補佐** この分につきましては、今申し上げたのは、公共下水道の未接続の戸数ということです。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** それはわかっておりまして、もともとその中には合併浄化槽が入っていて、だから水洗化はできていてなのか、それとも全部くみ取り式なのかということです。

○**稲田分科会長** 遠藤下水道営業課長。

**○遠藤下水道営業課長** 今の質問ですが、公共下水道が整備されているエリアで、要は公共下水道に接続可能な建物の中で公共下水道に接続をしていない戸数というのが、先ほど言いました約3,500ですので、合併処理浄化槽ですとか、そういったものを含めた数でございます。

**○伊藤委員** 含めた数ですね、わかりました。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** それで、この下水道法で3年以内にはその計画、公共下水道がつながったら3年以内にはつなぐというふうなところがございますよね。だからそのきっかけについて、さらにお尋ねしたいところですけれど。

**○稲田分科会長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道営業課長** 未接続の建物についての働きかけでございますが、大体約1割の建物が接続可能であるにもかかわらず未接続であるという状況でございます。これが先ほど言いました3,547件というものでございますが、これは各家庭に戸別訪問でお訪ねをして接続依頼もしておりますが、この約1割の未接続の中には、年間の上水道の使用水量が5,000立米を超えるような大口の使用者という方も少なからず入っておりますので、特にそういったところにつきまして、個々の状況をきちんと把握をして接続へのアプローチを強化するというところで取り組んでいきたいというふうに考えております。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 2名体制で営業していらっしゃるということですがけれども、私は本当にこの理由で、寄り添った相談をしながらとか、きめ細やかな対応をしながら接続に向けているのかなと思いますと、ちょっと不十分ではないかなと思っております。なので経済的な理由というふうにございますが、今、融資もございまして、金利も無利子というふうに聞いておりますので、やっぱり市民の中でも不公平だなと思っていられる方がいらっしゃると思いますし、また繰り出しの軽減にもなりますし、収支のバランスもこれからどんどん収支のバランスが崩れていくというようなこともありますので、ここはもうきちっと不断の努力をして、最大限やっていくというようなところでお願いしたいなと思っております。そこは不十分ではないかという指摘をさせていただきます。

そしてまた、一つ私の知っている人の中ではこういう方がいらっしゃるんですね。子どもや若い人がいればつなぐんだけれども、高齢の老夫婦2人、ひとりなので、つなぐ必要がないと。つなぐ経済的な理由もあつてつながないというような方もいらっしゃるんですけども、でもやっぱり一方では高齢化するとなかなか和式のトイレが使いづらいたとか、そういう方もいらっしゃるの、介護保険とかも使えるというふうになっております。限度が20万円までで、9割保険のほうからの負担なので、そうしたら2万円というようなことも聞いておりますので、そういうところの制度にもやっぱり活用してやっていくというようなことが必要ではないかと、そこで伝えておきます。

もう一つは、未接続の大型店舗や企業への働きかけ、きっかけについてどのようにしているのかお尋ねしたいと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道営業課長** 大型店舗、要は大口の使用者で未接続の方というものについては、個別の事情がそれぞれございます。やみくもに接続の依頼をしても、じゃあすぐにわかっ

た、つなぐということにはなりません、個別の事情をきちんと把握をいたしまして、切りかえいただけるタイミングを逃さずに普及をできるような取り組みを強化をしていきたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 私は、ここはもうやっていくべきことだと思うんですね。市の全体の中でも大型店舗や企業に働きかけというのは、やっぱり市の中で不公平というようなこともありますので、課長が言われたようにタイミングがあるはずなんですね。私は、平成30年度においては、先ほど申しました金利も低くて消費税増税前ということで、やっぱりもっと働きかけができたのではないかなと思うんですね。私が知っている限りでは、10年近くずっとそのままになっているというようなところもたくさんあると思います。ちなみに、名前とかは上げられないかもしれないですけども、この未接続の大型店舗や企業というところのくくりで、大体何件ぐらいあるというように把握しておられますか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 年間の上水道の使用水量が5,000立米以上の、いわゆる大口使用者で下水道の供用開始のエリアでありながら公共につないでないという建物につきましては、11件ございます。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** そのこのところは、やっぱり私は2名のこの営業担当だけではね、なかなか難しい面があると思います。しかし、しかもまた長年のことですので、今、合併浄化槽が老朽化をした、そのタイミングというようなときもありますので、ぜひここは部長や市長、副市長のトップセールスをね、やっぱりあらゆる機会を使ってやっていただきたいなと思っております。そのことについては副市長から御答弁いただけないかなと思います。

○**稲田分科会長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 委員御指摘のとおりでありまして、この11件という数字も私聞きましたけど、個別にどこなのかということも聞いて、しっかり働きかけを、ただ、先ほど担当課長が言ったとおりタイミング、いずれも今、処理はしておられますので、切りかえるタイミングがあると思いますので、そこら辺の事情に応じて私も動きたいと思っております。以上です。

○**稲田分科会長** 伊藤委員。

○**伊藤委員** 最後にいたしますが、やっぱり私もそのとおりだと思うんですね。これずっとそのままになっていてなかなか改善ができないのは、やっぱりトップセールスが必要じゃないかなと思っております。一般財源からの繰り出し20億というのはやっぱり財政負担になっておりますし、また、未接続の取り組みは、個々の未接続理由に対してきめ細やかな対応をして最大限の努力をしているというふうに言いたいと思っております。今、11件となりました大型店舗や企業、マンションなんかもあるというふうに私は何か聞いておりますけれども、タイミングを捉えて、場合によってはやっぱり部長、市長のトップセールスも必要となりますので、そのこのところを接続化を図る上で最大限の努力をして取り組まれないというふうに指摘をしておきます。以上です。

○**稲田分科会長** 矢木部長。

○**矢木下水道部長** 先ほどから伊藤委員のほうから貴重な指摘をいただき、委員言われる



とおりでありまして、これまでは未接続に対しましては、通り一遍という言い方はちょっと適当ではないかもしれないですけども、一応そういった接続勧奨といいますか、お願いはしておったんですけども、今言われるようにやはり使用水量の多い大口のところについては、やはりちょっと内容なり状況なりをいま一度整理をして、通常のやり方とは別というか、先ほど言われましたようにトップセールスということもあるでしょうし、そのあたりについてはしっかりと考えて今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○稲田分科会長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。補足なんですけれども、今、水洗化概成10年ということで取り組まれていますよね。合併浄化槽9割補助となったのは、私も水洗化推進に向かってとてもいいことだと思うんですけど、その後もね、やっぱり同様なことが発生するんじゃないかなと思っています。公共下水道がつながったときに、じゃあ市民の側から言ったら二重投資のように、なかなかつないでもらえないというようなことや、また市のほうは、これは一生懸命取り組んでいくように進めていくということで、なかなかその意味合いでやっぱりうまくいかないで、また収支のバランスが崩れていくというようなことも私は何かすごく懸念しているところなので、そこら辺のことも十分整理をして、どのように対応していけばいいかとか、初めからそれをきちっと理解していただいて見込むというようなことを最後をお願いしたいと思います。以上です。

**○稲田分科会長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道営業課長** 伊藤委員が言われました合併処理浄化槽の9割補助、補助金を使って合併浄化槽を設置された方が、後に公共下水道供用開始が始まったときの切りかえがなかなか進まないんじゃないかという御指摘ですけど、今回補助金を交付しています条件としまして、後に公共下水道の供用開始が始まったら切りかえるというのを条件につけて誓約書をとって、その条件のもとで補助金を交付するというようなやり方をやって対応しておるといところでございます。

**○稲田分科会長** よろしいですか。

では、次に進みます。決算審査意見書41ページ、年間総有収水量前年比4万7,715立方メートルの減少について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、委員長に提案してもらった内容なんですけど、監査報告を読んでいると、年間総有収水量と汚水処理水量というところの中で、年間の総有収水量が整備の進捗に伴う処理区域の拡大とともに水洗化の普及促進を行ったものの前年度に比べて4万7,715立方メートルのいわゆる0.4%減少したと、こういう指摘がされているんですけども、この減少した理由をどのように分析されているのかというのが、まず伺いたいと思います。

**○稲田分科会長** 遠藤課長。

**○遠藤下水道営業課長** 年間の総有収水量につきましては、増加の要因と減少の要因、それぞれでございます。そういった中で整備面積の拡大等によりましての水洗化人口の増加ですとか、下水道へ接続された建物の増加、そういった増加の要因というものはあったものの、節水意識の高まりですとか、節水型の機器の普及、そういったことで1件当たりの使用水量、これが減少いたしました。その結果、総有収水量が減少したというふうに考えて

おります。とりわけ平成30年度におきましては、日帰り温泉入浴施設での水の再利用を始められたですとか、総合病院等で給排水式の更新をされたなど、大口の使用者の節水対策、そういったことによりまして前年度から使用水量を大きく減らされた事業所がありまして、そういったものが総有収水量の減少の要因の一つになっていると、このように考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** あれですか、今後の推移ということをお聞きしますけども、同じようなことが今後とも引き続いて起こっていくということになるんですか。どっか歯どめのかかる方法があるということになるんですか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** この節水意識の高まりですとか、企業のほうでの節水対策、そういったものにつきましては、今後も引き続きしていくというふうに考えております。一方で、一つ例にいたしますと、平成30年度に供用開始しましたエリアにおきまして、年間で大体3万5,000立米ぐらいの使用されるような大口の使用者が下水道へ接続をされるというようなプラスの要因もございますので、引き続き、今、計画的、効果的な面整備を実施すること、そして先ほどの話もいたしました、特に大口使用者の方での未接続、これの対応をしっかりとやっていくというようなことで、有収水量の確保につなげていきたいというふうに考えております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 一般家庭で1日の使用水量というようなものを計算されていらっしゃるんですか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 一般家庭でということではございませんが、年間で1件当たりどのくらい使っておられるかという数字は持っております。

○**遠藤委員** どのぐらいですか。

○**遠藤下水道営業課長** 374.7立米でございます。これはただ、家庭も事業所も含んだもの、合わせたものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは前年度と比較してどのぐらいの差がついているんですか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 前年度と比較しまして10.6立米の減少と、1件当たり10.6立米減少しているというものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これの下水道料金に与える影響というのは、どのぐらいの額なんですか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 下水道の使用料金につきましては、従量制というものをうけてますので、何立米減ったので幾ら影響が出るというもののははっきりとは出ないんですけど、例えば大口の使用者の例でいいますと、日帰り入浴の温泉施設の節水対策等で、これはちょっと大口の数値しか持ってなくて申しわけないですが、大体前年度と比べて190万ぐらい減額になった、あるいは総合病院の節水対策におきまして前年度と比べまして263

万4,000円減額になるというような数値の影響が出ております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 監査報告の42ページに予算決算対比表の分がありますよね。それで収益的収入、支出という欄があって、それを見ると下水道使用料が5,435万円減額になっていますよね、予算額に対してですけれども。これはあれなんですか、今おっしゃった、そのものの姿が全て反映されているということではないと。あくまで予算に対する決算であって、使用料の大きな増減による影響ではないということになるんですか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 予算に対して決算額の減少になった理由の大きな要因として、有収水量が減少したというものがございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これは数字的には出ますか、そういうものが。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 有収水量が減少したことによって幾ら金額が……。

○**遠藤委員** 減ったかということ。

○**遠藤下水道営業課長** 申しわけございません、これは持っておりません。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それから、もうこの点に関しては。

○**稲田分科会長** 次、進みますか。

○**遠藤委員** もう一つ聞いとかにやいけん。この事務報告書を見てもそうなんだけど、どうも一つだけわからんのは、新規に管渠を埋設しますよね、各年度ごとにね。いわゆる投資ですね。そのものの面的整備という面積というものは当然出てきますよね。そして水洗化人口、水洗化率というものもそういう形ではじき出すことはできておるんですか。一般的な形で水洗化戸数率とか整備面積率が出ていますけども、今言った年度に投資した金額に応じた面積に応じて水洗化率がどうなったかと、水洗化人口がどうなったかというのは、これは出ていますか。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** お手元、先ほど見ていただいております監査の意見書の40ページをごらんください。40ページに公共下水道と農業集落排水それぞれの30年度、29年度、2カ年並べておりますが、水洗化人口、水洗化率、それぞれの固まりの下から2つですけれど、公共下水道の水洗化人口については、30年度は9万2,814人、水洗化率は89.6。それから、下が農業集落排水事業でございますが、30年度の水洗化人口は1万2,211、水洗化率は86.1と、こちらのページに記載をしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** これの集計とする分はわかるんです。例えば、これ年間の投資した環境に使った費用、投資額というものと比較をしてみたときに、各年度ごとの推移というのはこれでは読み取れないんです。この面積はわかりますよ、投資額というのは、ここでは出てこないですね。その投資額で比較してみたときに、これだけ投資しているが、市はこれだけの面積があって、これだけの水洗化率になったというものは、これではちょっと見えにくいもので、その辺のもの、そういった並べれば簡単かもしれないけども、そういうも

のがあるとわかりやすいなというふうには思って、自分が勉強するためでなしに、そういう一つ比較をする場合に僕は重要じゃないかなと思うんですよ。去年は15億使ったけども、水洗化率は伸びなかった。人口は伸びなかったとか、ことしは10億だったけども、水洗化人口は伸びたとか、水洗化率が伸びたとかいう部分の比較がこれだけではちょっとわかりづらいような感じするんだけどな。そういうものの検討はされてみたことがありますか。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 別の冊子になりますが、30年度の米子市下水道事業会計決算書の15ページをごらんいただけますでしょうか。下水道事業の決算書でございます。この15ページに整備にかかった金額は上げておりませんが、2カ年の29年度、30年度の整備面積の比較、それから先ほど同様の水洗化人口等を載せております。それから一番下の事業収入あるいは事業費のところでございますが、こちらにつきましては平成30年度が法適用初年度でございましたので、前年度を載せておりません。来年度からは、ここに2カ年の比較が上の業務量と同じように載っていくこととなります。お尋ねの建設事業費の比較というのは、2カ年比較が、この決算書の形式では載せるところがない状況でございまして、業務の内容としては15ページでお示しをし、不足がありましたら委員会等でまた御報告をすることになるかと思えます。一応決算書のほうにはこういう形で載せております。

○**遠藤委員** 了解しました。次々。

○**稲田分科会長** 次、決算審査意見書の43ページ、下水道事業収益について。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これは事前に説明を受けまして、これはパスします。

○**稲田分科会長** 取り下げですね。

○**遠藤委員** はい。

○**稲田分科会長** 続きまして、同じ資料の52ページ、未収金2億1,608万6,000円の回収について。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 未収金というのを、今、委員長に読み上げていただいた中身のものなんですけども、これの解消方法、取り組み状況あるいは今後の課題、これについて伺っておきたいと思えますが。

○**稲田分科会長** 林下水道営業課課長補佐。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 未収金の2億1,608万6,000円の解消についてでございますが、まずその数字の中身といたしまして、未収金の2億1,608万6,000円について、これは貸倒引当金を充てる前の営業未収金につきましては2億4,443万5,000円でございます。さらにその2億4,443万5,000円の内訳につきましては、3つございまして、下水道使用料と農業集落排水施設使用料と、これ以外に指定小売店の手数料ですとか、浄化場の排水業務委託に係る負担金がございます。

まず、1点目の下水道使用料につきまして御説明をさせていただきます。下水道使用料につきましては2億2,400万円でございます。このうち現年度分である31年の3月分、31年3月に米子市のほうが下水道使用料を賦課しますということで調査決定をして、実

際にお客様に払っていただくのが年度をまたいだ4月となります。これが約1億4,500万円ございます。それと、現年度分の30年度の4月から31年2月分の滞納になっているものと、29年度以前の滞納を合わせて約7,900万円ございます。これが下水道使用料の内訳になります。

次に、農業集落排水施設使用料につきましては、約1,850万円ございます。先ほどの説明とちょっと重複いたしますが、現年度分の31年度3月分、年度をまたいだ4月にお客様に納付していただくものが約1,320万円、現年度分の滞納分と29年度以前の過年度分の滞納を合わせて約530万円ございます。これが農業集落排水施設使用料の未収金の内訳でございます。このほかに先ほど申しあげました指定小売店の手数料と浄化場の排水業務委託に係る負担金が約170万円ございます。以上、述べたものが引当金を充てる前の未収金の2億4,443万5,000円の内訳となります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私が頭が悪いのかな、事務報告書を見るとね、これ表示が一覧表になっておるんだけど、現年度の未収金は1億8,952万5,036円、過年度分が3,461万7,093円、合わせて2億2,400万円というふうな数字が載っているんだけど、今の説明を受けたものと何か筋が違うような印象を受けるんだけど、違いますか。私の見方がまずいと、事務報告書の。

○**稲田分科会長** 林課長補佐。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 事務報告の下水道使用料が現年度分が18億5,831万5,000円、この分の収入未済額ですね。

○**遠藤委員** 1億8,000……。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 収入未済額が1億8,952万5,036円、ここでの違いということでございます。

○**遠藤委員** あと全然滞納額とも違うでしょう。

○**稲田分科会長** どうぞ。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 先ほど申しあげました金額のうちの下水道使用料の未収金については2億2,400万というのがこちらの収入未済額の2億2,400万とリンクするということになろうかと思えます。同じく、こちら農業集落排水施設使用料につきましても約1,850万と申しあげたのが、こちらの収入未済額とリンクすることになろうかと思えます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今、説明があったのは、現年度の滞納額は1億4,500万と言われたでしょう。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** はい。

○**遠藤委員** それで滞納、過年度の分と現年度の滞納額で7,900万と言われたでしょう。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** はい。

○**遠藤委員** だからその事務報告書で見ると、その数字が現年度1億8,900万、そういう報告が載ってませんか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 事務報告書に載っております1億8,950万、その金額は、30年度に賦課をした中での未収金全額がこの額というものでございまして、先ほど担当課長補佐が説明いたしました1億4,500万といえますのは、30年度分ではありませんけど、その3月に請求した分が丸々未収金として計上されたということで、1億4,500万という説明をしたというものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 何か意味がわからんな。事務報告書というものと、今、報告されたものと同じ整理の仕方の未収金でしょ。つまり未収金というのは滞納金ですよ、現年度滞納、過年度滞納で未収金ですよ、でしょ。

○**遠藤下水道営業課長** はい。

○**遠藤委員** いわゆる入ってこなかったお金のことを聞いているんですよ。簡単に言えば市民が未納したという部分、回収できなかったという部分でしょう。だから、その数字は賦課した部分という説明がついている、その意味がわからん、その表を見ておると。それが調定額対収入済額対未収額というのが計算してあって1億8,900万と書いてあるんじゃないですか。賦課した分なんていう話でなしに、調定額と収入額を差し引きした未収額でしょう。この部分は、そうじゃなくてどういうふうになる。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 平成30年度から、いわゆる簿記の考え方、発生主義になっております。そうしますと、先ほど営業課のほうから御説明しましたのは、3月の使用料は発生主義ですので、3月にはいわゆる調定が上がって、実際の収入は翌年度の4月になります。これが簿記のいわゆる発生主義によりますと、4月に入ってくるもの、通常の下水道の使用料、1カ月おくれで入ってくる制度なんですけれど、この分も企業会計になりますと名前としては収入未済額になるということでございます。ただ、3月の分が4月、4月が5月とおくれおくれで入ってくるという制度ですので、収入未済額イコール以前の滞納額というものではございません。

(「売掛金だな、売掛金のことを今そげ言っておられる。」と戸田委員)

イメージはそうです。

(「売掛金です。」と戸田委員)

○**遠藤委員** 売掛金だいったって、それが普通、売掛金の場合はかけになっておるけども、一般的には収入に入っていないことを意味するんですよ、売掛金というのは。入ったものを売掛金とは言わないですよ。売ったけども、それが未収になっておるといことが売掛金なんです、あれ。でしょう。だから未収額と同じことになるんじゃないですかということになるんじゃないの。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 簿記と同じ考え方ということで、3月に使ったものは3月の収入として計上する。だけれど、実際のところの現金は3月分の末になりましてから請求が確定して、4月に送りますので、確定が3月ですので、収入としての調定額は3月分。ただ、収入は4月になってから入ってきますので、4月に入ってくる金額を収入未済額として計上するという簿記の制度によるものだとお考えいただけたらと思います。ですので……。

○**遠藤委員** いや、何遍も同じ繰り返しになっている。問題は、その事務報告書というの

は新しい制度になってからの未済額の計算でしょ、1億8,900万円というのは、でしょ。あなたが今、説明されているのは、現年度に置きかえた場合の説明でしょ。だってあなたにいただいたところの資料を読むと、そういうのが見えるですよ。30年度に出納整理期間あった場合の下水道使用料の収入状況というのをあえて出されているんですよ。だからこの収入未済額を見ると、30年度は2,868万5,238円と、こう書いてある。ところが、今見た、おっしゃっている新しい分で行った決算の企業会計で行った未収入額は1億8,900万でしょ。だけん僕はこれから見ると説明が合わんのよ、4月分で今までの出納整理期間あった場合を想定した金額もおかしいし、そこで新しい形で決算した部分の未収入額もわからん。全然違うでしょ、30年度の出納整理期間があった場合の下水道使用料の収入状況というのを報告を事前にいただきました。その収入未済額は2,868万5,238円となっています。ところが、今聞いた事務報告書は、新しい企業会計によって発生した簿記でしょ。その計算でいくと1億8,900万の未収入額ということになっておるわけだ。これ合わないんですよ、僕が見ておると。

○**稲田分科会長** 藤岡課長。

○**藤岡下水道企画課長** 特別会計のときは、官会計は出納整理期間がございまして、4月、5月に収入が入ってきます。ですので、事前にお渡しした資料は徴収率を法適用前、法適用後でどう推移したかという御説明のために、仮に4月、5月の出納整理期間があったとしたらということで、4月、5月の収入済額を収納額に含めて、仮にで計算をした資料とお考えいただけたらと思います。法適用に変わりましたので、4月に入ったものは30年度の収入の調定には上げますが、実際の現金が入っておりませんので、収入未済額として計上するというやり方で計上をしたものです。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 問題は、この今、議論しておっても時間がとるばかりだけん細かくは聞きませんが、ちょっと合点がいかない。

そこでね、今度からこれに載らなかつたんですよ、下水道の場合はね。それで一つ心配なのは、今言ったような料金滞納収入の問題なのか、徴収率とか、一般会計のほうはみんなこのように何年間の分がトータルして、他市と比較したものが載っているんですよ、資料が。今まではこれに載っておったんですよ、下水道も。今度はこの全く載らないで、事務報告書が来ると今のような結果になるわけです。もう少し、何というのですかな、企業会計が変わったから事後整理も変わっていくかもしれないけども、特に未収金とか徴収率とかいうのは非常に僕が関心のあるものなんで、それらがきちんと見えるような形のをね、事務整理してもらえんדרるか。この一般会計のような整理の仕方を、他市とも比較できて、徴収率が何ぼで、未納額が何ぼだとかもきちんと出ているんですよ。今まで出ておったんですよ。今度企業会計になつたらなくなっちゃった、これが。そうすると、今言ったような形で議論が出ちゃうんです。どうもかみ合わないようになっちゃうんです。そういうのがあるとかみ合うんです。説明の部分が見えない、これでは。ということが一つ見えるんで、これ事務改善を求めておきたいと思うんですよ。どうなんですか。

○**稲田分科会長** 矢木下水道部長。

○**矢木下水道部長** 遠藤委員言われますように、確かに30年度から会計のやり方が大きく変わらして、今の未収金の考え方というか、やり方というものも、今までの特別会計の

ときの官会計とかやり方が大きく変わっております。では今回ちょっと遠藤委員に事前にお渡しした資料では、今までどおりの出納整理期間があったらこうですよという数字はお出ししたんですけども、先ほど言われますように、他都市との比較であるとか、そういったものが企業会計になったがために今回のこの決算の資料から落ちているということがございますので、そのあたりの資料については今後わかりやすい資料をまた用意させていただきたいと思っておりますので、きょうのところは申しわけありませんけど。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** もう一つついでに言うておきます。徴収率と収納率の言葉の使い方も違いがあるようなんですけども、僕が言うておった出納整理期間があった現年度の場合だったら98.60%の徴収率ですよと。ところが、監査は90.74%ですよと書いておるわけです、でしょ。だから全く読み取れないの、そこで。90%と98とはがいな違いですからね。それで、これが滞納額は幾らですかというのと、今のようなややこしい議論になっちゃうんで、いよいよ本当の数字は何なんですかというのが見えないんです、ということなんですけどね。

**○稲田分科会長** 矢木下水道部長。

**○矢木下水道部長** 先ほどから何回か申しておりますけども、会計のやり方が大きく変わったと。3月末できちっと切ると、出納整理期間というものが無いということなので、先ほどから担当のほうに申しておりますけども、3月分については翌年度になって入ってくるというやり方になりましたので、3月分が丸々当該30年度には入って来てないということで、徴収率でやると90%ということがございます。それがいわゆる企業会計での、いわゆる正しい数字ということになります。今回新たになりました30年度から、事前にお渡しした資料で、それでは今までとの比較がしにくいということで、仮に出納を5月まで2カ月間の出納整理期間があったときには、その分もきっちり入ってきますので、それと比較するということが98ということになっておりますけども、今後は徴収率は幾らかということ聞かれますと、やはりことしの、30年度の場合でいいますと90%という、これが年によって変わってはきますけども、表は1カ月分がその年度に入らないということで未収金という扱いになるというやり方でございますので、そこところは御理解をいただきたいと。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いや、ますます俺わからん。これ決算審査意見書42ページのね、予算決算対比表を読んでください。営業収益、下水道使用料ね、ここのとこに書いてある収入率または執行率と書いて、98.6と書いてある。それで、この報告書をもらった、今までの出納整理期間があった場合の下水道の収納率が98.60なんです。こっこの決算審査意見書のほうは98.6というのと、出納整理期間があった現年度の水道料金の98.6というのは、数字が合致するんですけども、これは同じなんですか。そうすると、監査が言っている90.74という徴収率は何を意味するんですか。

**○稲田分科会長** 藤岡課長。

**○藤岡下水道企画課長** 42ページの一番上の行、営業収益の98.6%のことをおっしゃっていると思うんですけど、これはたまたま出納整理期間があったと仮定した場合の徴収率と一致をしておりますが、42ページのほうの98.6は予算に対しての決算額の、



この収入率ということでございます。ですので、同じ数字ですが、別のものであるということで御理解いただきますようお願いいたします。

**○遠藤委員** たまたまって。

（「たまたまだもん、なるほど理解した。」と戸田委員）

次に行きます、委員長。

**○稲田分科会長** そういたしますと、同じ決算審査意見書の53ページ、財務比率の目標値について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** これは水道の関係でも聞かかと思って同じように上げたんですけども、これを読んでおると、流動比率は100%以上が望ましい。当座比率も100%以上が望ましいということが書いてありますし、固定資産対長期資本比率が100%以下が望ましいというふうに基準を含めて説明がされていますが、現実に米子市の決算で見ると、流動比率は55.4%、当座比率は55.4%、それから固定資産対長期資本比率は102.4%になっておるんですが、これ半分以下の現状というものがあるんですけども、これはずっとこのままでいくんですか。それで下水道経営というのは安定していると、そのままでというふうに受けとめられるんですか。

**○稲田分科会長** 金川下水道企画課総務担当課長補佐。

**○金川下水道企画課総務担当課長補佐** 財務比率についての御質問でございますが、まず流動比率と当座比率についてですけれども、これは総務省が策定した経営比較分析表に掲げる経営指標でございます。30年度の下水道事業決算書の7ページ、8ページを御参照いただきたいんですが、この比率につきましては、この貸借対照表の数値によって分析をしたものでございます。まず、流動比率ですけれども、これは流動資産割る流動負債であらわされるものでして、流動負債に対する流動資産の割合、これは短期的な債務、1年以内に支払う債務に対して流動資産、支払うことができる現金等がどれくらいあるかといった状況を示すものでございます。

続きまして、当座比率ですけれども、これもほぼ同じ数字になるんですが、これは短期的な債務に対して支払うことができる、これは流動資産のうちの現金預金、未収金といったすぐにでも金にかえられるような当座資産という言い方をするんですけど、この当座資産が幾らあるかという状況を示すものになります。いずれも支払い能力がどの程度あるかというものの指標になります。下水道事業……。

**○遠藤委員** ちょっと待って。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** それはもう監査報告書に書いてある、そういうことは。問題は、こういう数字が出ておるので、これで経営は安定しているということなのか、どうなのかという判断を聞いておるわけです。これね水道局にも同じものがあるんですよ、企業会計だから。水道局はね、類似団体と比べると物すごい数字が高いんです、この比率が。だけど、下水道ぐらいは100に近づかなきゃいけないということは、半分なんです、逆に言うと。下水道も初めてこういうのが出たと思うんです、企業会計になってから。初めて気がついたんですけども、この数字で安定なんですかと、水道局の場合は他の類似団体と比べても100も200も大きい数字が、高い数字が載っかります。下水道の場合は全く目標に対して

半分しかない。これで大丈夫なんですか。そのための対策は必要ないんですかということを知りたいんです。

○**稲田分科会長** 金川担当課長補佐。

○**金川下水道企画課総務担当課長補佐** 今回、この100%を大幅に下回る数字が出ているというのが、流動負債について建設改良費に充てられた企業債のうち、1年以内に償還期限の到来するもの、企業債の償還金、令和元年度に支払う企業債の償還金になるんですが、これは令和元年の収入によって支払うべきものであるんですけども、分子には、現金には平成30年度までの収益からの現金、分母の債務については、令和元年度の債務も含まれているということで比率が低く出ているものであります。これについては、総務省がこの経営指導について概要を示しておるんですけども、こういったように流動負債には建設改良費に充てられた企業債が通常含まれておりまして、そのことによって比率が100%を下回る場合であっても、その企業債の財源として整理した施設からの使用料の収入をもって、将来的に返済の原資を得られるということが予定されている場合には、支払い能力には問題がないというふうな見解が示されております。したがって、本市の指標についても100%未満であっても問題はないと考えておりますが、支払い能力をより確かなものとするためには、引き続き使用料収入等の財源を確保に努める必要があるというふうに認識をしております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ほんなら55.4%というものは、大体この数字で推移をしていくと、これからも、こういう理解でいいですか。

○**稲田分科会長** 金川課長補佐。

○**金川下水道企画課総務担当課長補佐** 翌年度以降も同様に、流動負債においてはその次年度以降、次年度に支払う償還元金が含まれますので、同様の数字で推移していくものと考えています。

○**遠藤委員** 委員長、いいです。

○**稲田分科会長** そういたしますと、下水最後ですね、公共下水道特別使用分担金について。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これはいつかの下水道の委員会で議論したことなんですけども、公共下水道特別使用分担金というものの、まず制度の仕組みを教えてください。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 特別使用分担金というものでございますが、これは下水道事業の計画区域外から下水道に接続をしたいということで申請をいただいて、市から特別使用の許可を得た方に対して課すものでございます。分担金の額につきましては、受益者負担金と同様に対象となる土地、1平米当たり48円というものでございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 平成28年度から30年度までの年度別件数と分担金額について伺います。

○**稲田分科会長** 林課長補佐。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 28年度から30年度までのそれぞれの数字ですが、平成28年度につきましては特別使用の許可の件数が19件、そして金額の

総計が692万2,290円でございます。同じく、29年度につきましては、件数が6件、金額の合計が132万6,790円、30年度につきましては、件数が21件、金額が463万6,020円でございます。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 下水道の受益者負担金の減免規定というのがありますよね。この減免規定はどのような定めになっているんですか。

○**稲田分科会長** 林課長補佐。

○**林下水道営業課長補佐兼料金担当課長補佐** 下水道事業の受益者負担金に関する条例の中で、第20条として「国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については負担金を徴収しないものとする。」、第2項に「市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者については、その負担金を減額し、又は免除することができる。」、2項1号から6号まで各減免の該当するものついでが列挙されております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり土地物件等の提供を受けた場合には、受益者負担金は減免するということになりますよね、整備区域内において、個人負担を求めた場合には。訳するとそういうことでしょうか。整備区域内において市のほうがまだやっくらんけども、個人でやられた場合にはね、今度は米子市がそれにつなぐというか、管理するに当たっては受益者負担金を免除しますと、こういうことになっているでしょう。物件を供与した場合、寄附した場合、ですよね、あれは。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 物件の提供、具体で言いますと管の施設の提供を、下水道の計画事業区域内においてそういった提供があった場合につきましては、その物件の相当額につきまして受益者負担金から減免をするということによってやっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、この特別負担金の場合は、計画整備区域内でないためにこういう名称でとっておるということになりますよね、この制度を。ところが、寄附を受けたときの、逆に物件の提供を受けたときの管理はどうされますか。それはあくまでも個人ですか。

○**稲田分科会長** 遠藤課長。

○**遠藤下水道営業課長** 管の施設、市のほうに提供があった場合、これは市のほうで管理をするということになります。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そうすると、もう一度言いますよ。もっと具体的に言うと、JRAの崎津の受益者負担金が減免適用するということで2年後になりますよね、来年度ですか。この場合はJRAがまだあそこになって下水道料的には整備区域ではなかったんでしょう、JRAが工事に入ったときは。後から整備区域に入ったんでしょう、あそこは。違いますか。そういう歴史の経過を見ておったときに、今の説明のあった整備区域外で本人さんが早く下水道を使いたいんで許可をしてほしいと、下水道使わせてごせっていつて投資された分については、分担金でいただきますということになっておるけども、しかし今度は、工事が完了して接続したときには、今度は管渠は市が管理すると、こういうことになるわけで

すよね。事実上、整備区域というものの範囲に入れなきゃならない条件が備わっていくということになりませんか、これ。

僕はね、この受益者負担金の減免規定と、そして区域外であるからあなたの負担ですから減免適用しませんよ、後から管渠をもらってもというような形のもので残っておくことは、僕は公平性に欠けるんじゃないかと思うんです。だってJ R Aの場合そうでしょう、あれは最初J R Aが来たときには、まだ下水道整備区域に入ってなかったんです。けども、今は整備区域に入っておるんで、米子市が今回新たに下水道を整備、管を整備したので、今までにJ R Aは入らなかった分の工事費と受益者負担金を相殺するという方法に決まったんでしょう。今の特別使用分担金の場合も、整備区域じゃない状況の中で個人の方が下水道料を支払われる場合には分担金として徴収させていただきますと。けど、それを寄附された場合には受益者負担金というような形の減免には適用しません、こういう結果が出てくるでしょう。これおかしいと思いませんか。

なぜかという、これは三柳地区にもあるんです。それはたまたま全部が整備区域のようになっておるような形になっておっても、実際には細かく言うと、全くその整備区域に色が塗ってないところが出てくる。そこに家が建ったときにはそういう問題点が出てくる。そうすると、隣の方は下水道できちんと自分がやらなくても下水道がやってくれておるのに、自分たちはそういう色が、整備区域に入ってないために自分たちがやらなきゃいけないという規定になっておる。そうするとね、道路を挟んでこの方は下水道のほうでやってもらうと、この方は分担金でやったと、こういう話が出ちゃう。J R Aに置きかえますと、J R Aの場合はそうだったけど、後から整備区域なんで受益者負担金を免除しますよ、こうなっちゃったわけ。けど、そうでない方は同じ整備区域に入ってもしませんよと、こういうことが残るわけですよ。これでいいかなという気がするんです。

**○稲田分科会長** 宮田整備課長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** ちょっとJ R Aの接続に関してですけども、ちょっと経緯がございます。J R Aの接続につきましては、J R Aさんが以前の委員会でもちょっと資料が手元にないので定かではありませんけども、当時J R Aさんが接続されるに当たって、まず下水道の認可施設、認可に合った、事業計画に合った施設を入れていただいております。その時点で、将来的に下水道区域に入ったときには、いわゆるそういった減免を行うという覚書、協定でしたか覚書かちょっとはつきりと覚えてないですけども、そういう文書を交わした上で、そういうやりとりが行われているということでございます。

片方で、先ほど委員言っておられましたぼつぼつ後で家が建ったときはどうするのかという、ちょっと多分公平性に欠けるんじゃないかというお話だと思いますけども、その調整、特別使用の多くは、調整区域において後で個人で家を建てられて下水道の区域外から接続されるということでございますけども、そのJ R Aと大きく違うのは、その家が個別にいつごろどんな家を建てられるかなんていうのは、ちょっとその想定ができないわけです。片方で、J R Aさんというのは、そういう、もう自分でつなぐけんという前提がある中で、将来区域に入ったときにはこういう扱いをしましょうということで協議を進めておりますので、ちょっと個別の一件一件の接続とは状況が違うというふうにお考えいただきたいと思うんですけども。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕、今の説明は全く理解ができない。J R Aさんの場合は、将来に整備区域に入れますときには受益者負担金を軽減するという形の内容でしょう。けど整備されるのは、将来整備区域に入れたときにはちゃんと下水道の規格に合った施設をつくってくださいねと、こういうことでしょう、お願いしておられるのは。だって個人の場合も同じでしょう。個人の場合も、下水道に寄附してもらうためには規格に合った整備をしてくださいねというのが前提でしょう。道路を寄附受けるのと一緒なんですよ。だって規格に合わないものまでみんなとっているの、そんなこと許可しないでしょう。

例えば、遠藤さん、あんた区域外だけでも、あんたが急いで下水道使いたいならされてもいいですよ。許可してあげますよ。しかし、その規格はちゃんと下水道の設計に合ったものをしてくださいねと、そして市に寄附してくださいねと、これ条件をつけるんですよ。

**○稲田分科会長** 宮田整備課長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** 説明がちょっと不足しておりますけども、いわゆる市街化区域、市街化調整区域というのがその要件の大きな違いとしてございまして、市街化区域につきましては基本的に下水道を都市施設として整備していくということでございます。ですから、J R Aの部分についても、あそこは市街化だったよな、ということで事業区域に入れたわけですけども、片方で調整区域ですね、線引きの調整区域については、これはやはりちょっとしゃくし定規な言い方になるかもしれませんが、市街化を抑制する区域ということでございますので、そこからの接続と、その市街化区域の接続については、減免という扱いについて差を設けておるということでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕は全く説明わからないね。市街化であろうと調整であろうと、米子市の場合はどちらにも施設をつくるということには変わらないでしょう。抑制するんですか、市街化調整区域だけ下水道を。でしょう。下水道の施設を埋設するのを公にするのか個人でするのかという問題があって、今の特別使用というのは、個人でおやりになる場合についての分担金扱いでしょう。だけんそれは調整区域だろうと市街化であろうと関係ないじゃないですか、これは。土地の用途が変更を求めるわけじゃないんですから。問題なのは、下水道をしちゃう、いわゆる受益者負担金というもの、これが分担金になり変わっておるけども、事実上受益者負担金でしょう、これは、調整区域であっても、整備区域であれば。整備区域外であるから分担金という名称を使っておるだけでしょう、計算の根拠は全部一緒でしょ、受益者負担金も分担金も。いうことを考えれば、真に物件を提供された場合には、減免規定で受益者負担金を減免しますよという規定が設けてあるわけだ、1項では。物件を提供されて、分担金の方については適用しないというのはおかしいじゃないかとはなぜか。提供を受けたときには、それを整備区域として管理せにゃいけないでしょう、その1軒の入れたのを、2軒の入れたのを。整備区域外に置くわけにはいかんでしょう、管渠を寄附された場合には。整備区域に入れておらないから分担金処理しておきます、でやってくださいと。

けども、寄附を受けたならば、その整備区域における、分担金の区域も整備区域としては管理せにゃいかんでしょう、今度は。ということは、受益者負担金の減免適用になる対象じゃないの。たまたま区域に入れてるか入れてないかは別にしても、管理するというこ

とに対しては市が入るわけだから。そうすると受益者負担金の減免というものが適用できるんじゃないの。だけんそれを何であえてかたくなにそういうふうに分けていくんですかと。例えばそこに連担して二、三軒ぼんぼんとできたときにはどうするんですかと。いや、区域外ですって線が引けますか、どうですかという話になっちゃうんじゃない。現に言ったように、こちらの家は分担区域でしたから自己負担でした。こちらの区域は米子市がいたしました。だけど、私は寄附をいたしました。だけど、減免規定があっても対象になりません、こんな話になるよ。

それからJ R Aの場合だって、規格と同様の施設を求めて三者協定があったかもしらんけども、そういう協定があったか知らんけど、結果的には整備区域として管理する区域になっちゃったわけでしょう。調整区域と市街化区域は、関係ないと思うよ、これ。

**○稲田分科会長** 宮田整備課長。

**○宮田下水道部次長兼整備課長** 同じ答弁になりますけども、そこは市街化区域、市街化調整区域ということで、それは区別する問題だというふうに考えます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 条例の減免規定にはそれが書いてありません。市街化ですから減免適用いたします。調整区域がそれに該当しませんということは、一つも条例上には明記されていませんよ。今のことをおっしゃるなら、条例上にそれをちゃんと明記しておかれなきゃいけないじゃないですか。条例に減免規定があるのは、物件を受けた場合には受益者負担金を減免しますと書いてある。

**○稲田分科会長** 藤岡課長。

**○藤岡下水道企画課長** 先ほどの宮田次長の御答弁を補足いたしますと、まず、J R Aの件ですけれど、これは平成13年度の覚書のときの時点からのお話になりますが、受益者負担金を今回減免しようとしております部分は、もともと下水道の事業計画であった部分の整備を当時の旧ワイリスさんがされた部分について、覚書に基づいて今回減免をするものでございます。ですので事業計画区域内の部分についてをするものであって、事業計画区域外のを減免するということではございません。ただ、特別使用の分担金については、今おっしゃった御意見があるというのも伺っているところではありますが、現在の制度ではJ R Aの場合はあくまで事業計画区域内の部分、それからその先の部分については、企業が御自分で管を引かれた部分がありますけれど、途中までの分、減免を行った部分は計画区域内であったということを補足で御説明申し上げます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕が地図をもらっておるのは、それが出てないんですよ。整備区域あったのは最近でしょ、13年度に整備区域で色が塗ってありましたか、塗ってないですよ、地図の中では。

**○稲田分科会長** 藤岡課長。

**○藤岡下水道企画課長** 今回は新しくJ R Aの近くのほうを追加で事業計画区域に入れましたが、崎津の全体のいわゆる米子寄りの半分のところにつきましては、こちらについては以前から事業計画区域に入れておりました。ですので、2カ年の事業計画区域の図を比較していただきますと、片方は半分まで色が塗ってあって、そして最新のものは全部色が塗ってあるというふうになっております。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 図面が今持ってきてないけんわからんけども、僕が判断するとそういうふうになってないという気がするんですよ。それで、この減免規定をきちんと整理すると、今言っておるような僕のような議論が成り立つんですよ。そうすると私はやっぱり市民に対する公平性を担保する以上は、この減免規定の適用のあり方を再検討をされるべきだと、このことを申し上げておきたいと思うんです。それで指摘事項にしておきたいと。

○**稲田分科会長** 下水道部は以上で。以上で下水道部所管部分の審査を終了いたします。予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。執行部の入れかえをお願いします。

**午後 6 時 5 5 分 休憩**

**午後 7 時 0 0 分 再開**

○**稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

議案第 80 号、平成 30 年度米子市水道事業会計の決算認定について、議案第 81 号、平成 30 年度米子市水道事業会計剰余金の処分について、議案第 82 号、平成 30 年度米子市工業用水道事業会計の決算認定についてを議題といたします。

通告書の 4 ページになります。ここから水道事業年報の 11 ページ、財政状況について。戸田委員。

○**戸田委員** それで、年報をまず見させていただいて、事業報告書の中で中ほどのところなんですけど、収益勘定につきましては前年度に比べて約 4,639 万 5,000 円ということと減となったということなんですけど、この要因については、今の凍結による収入増となった前年度に比べてというような理由があるんですけど、このような本当に要因だったのか、どのような分析をされたのか、どのような検証をされたのか、その辺をちょっと伺っておきたい。

○**稲田分科会長** 金田次長。

○**金田水道局次長兼総務課長** 収入総額におけます減収の検証についてでございますけども、今御指摘いただいたとおりといいますか、やはり単年度比較としましては、天候に左右される部分が大変大きいのがございます。今、委員さんおっしゃいましたように、前年度は冬の寒波によりまして、その前の年、2 年前の凍結災害、随分と被害がございましたけども、その凍結予防のために少量深夜も流されたということが、結果的に配水の増、結果収益の増となっておりますし、30 年度、今年度につきましては、比較的暖冬であったと、通常の冬場のお使いであったということによって、このプラス要因、マイナス要因ということで、この差になったものと考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私、そういうふうには、言葉は適切でないかもしれませんが、こじつけみたいな感じであったのかなと。本会議でもこの問題いろいろと質問があったと思うんですけど、議論があったと。その中で水道管理者のほうから、やはり節水対策、それと機器がいろいろな分野で今の新しいものが出てきて、いわゆる水道の使用量がどんどんどんどん落ち込んでくるんじゃないかというような危惧をしておりますよということだったんですが、その辺のところは分析されておられませんか。

○**稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** 今、委員言われましたように、うちの方も答弁したように、たまたまですけれども、うちのシミュレーションした平成29年度、30年度とも、今言いましたように寒波の影響等で給水収益等も予想を上回る形で推移しているという状況ですけれども、今、委員言われましたように、例えばことし今見ているんですけれども、ことし非常に猛暑でなかったということで、夏場の使用量も昨年と比較すると全然落ちてますし、やはり今、委員言われましたように節水機器とか、人口減少がどこまで影響しておるかはまだ見えないんですけれども、節水機器の影響で使用量そのものは落ちてきているというふうに分析しております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで、今の米子市の水道事業会計決算説明書の3ページを見てください。水道事業の会計決算概況というのがそこに表示されておるんですけれども、そこで資本的収支のバランスを見ると、これから平成29年度から企業債の償還金が約5億8,000万、平成30年度が5億4,760万ということで、差し引き不足額が約10億1,000万生じておるわけですね。補填財源としては、そこで下の段を見ますと、損益勘定が留保資金9億1,479万2,000円で、平成29年度は8億2,000万というような状況なんです、この辺のところはどのように理解しておられるんですか。わかりませんか。

米子市水道事業会計決算説明書の3ページ、水道事業会計決算概況。概況のところを見ていただくと、企業債が2億8,820万ですが、企業債の償還金が5億4,760万、平成30年度で、平成29年度が5億8,000万で、資本的収支が差し引き総額が約10億1,000万生じております。それで補填財源が損益勘定の留保資金で9億1,400万充てておるんですが、これは借り方、貸し方の中でわかるんだけど、この辺のところをどのように将来的に分析されておるか、その辺を伺っておきたい。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** まさに言われますように、建設改良、老朽管の更新とかいうような、やっぴいかなければならぬことをやるに当たって、先ほど委員言われましたように2億8,800万、2億9,000万ぐらいの借り入れを行って、過年度の起債ですね、企業債の償還に5億4,700万ぐらい充てております。さらにいろいろな建設改良工事に損益勘定の留保資金9億1,400万充てておるという状況ですけれども、今年度、30年度の決算でも結果として純利益を上げて剰余金を積んでいるという状況でございます。

逆に言うと、こういう形でいけば、またしばらくは黒字決算を続けることができると思っております。ただ、ここで企業債の償還が少しこれから上がってくるのかなというところは思っております。べらぼうに上がってくるわけではございませんが、そういう状況があるのと、あとは老朽管対策等で改良工事をどんどんふやしていけば、やはりバランスが崩れてくるだろうというふうに考えておりますが、今のところはこれに似通った形で推移できればというふうには思っております。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それでね、その上段を見ていただきますと、収支の中で差し引き純利益が4億700万で、前年度は6億、約2億減ってきておるんですが、この要因はどのように考えておられますか。

**○稲田分科会長** 湯崎総務課長補佐。



**○湯崎水道局総務課長補佐兼財務担当課長補佐** こちらの平成30年度と29年度を比較した純利益の差でございますが、平成30年度におきましては不要となりましたが、大きな施設の撤去工事費としてちょうど1億の差額分ぐらいを支出した年でありましたので、平成29年度と比較しまして純利益のほうが減っております。この工事といいますのが、水源地の撤去工事費あるいは水管橋の撤去工事費、こちら2つでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それは当初から計画をしておいて、実施計画上にきちっと適切に実施されたということですか。

**○稲田分科会長** 湯崎課長補佐。

**○湯崎水道局総務課長補佐兼財務担当課長補佐** そのとおりでございます。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで今の説明の中で、そういう管接続とかいろんな改良工事が出てくるわけですけど、純利益がこれだけ2億減ってくるということなんですけど、将来的にその大規模改修とかある程度済んだんでしょけど、漏れ聞くには、まだ大きな水源地の改修工事もあるというふうには伺っておるんですが、この将来的収支バランスの財政シミュレーションという10カ年というのは、そういうふうなことは描いておられますか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** まさに言われますように、今回計画立てるに当たって今言われたようなところを今、盛り込んでおります。

**○稲田分科会長** 戸田委員。

**○戸田委員** それで、盛り込んでおりますという答弁なんですけども、先般の本会議の中でも将来的には大規模改修なり投資的経費が出てくるのが見込まれるので、それと逆に支出がふえてきますけど収入も減になってくると、その要因が見込まれるということだったもんですから、それで令和8年から10年ぐらいにはその料金改定、前にもそういうふうなことに触れたんですけども、料金改定も視野にせねばならない状況が出てくる可能性があるということの答弁があったんですけど、その辺のところはどのように対応しようと考えておられますか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** まさに言われましたように、私としますと、今、配水量が下がってくると、一定のところで頭打ちになってくれれば一番ありがたいんですけど、多分そうはならないだろう、人口減少も始まってきておりますので、やはり排水量が今後10年のうちには下がってくる。要するに、今の料金体系ですと収入はどんどんどんどん減ってくるだろうというふうに思っております。先ほど言いましたように、29年、30年、予想よりもよかったですけども、その状況も見ながらですけども、下がる収入ばかり気にするわけじゃなくて、今言われたように支出の部分も精査しながらになると思うんですけども、検証作業をこれからやって、続けていくという作業を一つ行います。ただ、その検討結果も見ながら、さらに引き続き経営努力というんですか、削減できるところは削減していくんですけども、やはり大規模改修というよりは老朽化対策ですね、これをやはり一定程度はやっていかないといけないだろうというふうに思っております。

そうしますと、計画期間内の早い時期じゃないんですけども、やはり今、公表している

後半になるとは思うんですけども、そういったときにやはり適切な料金改定というのにも踏み込んでいかなければいけないのではないかと今思っております。事業を明言するところまではまだいっておりません。努力もせんといかんと申しますが、そんな状況だと今考えております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで視点を変えますけど、先般のシャープの工業用水もとめたんですけど、その収入というのはそんなに収支バランスの中に影響ないんですか。

○**稲田分科会長** 細川水道局長。

○**細川水道局長** シャープさんの工業用水と、我々上水道は別々の会計でやっていますんで、やりとりはしていないので、独立しておるといふ形です。

○**戸田委員** 独立採算ね。

○**細川水道局長** はい。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** それで、聞き取りなんかでもよく話しするんですけど、値上げ時期を言及せということではなくて、やはりそういうふうな市民に対してのある程度のそういう情報提供をやっぱりしていかにゃいけないじゃないかと。私たちも節水、節水、私たちも節水して機器もかわって、水道料金が約2,000円ぐらい落ちたんですかね。家族も減ったからそういう要因はあるんでしょうけれども、やっぱりそういうふうな効果が出てきておるのは如実に私たちも体験しておるわけですよ。そうした中で、やっぱり工業用水、やっぱり生命の源ですので、水の供給というのは一番大事なことで私、認識しておるんですよ。ただ、そういうふうな中で、職員さんも従事している中で頑張っていたかねばならないんですが、やはりそういう中で収支バランスが崩れてきたときには、じゃあ手当てをどうするだということになって、検証した結果で値上げもやむなしだというようなスタンスもこれからは肯定をしていかなければならないんじゃないかなと私は思うんです。そういう中で、計画もきちっと整備されて、その中で私たちにも提供していただいて、さらなるどういふふうな今の修繕なり大きな改修工事も見込まれるというような計画も示唆されて、その中で料金体系もどうしていくかというようないわゆるバランス的なものも私は示されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**稲田分科会長** 細川水道局長。

○**細川水道局長** どこまでできるかということはあるんですけど、まさに今言われますように、ちょっと私も考えていますのは、最近ちょっとマスコミにもちょろちょろは出始めているんですけども、水道管が老朽化して非常に問題だというようなところをみずから市民の皆様にもアピールしていきたいですし、今現在、一番よかったときから4億から5億ぐらい収入は減ってきておるといふ、そういう現状、さらに今言われましたように、これからはどんどん下がってくるという中で、私はもう先人が結構努力されたのかなと思うんですけど、今25年ぐらい値上げしていないと。このままいけば多分30年ぐらいは何とか頑張れると思うんですけど、そういった頑張ってきたことなども含めて、少しこれから、この何年かPRしていきたいなということにはちょっと思っております。そうしないとなかなか理解も得られないのかなということは話はしておりますので、そういうふうに向かっていきたいと思っております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** ちょっと視点を変えますけど、ちょっと教えてください。石綿管はもうほとんど塩ビ管に変わったんですかね、100%。その状況をちょっと伺っておきたい。

○**稲田分科会長** 石田施設課長。

○**石田水道局施設課長** 現在残っているのが100メートルぐらい残っておりまして、あとは更新しております。

○**稲田分科会長** 戸田委員。

○**戸田委員** 私がそう言いますのは、先般の千葉の状況や佐賀の状況なんかで、いわゆる災害が起きて、まずさっきも言いました生命の源の水と電気、水が本当に大切だということで、きのうも市民の方が二人来られて、米子は大丈夫ですかって、たまたまきょうの話になったのは、いや、大丈夫ですよというお話をさせていただいたんですが、やっぱりそういうふうなところもPRされて、それと附帯設備で、附帯の意見としてそういうふうなことも、小出ししちゃいけませんけど、市民には理解していただくような手法もとられたら私はいんじゃないかなと思います。これは要望しておきたいと思います。

○**稲田分科会長** では、次に移ります。決算審査意見書3ページ、増収に直結しない投資の財政需要が今後も見込まれるのかについて。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 長い間お待たせをして申しわけございません。今、委員長が基本事項を読んでいただきましたけども、それにあわせて配水管の維持管理、老朽化施設等の事業の見通しということについて伺いたいと思うんですけども、決算審査意見書の8ページを見ますと、資本的収入及び支出において29年度と30年度の決算対比表がありまして、この中に建設改良費、29年度は16億5,000万、30年度は9億6,000万という数字が載っておりますけども、29年度、30年度にどれだけの差がついたかという中身もわかれば教えてもらいたいんですが、今後このどういう、数字的に見て、額が平準化されていくのか、あるいは監査が言っておるように、さらに特に財政需要が今後も見込まれるぞと、ふえるという状況の中で、この辺の改良費の事業をどう見定めていかれるのか、こういうところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**稲田分科会長** 松田副局長。

○**松田水道局副局長兼計画課長** 老朽化施設、それから配水管の計画的な更新というのはあるんですけども、これは水道の安定供給を持続していく上では必要不可欠であるというふうな認識をしております。本市は平成26年に資産管理の手法でありますアセットマネジメントを定めておりまして、計画的に老朽化した施設の更新を進めているところでございます。それから、また昨年策定をいたしました水道事業基本計画ですね、新水道ビジョンに基づきまして、平成30年から10年間の総額63億3,000万円余りを使いまして、おおむね100キロメートルの老朽管更新を計画しております。

平成30年度の実績としましては6億6,000万円で、約13キロメートルの更新を実施をいたしております。これらの老朽管更新に関します建設改良事業の財源といたしましては、企業債の借入れ、それから一部国庫補助金の活用を見込んでおりますけれども、いずれにしましても将来にわたり持続可能な水道事業を運営していくためにも、経営上の収支を十分に分析をいたしまして、今後ともバランスのとれた事業運営に努めてまいり

たいと、そのように考えております。

○**稲田分科会長** 湯崎総務課長補佐。

○**湯崎水道局総務課長補佐兼財務担当課長補佐** 先ほどの委員の御質問の平成30年度、平成29年度の建設改良費の差額についてでございますけども、平成29年度のほうが多い数字になってございますが、この差額につきましては、平成29年度につきましては配水池設置事業を行いまして実施しました中央送水ポンプ場、あわせて庁舎建設の費用がこちらには含まれておりますので、この差額になっております。以上です。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 今、松田さんが御説明いただいた、60億で100キロという数字でしたかね。ところが、実際に配水管の維持管理の延長は1,300キロメートルとここに載っておりますが、100キロで60億、それを13倍していくと700億ぐらいという数字になりますけども、これらの状況から見たときに、今のいろんな基本的な計画なんかを組んでいらっしゃいますけども、賄えるという、今の水道料金の維持ということも含めた中で賄えるということに成り立つんでしょうか。

○**稲田分科会長** 細川水道局長。

○**細川水道局長** これはビジョン、基本計画つくるときに10年間で100キロ、10キロということで試算しておるものでございます。先ほど言いましたように、30年度におきましては6億6,000万使って、大体13キロぐらいやっております、実績として。私の気持ちとしては、やはり今まさに遠藤委員が言われましたように、年間13キロぐらいはやっていきたいと。そうすれば100年でつく。できれば15キロぐらいやりたいということもあるんですけども、そうすると今度建設改良費が膨らんでくるという状況がございます。まさにこれから先のことを考えたときに、今は大きな庁舎建設、配水池が終わったものでして、老朽化している水源地関係、建物関係もこの10年に今は入れ込んでいるんですけども、そこらを少し延ばしたりとか、管路のほうに持ってくるとかというようなこともシミュレーションの中で検討して、できる限り年間13キロぐらいはやっていきたいというふうに思っているところです。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** ちょっと2番目のところと関連してきますので、委員長、入りますけども、今、局長の言われた内容を含めて、ほんなら水道料金というものをどういうふうに設定していくのかと、収入面でですね。もちろん国の補助金等も適用される部分はあったとしても、主体はやっぱり水道料金だろうと思うんですね、財源は。そうなったときに、今の現状の水道料金というものがいつごろまで維持できるのか、今言った13キロでずっと工事を続けていくということを含めて、いつまで維持できるのかということと、もう一つは、監査の財務分析を見ますと、この内容がわかりませんが、流動比率とか当座比率とかいうものなんかを見ておられますと、資本構成比率とか、比較的類似団体に比べて数字がいいんですよ。こういうものから見たときに、水道料金は今のままでも十分ずっと将来までとは言わないまでも、30年先ぐらいまではやれるんじゃないかなと、短絡的にこの数字を見て受けとめるんですが、そこら辺の関連というのはどういうふうに考えておられるのか。

○**稲田分科会長** 金田次長。

**○金田水道局次長兼総務課長** 最初に、今お尋ねがありました流動比率、当座比率、類似団体と比べて当市は高いという件についてでございますけども、類似団体の最小負担額は平均しますと約8億円でございます。我々としたしましては、そこをできるだけということで、五、六億円から6億円程度に抑制してやってきておりまして、できる限り健全化に努めてきたといったところでございます。そうした中、いろいろ話が出ております配水池設置事業ですとか、庁舎ですとか、そういった大型の改良工事につきましては、金利が1%以下と、それが平均ということもございますので、一定程度、後年度負担もそれは考慮した上で起債を財源としてやってきたところでございます。そうした結果が繰越利益剰余金として積み上げてこられましたので、こういった数値になってあらわれてきていると考えております。しかし、残念ながら、いろんなところをやっておりますので、これからはその数字は少しずつ減少していくということを想定をいたしております。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** 引き続き料金改定の話につながってくるんですが、今言いましたように、いろいろな努力しながら剰余金まで積んできておるとというのが実際の状況でございます。委員言われますように、経営指標については今現在、他の団体に比べると比較的同水準あるいはいい水準にいるというのも現実でございます。一方で、先ほど言いましたように老朽施設、老朽対策というのはもう絶対必要だというふうに思っております。料金収入どんどん下がってくると思うんですけども、水道施設のダウンサイジング、要らないところにはちっちゃな部材に切りかえるとか、安い部材使ったりというような節減をやっていくんですけども、多分、多分という言い方はおかしいですけども、このままどんどん料金収入が減ってきて、2億、3億減ってきますと多分相当厳しい状況になって、そこまで減らなくても厳しい状況になってくるだろうということで、どうしても先ほど戸田委員も言われましたように、きちっとした老朽化対策やっていくためには、やはり料金改定が必要だろうと。どのあたりだと言われると非常に答弁しにくいんですけども、今言いましたように今後10年の後半にはというふうには思っているところでございます。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 余分な話になるかもしれませんが、ニュースなんかであちこちで水道管の破裂とかいろんな問題が、事件が起きていますよね。今、計画的にやっていくというふうにおっしゃったんですけど、13キロなら13キロ、例えば緊急的に20キロでもしていかないけんよというような、そういうような状況というのは想定はされていないんですか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** 非常に米子市の水道局、老朽化対策を早目にやっておりまして、危ないような431号の水管橋とかいうようなところには、早目に手を入れて今やっていっております。ですので、大きな管についてはいち早く手をつけていっていると思っておりますので、非常に大きな被害は今のところ出ないんじゃないかなというふうには思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** わかりました。委員長、次に行きます。

(「ちょっとほんなら関連して。」と矢倉委員)

**○稲田分科会長** 矢倉委員。

**○矢倉委員** 今、話聞いておったら、ちょっと方針、考え方が変わったのかなと思ってね。庁舎を新築するとき、いろんな懸念があった。そのときにも老朽化もあるし、水道管をかえる、どうこうあってもこれは十分に値上げせんでもいいですよということで、たしかこれは庁舎はゴーサインした気がするんだけど、今、情勢が変わったというふうに理解しているんですか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** まさにそれ、細川、私の前の前の前のとき、田中さんのときだと思うんですけども、同じように最初の10年計画、基本計画をつくられたときに、まさに言われますように、老朽化した庁舎の改修しないといけない、それから配水池もつukらないといけない、ただ、この10年では料金改定しなくていけますよということ声を高に言っておられて、そのとおりに推移してきております。ただ、やはりその次の段階、局面に今、私の段階になっておるんですけども、やはり今言った人口減少がもう目に見えて収入が減ってくるということで、なかなか厳しい状況に移行してきているというのが実情でございます。ただ、今言った田中さんのときにも、収入が減ってきて厳しい状況になるだろうというのは水道局としては予測していたようでございます。

**○矢倉委員** まあいいです。

**○稲田分科会長** では、遠藤委員。

**○遠藤委員** 今、細川局長がおっしゃったことは、当時の田中局長からもいろいろ議論して聞いておりました。ただ、将来的には老朽化対策で大きな需要が見込まれてくると。そのためには10年間のうちになるのか、10年以降になるかわからんが、水道料金には手をつけなきゃいけなくなるだろうということは、彼自身もそういうことは予測しておった中の計画書だったというふうに思っておりますけども、そこで受託工事収益の収入済額の減少について、これは監査の18ページに載っておりますして、想定額が1億1,315万7,000円に対して、収入済額は6,654万5,000円で、収納率58.8%になっている、こういうふうに今、監査のほうで書いておられるんですけども、これの理由がちょっと見えにくいもので、これはどういうことかというふうになっておるのかということの説明していただきたい。

**○稲田分科会長** 金田次長。

**○金田水道局次長兼総務課長** 受託工事費の調定額、今おっしゃいました1億1,315万7,000円のうち、原因者、すなわち米子市ですとか境港市さん等が行われます下水道工事等に起因した水道工事の負担金はそのうち1億307万7,000円となっております。今お尋ねの収納率が前年度に比較して下がっている要因としましては、平成30年度につきましては、年度末間近を工期とする工事の割合が前年比2割増となったため、結果3月31日時点での未収金の差額が大きくなり、収納率の低下となってあらわれたものでございます。なお、この原因者負担金につきましては、その後の5月末現在で100%の収入となっております。以上です。

**○遠藤委員** わかりました。結構です。

**○稲田分科会長** 次に進みます。決算審査意見書37ページ、工業用水道事業会計について。

遠藤委員。

**○遠藤委員** ことしの7月ですかね、シャープの関係で休止ということになってきたわけですが、その事業のこれからの展開というのを聞くのが決算委員会としては適当かどうかわかりませんが、そういうようなことがもしも検討されておる中でどういうふうな状況が起こっているかということをお聞かせいただければ、それをお聞かせいただきたいですが、問題は事業が休止した状況の中で30年度の剰余金が1億1,000万ほど出とるんですけども、これの処理というのはどういうふうにするのか、これをまず伺っておきたいと思います。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** まず、シャープさんの今、使用中止という状況でございますけども、御存じのように米子の工業用水はシャープ1社さんに使っているという状況でございます。ただ、シャープさんのほう、再開が全くゼロかというところについては、まだゼロではないということを言っておられるということで、今のところ私の考えとしましては、どうしても当面の間は一定の水準で維持管理をしていかざるを得ないのかなというふうに考えております。ただ、今後どうやっていくのかは、シャープさんがどうなっていくのかというようなところは、やはりちょっと経済部とも連絡を密にとりながら見定めていくしかないのかなというふうに考えております。ただ、なかなか急いでも結論はなかなか出ないと思っています。ある程度数年というようなスパンで物事は考えていかんといかんのじゃないかなというふうには考えているところでございます。利益剰余金が今1億1,000万ほどありますけども、今言ったこれは工業用水事業で生じてきました利益を積み立ててきておるんですけども、このたびの休止を受けて、今言いました当面の間、維持管理をしていかないといけないということで、この費用にしばらくは充てていくのかなというふうには思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 維持管理費というのは、年間どのぐらい見込まれていくんですか。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** まだこれはどこかでお話ししたんですけども、予算の変更もまたこちらにお諮りせんといかんと思うんですけど、まだ正式、正確には出ておりませんが、人件費等を入れますと1,000万程度になるんじゃないかなと思っております。

**○稲田分科会長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私が思いついたのは、例えばこの休止して会計もとまるわけですね、事実上。だけど維持管理部分の事業が動くわけですけども、例えば1億円あれば、そのうちの何ぼかはね、やっぱりきちんとして積み立てておくということも安全管理上いいじゃないかなというふうに思ったんですけど、そこまでの余裕がないということになりますかね。

**○稲田分科会長** 細川水道局長。

**○細川水道局長** 基金で積むというよりは、今、工業用水道会計の中の貯金という形でおりますので、この中から維持管理費を出して、しばらくはいけるかなというふうに思っております。それで、今1,000万というあれを言いましたけども、減価償却費も含めてというところですので、多分、減価償却を除けばその半分から6割程度が、これで実際に出てくる。実際には今言ったように減価償却費をカウントしておりますので、実際に動くお金というのはその5割から6割ぐらいかなというふうな。

○**稲田分科会長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** こだわりませんけども、素人判断ですけども、一般会計だったらある程度そういう金が余った場合には基金に積み立てて安全管理されるんですよね。ところが、剰余金というのは会計上の記帳には残るかもしれないけども、一般的に見えないじゃないですか。ところが、工業用水の特別会計資金ということになれば、これはきちんと資産、土地が名目として公共的に見えるんじゃないですか。帳簿の中でこういつて積立金という形になるのか、そういう基金という形できちんとした管理していくのかによっては、随分と何か見る角度が違うような気がしておるんですけども、同じなんではなかね。という思いをしながら聞いておるわけです。

○**稲田分科会長** 湯崎総務課長補佐。

○**湯崎水道局総務課長補佐兼財務担当課長補佐** 先ほどの御質問ですが、一般会計のほうではよく基金という形で積み立てられることになります。公営企業会計の場合では、多くの場合は例えば建設改良積立金、あるいは減債積立金、あるいは特別な名前をつけて庁舎の建設費用積立金という名義上預金にしっかりとした目的をつけて積み立てるのが一般的な形となっております。

○**遠藤委員** 了解しました。

○**稲田分科会長** では、予定をされたものは以上で終了ですね。

以上で水道局所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会都市経済分科会を暫時休憩いたします。

執行部の皆さんは退席してください。

このまま引き続きでやりますので。

**午後 7 時 3 7 分 休憩**

**午後 7 時 3 9 分 再開**

○**稲田分科会長** 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。

これまでの審査をもとに指摘事項とすべき項目について皆様からの意見をお願いいたします。

まず私のほうから、確認をさせていただきます。きょうの朝からのやりとりの中で、指摘という文言が入って、その項目にとりあえず大丈夫かどうかの確認でございます。

3 1 2 番が指摘、その下の決算附属資料のところの墓地の関係も指摘、それから印刷物には載ってありませんが、遠藤委員からの申し入れ事項が指摘、それから 3 1 6 番の都市公園事業管理、指摘、3 2 5 番、同じく指摘。飛びまして、国県要望、加茂新川河川の河口整備についてが指摘、それから 3 0 6 番の排水路維持補修事業が指摘。めくっていただきまして、3 2 6 番、市営住宅管理事業が指摘、3 2 7 番、市営住宅長寿命化が指摘。めくっていただきまして、2 7 1 番、伯耆国「大山開山 1 3 0 0 年祭」推進事業が指摘。一番下の 3 1 3 番、下水道事業会計繰出金が指摘。めくっていただきまして、番号ございませんが、遠藤委員から提出の下水道営業課、公共下水道特別使用分担金について指摘。以上、手元の確認ですが、皆さん、これはよろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田分科会長** ここから委員会として指摘事項、3 0 年度の指摘事項というものに最終的にそれに値するという言い方が適当か、要は選択しなければなりません、それについて



て1つずつ諮るといふか、意見をまとめながら進めるでよろしいでしょうか。

○戸田委員 1つずつ行きましょう。

○稲田分科会長 では、312番、駐車場について。

戸田委員。

○戸田委員 もう私は、これは繰上充用をもう何十年間も続いていますので、答弁も検討するということでしたけども、これは必ず指摘したいと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田分科会長 はい、では。

○戸田委員 じゃ、これは私、書きます。

○稲田分科会長 ありがとうございます。戸田委員によって作成されるということで。

その下、市営墓地についていかがですか。

○遠藤委員 指摘事項にしていいただければ、私が書きます。

○稲田分科会長 皆さん、よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田分科会長 続いて……。

○遠藤委員 市道管理のやつも私ですね、借地の問題ね。

○稲田分科会長 今のでよろしいですか。

○遠藤委員 違法の状態のものを議会も知らん顔しとるわけにならんと思うよ、あれ。もう明確に法律上も裁判例も出てきとって、彼らもそれを知っておるわけだけんね。

○稲田分科会長 ただ、指摘事項に違法と書かれますか。

○遠藤委員 私が文章を工夫しますわい。けども、本筋からいけば、表現してもおかしくない。

○稲田分科会長 最終的なところは、底地買い上げなさいよということ。

○遠藤委員 底地をね、買い上げんでもいいんですよ。違法ですけど、借地権というものが存在しないし、契約も存在しないし、法律からいったら。それをやっていることが問題なんだということの状況が今出てきちゃったんです。借地権というのは、市のほうから言うことでしょうか、あれは借地権というのは。市のほうは相手側の地権者に借地権があるわけじゃないわけで、借地権は借りる側に借地権があるわけで。

○前原委員 でも、副市長の指摘では、最後に法的にちょっと確認するみたいなことがあったから、その回答を待ってからでもいいんじゃないですかね。

○遠藤委員 法的に確認するといっても、法的の判例文書なんかみんな僕のどこへ持ってきておるで、こういうふうになっておる。今度それ見ておったら……。

○前原委員 だけど、それは法律家によって判例の解釈が人によって解釈が違うようになるので、それは遠藤さんの解釈の……。

○遠藤委員 行政実例と。

○矢倉委員 あれは戦前の法律で、戦前やっているでしょう。

○遠藤委員 いやいや、新しいものがクローズアップしている。

○前原委員 判例はない、あれです。

○遠藤委員 判例はあるよ。だから、判例の場合は第三者が取得して所有権を持った場合

でも、それを持って、市道になっておいて、市議会が文句言うことはできませんということ、それは収益権そのものを制限しておるわけだ、道路法は。

○前原委員 私はまず専門家の解釈というか、意見を聞いてからのほうがいいと思うんです。ちょっとおかしいことになっちゃうんでね。

○稲田分科会長 どうでしょうか。

○遠藤委員 違法という言葉を使うことが難しいならば、そういう法にのっとってきちんと何を整理して、そげしてただし適正な事務運営を図れというようなこともあり得るで、適正な。

○戸田委員 適正な事務対応をされたいというんでいいだ。適正かどうかは、言われるまでだったら、わしそれで黙っておっただけん。

○遠藤委員 いや、それは前からそういうふうに言っておるけど、この法律よく読んでみなさい。それは誰が言ったって、それは変えることはできんだ。どこの自治体もそういうことでやっておるわけだけん。米子市がそういうことをやったことは異常だ。

○前原委員 イレギュラーということは、多分イレギュラーだと思っんですよ、明らかにおかしいと思っんですね。

○遠藤委員 イレギュラーじゃない、おかしいことないと思っよ、正当なエラーだよ。

○戸田委員 道路法に基づいてきちっと適切に市道の認定を起こしておるかどうかということだ。それを問っとうなる。そこが借地が生じとうけん、借地のところに市道認定が起こされるかだ。

○遠藤委員 借地を認定することは、道路法は認めてない。主権というのは一切認めてないだ。それが道路法だ。これはどんな弁護士に聞こうと、誰に聞こうと、それはそのとおりに言わはる。最高裁もそう出しておるわけだ、41年に。どうしようもない、動かんよ。それをどげだかこげだかと言っているのは、副市長は現場の今の事務統括者だけん、今まで議論したことと全く逆転のことを行わないけんので困っておることは事実だ、そこを突かれたけん。それだけのことだ。それは時間稼ぎをしようという話だ。

○戸田委員 まあ書いてもらっって、文言でその辺のところを目通して。

○遠藤委員 だけど、知らん顔するわけにならんで、これは。

○稲田分科会長 いや、僕は慎重にいきたいね。

○遠藤委員 議会が黙っちょっつてはいけません。議会はこういうときにこそ力を発揮すべきです。

○矢倉委員 委員会の合意だけんな。できるだけ通してあげにゃいけんけど、どうも人数的に難しいじゃないかな、これは。また遠藤さんに議論してもらっことにして。

○遠藤委員 いや、そげな、俺はこういう問題こそ議会がどういうふう指摘するかというのは大事だと思っよ。今までの借地料問題で指摘したことは事実だ。ただ、今までは減額します、そのために努力しますよ、回答になっておるだけだ。しかし、減額の努力なんて不必要だ、それ自身がもうはや時代に乘らんだがん、法律上からは。それを議会側がね、いや、まあわからんけん、また次の段階だわっていうようなことをやっておる自身は、これは議会の存在をかけた、存亡をかけるときかなと思っよ、俺は。一番大事な部分だと思っよ、俺は。俺がやっつるからというわけではない、こういうところを議会みんなが共有して、それはそうだなと、最大限こういう形でいこうと言ってこそ議会の存在があると

思うよ、俺は。法令違反というのはちょっと鋭いというなら、それはそれでスルーしてもいいけども。だけど土台だけはしっかりしちよって、どういうふうに指摘してきて、正させるかということ。このスタンスまで放棄してはいかんと。

○前原委員 委員長、どうですか。

○稲田分科会長 多数決しかないけどね、あんまりそういうやり方はしたくはないんですけど。

○遠藤委員 市長さんを守る気持ちはいいかもしれんけども、市民の皆さんの立場に立って考えにゃいけん。市民の税金を違法に支出されるということだよ、もっと厳格に言えば。だけん、議会としてのスタンスをどう持つかということだ。それを表現上どうするかということだ。委員長、がいに悩むことじゃないんじゃないの。議会の指摘事項とはどういう意味合いで指摘事項ということになるだ。いいことをやっておるけんって指摘事項はない。

○稲田分科会長 それはないです、それはないです。

○遠藤委員 おかしいことをやっとうけん、指摘事項でしょう。

○稲田分科会長 挙手でとらせてもらってよろしいでしょうか。

○遠藤委員 僕は納得しないよ、そういうやり方は。みんなが何で共有できないのかというのがわからんに、こういう問題を。明確に、まず俺の思いだけ語っとるだけでなく、具体的に資料も提示した中で、具体的に法律上からもきちんとそういうものがなると。それと合わんじゃないかということを実況があらわれておるわけだ。

○稲田分科会長 法解釈ですよ、実態があるからそれに対して。

○遠藤委員 法解釈は、4条の3で私権の制限をすると書いてある、道路法。これが一番、私権とは何かといたら、収益権を否定しますよということだ。

○前原委員 話の中で違法性を認めたかどうかということ、認めてないと思うんですよ、当局側は。だけんもう話がそこで平行線のままだから、指摘するのがどうかというのは、僕は指摘に当たらない、指摘はできないと思うんですよ。完全に自分たちがおかしいとか、違法性があるという認めた場合は指摘できると思いますけど。

○遠藤委員 議論の中で相手方が違法性を認めたら、それは完敗もええとこだよ、それはもう。完敗もいいとこだよ。相手が認めたけん、ほんなら指摘ができるって話じゃないの。相手が認めなくても指摘する部分。

○前原委員 で、私は困るんですけど。

○稲田分科会長 私もそこはちょっと踏み切るには、ちょっとためらいますね。

○遠藤委員 何でこういうことが共有できんだろうかと、議会は。

○戸田委員 まあそれぞれの意見ですので、仕方がないが、意見、遠藤さんは決をとるのはいけんと言いなるけども、仕方がない、決とらにゃ前へ進まんが。

○遠藤委員 いや、文章はもうつくってみて、その上でどうするかという判断ができんか。

○戸田委員 それやってみないな。

○前原委員 そうしましょうか。

○稲田分科会長 でも、それどう判断するかです。どの場面で。次の委員会で間に合うの。では、その方針案を見て。

(「まとめてよ。」と声あり)

- 稲田分科会長** 次、316と325、これは一括でいいんじゃないかと思うんですが。
- 伊藤委員** 一括でいいんじゃないかな。
- 稲田分科会長** で、取り上げるか取り上げないかですけど。
- 戸田委員** 私はこの公園の管理のね、一元化をどうしてもこれは上げたいなと思っておるんですけどね。
- 稲田分科会長** きょう出ましたね、答弁にも入ってましたし。
- 矢倉委員** それは前から言われちょうことで上げたほうがええ。
- 稲田分科会長** では、316、325は一括して、タイトルは。
- 戸田委員** 一元化だけでいいですか。
- 伊藤委員** 何ですかね。
- 戸田委員** 管理委託への検討、複数の管理委託が…。
- 伊藤委員** 検討と、日常点検と定期点検の、入れていただくとありがたいです。
- 戸田委員** 難しいな、点検と、またこれわし書くだな、ほんなら。
- 伊藤委員** お願いします。
- 戸田委員** 一元化と点検の状況と、点検の不備と管理委託の不備ということだね。
- 伊藤委員** はい。お願いします。
- 戸田委員** で、いいですか、皆さん。

〔「はい」と声あり〕

- 稲田分科会長** 最初に出たので表示がわかりづらいからというのがあった。窓口の一元化は出ました。指定管理者が160カ所見てて回り切れないような言いわけということもございました。それから、健康遊具の話が出ました。除草が追いついてない等、あと指定管理者が1者のみであるということが、分割することを考えているという答弁がございました。あとは、点検について出ましたよね、日常点検と。それから有資格者の話が出て、あとアンケート結果のことも出ました。
- 戸田委員** まあそげに全部書けんだけん。
- 稲田分科会長** 最後、副市長が一元化を考えたいとおっしゃいました。
- 前原委員** いいじゃないですか。
- 稲田分科会長** では、次に行きます。遠藤委員から、国県要望、加茂新川河川の河口整備についてです。
- 遠藤委員** これはぜひ指摘させてもらわにゃいけんで。
- 稲田分科会長** 遠藤委員の作成でよろしいですか。
- 遠藤委員** いいですよ。都市公園のこの316、325は戸田さん。
- 稲田分科会長** 316と325が戸田さんです。
- 戸田委員** 316と325をね。
- 稲田分科会長** 306番、排水路維持補修事業。
- 戸田委員** これは指摘しましたけど、いいですよ。
- 稲田分科会長** 指摘取り下げる。
- 戸田委員** はい。もうよく書いておったって。
- 稲田分科会長** 次、326と327一括かと思いますが。
- 前原委員** 何かこれも釈然としなかったよね、説明がね。

○**稲田分科会長** 空き家の、その政策空き家の。

○**遠藤委員** 伊藤さん、これ書いてごすか。

○**伊藤委員** はい、承知しました。

○**稲田分科会長** そうしますと、するでいいですね。

○**伊藤委員** はい、お願いします。

○**稲田分科会長** 伊藤さんですね。

めくっていただいて、271の伯耆国「大山開山1300年祭」これを取り上げるか、そうでないか。

○**戸田委員** 事業効果がなかったか。

○**遠藤委員** 大山、これやっぱり言わないけんわい。経済関係は特にね、データというのをちゃんと把握しとらにやいけん、ゼロに近い。

○**戸田委員** 遠藤さんですか、書いて。

○**遠藤委員** わしが書くだ。

○**戸田委員** 言いなつた人ですがん。

○**稲田分科会長** 次、同じページの一番下、313番、下水道事業会計繰出金。取り上げるでいいですか。

○**伊藤委員** いいですか、いいでしょうか。

○**稲田分科会長** 313で、伊藤さんに書いていただく。

○**伊藤委員** はい。お願いします。

○**稲田分科会長** 最後のページの遠藤さんの提出、公共下水道特別使用分担金について。

○**遠藤委員** どげな。だけど、不審に思わんか。だけど、こういう分けけをしておるっていうこと。今もね、僕の部屋へ帰って、見たのよ、下水道の地図を、佐藤さんと一緒に。30年のときに配ってごいた下水道の地図と、31年の5月に配ってごいた下水道の地図、2つ張ってあるだ。崎津団地のところを見た。30年のだけ白で、31年のは赤になっておるだ。俺はそのことを言っておるだが、事業整備区域にしておりました当時、平成13年、違うんじゃないの。かわいそうだと思うだがん、寄附してもらえたらな、これは管理区域に入れにやいけませんって言っておるだで。片一方は管理区域にあったけん自己負担されますという話だ。こんな論理は通らんと思う。

○**稲田分科会長** では、確認に入ります。もう一度最初のページにお戻りください。312番、駐車場事業特別会計は、取り上げるで、戸田委員が案をされます。その下、市営墓地事業特別会計を取り上げる、遠藤委員が作成担当されます。それから、遠藤委員提出の資料の認定は、文案を見てという条件がつきますが、取り上げるで遠藤委員が作成されます。それから、316と325の都市公園と公園施設長寿命化は2つセットで一括で取り上げるで、戸田委員が作成されます。それから、加茂新川のやつは取り上げるで、遠藤委員が作成されます。それから、飛んで326、327、市営住宅は、これ一括して伊藤委員ですね。めくっていただいて、271、伯耆国大山開山は遠藤委員にて作成。313番の下水道事業会計繰出金は伊藤委員によって作成される。最後、公共下水道特別使用分担金、遠藤委員によって作成されるということで、ここまで確認させていただきました。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田分科会長** あと、最後の……。

○戸田委員 いつまでにとか。

○稲田分科会長 そこそこ、そこです。これは提案になりますので一応読み上げます。文案を作成される委員は、指摘事項（案）を委員提出表、事前に配られている用紙ですけども、一応言いますね、9月24日火曜日午後5時までに可能な限り電子メールで事務局へ提出いただきたい、お願いいたします。

なお、文案については、分科会の中で述べられたことしか記述できませんので、御了承ください。

提出された文案については、26日の分科会で文言調整等の整理を行いますので、あらかじめ御了承ください。というところなんですが、今の読み上げた内容でよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○稲田分科会長 では、24日火曜日、3連休明けですけど、午後5時までに事務局へメールで出してください。

○遠藤委員 連休遊んどられんな。

○伊藤委員 音声データとかは聞かせていただけるんでしょうか。

（「はい。」と森井議会事務局議事調査担当事務局長補佐）

○遠藤委員 まあそんなに長文書くじゃないだけんな、5行ぐらいのもんだよ。

○稲田分科会長 では、以上で予算決算委員会都市経済分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

**午後7時59分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会都市経済分科会長 稲 田 清